

(569) 新撰韓國事情

官公學技技機醫齒藥獸產	校教	吏吏	看按	按	通	夏	期	飲
職		業	摩	業	職	期	飲	料
		人員	鍼	人員				
		二二七	科	一七				
		四四	婦	一〇				
		五一	官	五				
		一七	侶	三				
		四〇	商	三				
		二	家	一				
		四	雇	三				
		二	人	一				
		〇	及	三				
		七	僕	一				
		七	婢	三				
		九	員	一				
		七	辯	三				
		一	員	一				
		七	九	三				
		四	二	一				
		二	九	一				
		四	二	一				
		二	九	一				
		五	二	一				
		三	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		五	二	一				
		三	二	一				
		四	二	一				
		一	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				
		二	二	一				
		〇	二	一				
		七	二	一				
		七	二	一				
		九	二	一				
		七	二	一				
		四	二	一				

(571)

新撰韓國事情

和洗綿塗網疊諸染へ細硝家鋸履傘造琴表
 洋 直 ン工ヲン 物提 三具
 裁 シ ン 物提 味
 縫濯打物職 物物キ商類具 商灯靴線師

五三 一四 二 一 一四 五 一三 一四 七 九 三 一 一五 八 二 三 一三
 西洋 茶 砂 菓 魚 荷 新 土 漁 海 鹽 薪 石 書 石 蠟 青
 食 子 及 麵 運 取 請 產 炭 炭 具 類 燭 物
 品 木 糖 包 類 搬 次 負 具 物 炭 炭 具 類 燭 物

三 二 三 五 一九七 六九 一三 五 六八 六 七 五 八〇 六 五 九 二 一四二
 船海易貸乘牛潛解渡韓印印寫漁豆蒲自粉
 乘士者車車車業船船買判刷具夫類銖車摺
 乘士者車車車業船船買判刷具夫類銖車摺

九三 七 二 一 一八 〇 二 三 二 九 五 八 二 三 三 一 四 二 九

新撰韓國事情

(570)

回問質植鍛左瓦煉石桶人雇湯酌仲藝劇遊
 易 瓦 力人 娼 戲
 車口
 漕屋商木冶官工工工工輓入屋婦居妓場場

一九 五 五九 六 六四 五〇 一四 二〇 一三 二九 一〇 六 一九 二四 四三 二八 三 二
 冊大氷賣藥鐵屠牛同古質女理醬酒仲穀精
 大 製 賣藥諸賣行 砲 火 乳 行 物 髮
 工工造商種藥畜取商商屋結髮油造買物米

七八 三六八 一 一八 二 二 二 四 八 九五 二五 二〇 六三 九 一六 六五 九九 一七
 土ブ鑄乾煙時金荒小漆陶吳和洋醬油味附小賣罐石織木指
 工職師物草計物物貨器器物 服 太 製 造 醃 物 挽 物

一六〇 二 七 二 三 六 二 一 五 八 〇 一 九 三 四 一 六 〇 六 七 七 四 七 一 四

仲	日	電	驛	火
仕	雇	夫	夫	夫
一四九	五五	二	八四	六
貸	金	農	葬	牧
本	業	畜	畜	畜
一	二	三	三	三
無	其	合	合	合
職	業	計	計	計
七〇	八〇	七五三六	七五三六	七五三六

又更に日本人以外にして釜山に在留するものを擧ぐれば左の如し。
釜山在留外人調 (明治四十一年四月一日調査)

國	名	計	獨	濠	國	計
韓	國	七四二	六九二	八二	一四	七六二
清	國	一八八	一九七	一四	一四	六九五〇
米	國	七	九	一	一	一四五六五
英	國	二	七	四	四	六九五〇
國	名	計	獨	濠	國	計
男	女	計	男	女	計	計
七四二	六九二	一四三〇	一四三	一	一四四	一四五六五
一八八	一九七	一四	一四	一	一	一四五六五
七	九	一	一	一	一	一四五六五
二	七	四	四	四	四	一四五六五

(四) 商業

釜山は日韓兩國間の關門に位するを以て貿易額は年々増加し、又内地殊に韓國中比較的物産に富める慶尙道及忠清、江原各道を始め京釜、京義兩鐵道より輸送する貨物陸續として絶へず、又洛東江沿岸に産出する米穀獸等も亦同地に集注するを以て、其貿易高は韓國

開港場中に第一位を占むるに至る、而して其輸出の主なるものは米、大豆、干魚、昆布、海苔、魚類、牛皮、牛骨、砂金等其輸入は木綿、金巾、石油、食鹽、陶器、木器、繩、金屬製品、燐寸、煙草、酒、醬油、紡績絲、絹、砂糖、雜貨等にして其輸出先は日本、清國、浦鹽斯德、香港、新嘉坡にて、其輸入地は日本、清國、北米合衆國、英國、香港、新嘉坡、露西亞、獨逸、佛蘭西、加奈太、奧地利、白耳義、西班牙、伊太利、爪哇、土耳其、埃及、馬尼刺なり、今釜山商業會議所の調査に係る外國貿易輸出入額十年對照表を擧ぐれば左の如し。

釜山港外國貿易(附記)輸出入額十年對照表

年次	外國貿易	沿岸貿易	通計
明治三十一年	輸出 二八二、六四六 輸入 二五五、三三一 計 五三七、九七七	輸出 五五六、二二七 輸入 七一九、七〇〇 計 一二七五、三九七	六、六〇三、三七四
同 三十二年	輸出 一、八三三、二八三 輸入 二、三八九、七五四 計 四、二二二、〇三七	輸出 五五三、四四〇 輸入 四四三、九七三 計 九九七、四一三	五、二〇九、四五〇
同 三十三年	輸出 三、三三六、九三六 輸入 二、二三五、五七四 計 五、五九二、五一〇	輸出 四六八、六四二 輸入 六三三、五七三 計 一、一〇九、二二四	六、六三三、七三四
同 三十四年	輸出 三、一〇五、九六三 輸入 二、七三一、九三三 計 五、八三七、八八六	輸出 四四五、九六三 輸入 六三五、五八〇 計 一、〇八一、五四三	六、九一九、四二九
同 三十五年	輸出 二、六〇七、八七六 輸入 二、七六三、四一五 計 五、三七一、二九一	輸出 五八八、五九五 輸入 五八八、五九五 計 一、一七六、一〇八	六、五四七、三九九
同 三十六年	輸出 一、九六四、七八三 輸入 四、三三〇、一六七 計 六、二九四、九五〇	輸出 六二七、六九六 輸入 八七七、八六八 計 一、四九五、五六四	七、六九〇、五一四
同 三十七年	輸出 一、六一九、三六二 輸入 六、四六九、一五八 計 八、〇八八、五二〇	輸出 一、一八〇、五八〇 輸入 一、一六二、五二八 計 二、三四三、一〇八	一〇、四三一、六二八

釜山港(外國貿易貨物再輸出、貨幣輸入、船舶出港及海關收稅額)十年對照表

年次	貨物再輸出	貨幣輸入	出港船舶數	海關收稅額
同三十八年	二,〇三四,五七一	八,一四八,三八六	一,三二一,七四六	一四,七〇九,三三七
同三十九年	二,八四八,七三三	七,九三八,〇三四	一,〇六六,五〇八	一三,〇二七,七九〇
同四十年	四,三〇一,四一五	八,七三三,八〇五	一,六八五,五四六	一四,七〇九,七六六
明治三十一年	三〇八,九二三	八六九,二五〇	一,〇五七	三二七,〇六八
同三十二年	三六八,四五九	八五五,〇〇九	一,〇〇七	三五九,四九二
同三十三年	四四五,五一八	九一九,二八九	一,一〇六	三六六,六五一
同三十四年	六五二,二六七	九二五,九四三	一,二〇四	三三三,四七七
同三十五年	六九八,三二二	一,七七五,〇四一	一,四三三	三三三,四七七
同三十六年	七五三,七六二	九七二,五三三	一,四七三	三三三,四七七
同三十七年	一,五八五,七一五	二,五七四,一七七	二,〇一〇	三一九,八〇四
同三十八年	二,〇五七,〇五五	三,一三三,四四六	二,九一一	三九三,一七六
同三十九年	一,三三三,七〇六	一,三三八,一六九	一,〇三八,八一七	三三三,四七〇
同四十年	一,三三六,七〇七	一,九九三,一七三	一,〇〇〇,四九一	三三三,四七〇

前記貿易表に據れば釜山に於ける外國貿易額は、年々に發達して一千萬圓以上となれり、

就中三十七年即ち日露戰爭當時より著しく増加し、三十一年に於て六百萬圓のもの三十七年に至りて一千萬圓となり、三十八年を経て更に一千四百萬圓高に達す實に驚くべき進歩にあらずや、而して是等貿易の大半は殆んど日本人の獨占する所となれり又盛なりといふべし。

又金融機關としては第一、第十八、第五十八の三銀行に依りて大部分の金融を貸けつ、あり、其他の小部分は各個人間に賴子講なるを組織し 相互融通を爲す、其貸出日歩は三錢一厘乃至三錢五厘にして、個人貸の金利は五百圓日歩五錢乃至十錢、五百圓以上は五錢乃至七錢なり。

前記の如く釜山港の商況は年々發展の氣勢を示しつつありしが、昨年は經濟界不順の爲め各市場に於ける取引は一般に不活潑となり、商工業は概して萎靡不振の状態に陥りたるを以て前年度の如き好況を見る能はず、多少内外貿易額に於て減退したるは勢免れざる所なるも、昨年未より世界の經濟界少しく恢復の曙光を放ちつゝあれば近き將來に於て又大に見るべきものあるべし、尙同地の商業にも繁開あり各物資の盛出期とも稱すべきは、穀類は毎年十月より翌年二三月迄、海藻類は六月より九月頃迄、魚類は一、二、三、四、五

及十、十一、十二月中を最とす、輸入品中の賣行は日用諸雜貨類は日韓人に二季節あり、即ち日本人は一月、七月(舊曆)韓人は一月(舊曆)八月(孟蘭盆會)の兩期又金巾、紡績絲、白木綿等は韓人向は十、十一、十二、一月頃迄、石油は毎年冬季中、食鹽は二、三、四及九、十月頃其賣行尤も活潑なり。

(五) 教育、宗教

釜山に於ける教育は、最初居留地事務所の一室に在留民兒童を收容し、簡易の學科を教授せしが、居留民年々増加するに隨ひて迎ても前記の如き場所にては狹隘を感ずるを以て、明治二十一年校舍を新築し、次で三十五年更に大廳町に宏壯なる校舍を改築し、釜山公立小學校と稱す、夫れより小學教育の外に高等教育を爲すべく、同三十九年商業學校、高等女學校を新設せり、其他大谷派本願寺別院の創立に係る私立幼稚園あり、又釜山婦人會の附屬事業たる女學校錦成社、日本人荒浪某が韓人有志と謀りて創設せる日語開成學校一進會東萊支會の草梁小學校(韓人教育)等あり。

次に釜山の宗教界は如何と見るに、同地には眞宗、淨土宗、日蓮宗、曹洞派等何れも寺院を有し盛に布教傳道に努め、殊に大谷派本願寺別院は釜山幼稚園、釜山慈善教社、淨土宗

は少年教育、青年德育會など設立し、頻りに社會的事業にまで盡力し居れり、基督教は大廳町に公會堂を設け、又草梁には英米佛の宣教師在留し、處々に教會堂を創立して、韓人の之に歸依するもの少からずと、今釜山に於ける寺院并に基督教會の數を擧ぐれば左の如し。

寺院

東本願寺別院

西町

高野山大師堂

大廳町

西本願寺布教所

西町

智恩寺

十城町

妙覺寺

西町

總泉寺別院

草場町

基督教會

釜山教育所

西山下町

釜山學公會

大廳町

(六) 漁業

朝鮮海に於ける日本人の漁業は今を去る百年前のことにして、豊後の佐賀關、長門の鯖江、玉江等の漁船は常に朝鮮近海に通漁を爲しつゝありしが、明治十六年通漁公開され、又二十二年日韓通漁條約締結せるを以て日本人の漁業は年々増加し、其經營に係るもの今や船隻二千隻、人員一萬五千人以上にして、其漁獲高便に三百萬圓に上れり、同四十一年

又日韓通漁法發布されたるより一層漁業者の同地に集るもの少からず、其漁撈の重なるものは捕鯨業、鰯網、鯛延網、鱒流網、鯨鯨網、鯖網、打瀬網、一本釣、手繰網等にして、其漁場は朝鮮海峽、鎧海灣、巨濟島、蔚山近海、欲和島、南海島、安島、巨文島、所安島、秋子島、濟州島、木浦近海、群山沖、江原、咸鏡兩道沿岸等而して出漁者は廣島、山口兩縣を始めとして大分、長崎、香川、岡山、愛媛、福岡、熊本、鹿児島等の漁船なり、此等は漁業の手續上及食糧品搭載の爲め一たびは釜山に寄港する必要あり、其漁獲物は重に釜山、馬山等の市場に水揚し、又直接漁場より日本に輸送するなり、尙漁業者の有志によりて組織されたる朝鮮海水産組合なるものあり、毎年二萬圓宛我政府の補助を得て通漁者の保護取締を爲し居れり。

(七) 附近韓人の風俗

近頃釜山居留民團役場の調査に係る概要に記する韓人の風俗産業は能く其情態を穿ちあるを以て茲に録して讀者の參考に資す。

韓國に於ては古來其階級制度は極めて嚴格なり、王族は暫く之を措く、兩班ヤンバン、常漢、奴婢の三階級に別れ、兩班とは文武兩部の意にして即ち貴族をいひ、常漢とは士農工商に従

事するものをいひ、奴婢とは金力に随ひ上級の人に使役せらるるものなり、而して其上級者が下級者に對して無法の抑壓非理の強迫を加ふることあるも敢て怪しむなく、寧ろ當然の事なりと觀念せるもの、如くなりしも、而かも權力の平均は近時頗る其面目を改め、各自其權利を伸張するに難ること少なきに至れり、此の如く嚴正なる階級制度を恪守するが故に結婚の如き互に其門閥を選み家格相當ならざれば之をなさず、又漢土の古制に則りて同姓不相娶の禮を堅守せり、其一たび婚を結ぶや擅に之を破る能はず、表面甚だ美にして秩序整然たるものあるが如しと雖も、其裏面に於ては單に形式に止まれりといふ。

冠婚を一として之れを事實に行ふは韓國古來の風にして、結婚と共に始めて冠するを恒例とす、故に如何に長者の子弟たりとも又如何に年齒長じたりとも婚せずんば冠すべからず、之れを總角トウカクと稱し普通の資格を有せざるものとして人之れを齒せず、故に苟も男子を有するものは一日も早く冠婚の大禮を擧げしめんとし、自然早婚の弊甚だしく行はるゝに至れり。

葬祭も亦等しく大禮にして、赤貧者は之れを除き、相應の財産を有するものは頗る其儀式を盛にし柩を送るに親族故舊相會して物哀れげなる風情をなし、大聲を發して途に慟哭

す、而も誠心之を悲むに非ずして唯一種の禮式として假聲を爲して之をなすのみ、寧ろ大なる滑稽の感なくんばあらず、又國風として父母死するときは其子は三年の喪に服し、麻衣を着け外出に際して深笠を戴き、女子は頭髮に白紙、若くは白布を結びて之を表するを例とす。

韓人衣食住の程度は頗る幼稚なり、間々瓦葺に依り其構造見るべきものありと雖も、唯官吏富豪に止まり、一般人民の住居は何れも周圍に土壁を廻らし中に矮小なる家屋を構ふ、唯雨露を凌ぐに足り、構造極めて粗雑に、其窓戶其出入口に至りて狹窄に採光通氣の如き更に意とする所に非らず、室内亦隨て狭く凡七尺立方に仕切りて之を一間とす、皆温突を設けて採煖の途を講ず、特に注意すべきは韓人が衛生思想の皆無なることにして、室の内外を問はず汚穢醜陋糞尿且之れを避けず、傳染病其他に處する専ら古來の傳説的迷信に支配せられ、合理的手當を施すことを知らず、食事は米麥飯を常食とし、魚鳥、獸肉、野菜等を副食物とすること我國と異なるなし、唯如何なるものを養るにも必ず菲薄を加ふるを以て其臭氣實に堪へ難く、之に馴れざるものによりては忽ち嘔吐を催すばかりなり其他強烈なる辛辣物を嗜好し、胡椒唐辛の如きものを多用す。

衣服は其色概ね白を用ふ、男子に在りては袴に代へてパツチを穿ち、チヨクリ(上衣)を着し、更に其上にツルマキ(周衣)をはふる、皆腰部に茂入、巾着等を垂る、頭髮はこれを頂に結び額上にマングン(綱巾)を以て緊扼し、風簪をつけタンゲン(宕巾)を戴き、更に上に帽をかぶる之をカツ(笠)と云ふ、女子は下にソクマツ(袴)を穿ち、コジヤクを纏ね、更にチーマを纏ひ、ホーツイ(腰帶)を巻ふ、上衣チヨクリを用ひること男子の如くなりと雖も、長け極めて短く乳房裸出せり、頭にはチャゴツシを被ぶる、行くにペクジョン(行纏)を着け、ポーソン(足袋)を穿つ、十數年前政府其服色の制限を解き斷髮の令を布げりと雖も、尙専ら舊慣に依り其實行殆んど見るべきなし。

其性質一見伶俐にして應接待遇等亦巧なりとせざるに非らずと雖も、由來遊惰にして安逸を貪り、睡眠と喫煙に徒に時を消するを一般の例とす、而して地方村落に有るものは稍々愚直朴實の風あるを見るも、都會及釜山の如き開港場附近の住民は概して誦詐驚くべきものあり、殊に附近韓人の生業は大別して農商漁の三種に分つことを得べし、農業者の多くは小作人にして、自作人は其數少なし、蓋し土地海濱に偏して丘陵處々に起伏し廣濶の耕地に乏しければ、隨て著しき大地主あることなし。

商業者は日韓人間の賣買を仲介する客主、及居間と稱する問屋、又は周旋業者を主とし、其他は多く小賣商人にして、卸商又は外國より直輸入等をなす大商なし。

漁業者は依然幼稚なる韓國在來の漁法を踏襲す、其主なるものは漁張と稱する大敷網にして、冬期中専ら鯨及鱈等を漁獲す、其他は極めて小規模なる網又は釣等を用ふるに過ぎずと雖も、近年日本漁夫來集の激増に伴ひ、生存上の必要に促され、稍其漁法を習得し日本製の漁具を使用するものもあるも、何れも自漁自賣の小漁業者にして、有力なる漁業營業者あることあるなし。

鳴湖及盈浦に鹽製場あり、韓人にして斯業に使役せらるゝものあり、此他當地附近に在りて特に産業上見るべきの製造業又工業等なし。

第二 仁川

(一) 位置、地勢

仁川は京畿道の西端、即ち北緯三十七度二十九分餘、東經百二十六度三十七分に位する小半島にして、月尾島、小月尾島、沙島等其前に横りて内港を形くり、八尾島遙に外廓と爲りて以て外港を成す、然れども内港水淺く大艦巨船を容るゝに足らず、殊に潮水の干満

甚しく大潮時には其差三十二尺に及ぶ、故に干潮の際水陸の連絡を缺くは當港の爲め遺憾とする所なり、又半島の中央部は丘陵起伏し、其下に市街ありて東西に連る、其北方は地勢漸次高く間々豁谷を作くるを以て果樹、花卉、及蔬菜を栽培するもの少からず。

仁川は最も首都に近き港灣にして、京畿、忠清、黄海、平安四道の咽喉を占め、更に日本各港及北清各地と密接なる關係ありて、出入の船舶は常に港門に集る、日清日露兩戰役を経て經濟上一大發展を爲し、且つ京義、京釜兩鐵道の完成と共に運輸交通上に於て益々利便を得たり。

仁川人士は曰く、當地は釜山の如く單純なる日韓貿易港にあらずして、對清將た對歐米的の貿易關係を有する唯一の港灣なりといへども、韓國が三十七八年戰役以來頓に其面目を一新し、京釜、京義の一大幹線其中央を縦斷し、又京元線の計畫ありて全國は殆んど京城を中心として四通八達之地とならんとす、此時に當りて仁川のみ果して同地人士の稱する如く韓國唯一の對外的貿易港と爲るを得るや、若し京元線成るの曉は韓國の經濟狀態は一變し、日本中部の貨物は釜山、仁川を經由せずして直に京城に至るべく、又露領沿海州の商品も元山を経て韓内地に入るに至らん、是に於て乎仁川は仁川の天然的地勢上、現狀

を維持するに相違なからんも、同地の經濟上多少の影響を蒙るに至るや必せり、同地人士亦考慮すべき事ならずや。

(二) 運輸、交通

仁川は平安、黃海、京畿、忠清各地への貨物を吐吞し、且日本の各港及北清の各要港大連安東縣等と航運上の關係を有するを以て韓國沿岸の一大關門といふべく、又京仁鐵道に依りて京釜、京義兩線に接続し、釜山方面よりするもの、將た義州よりするもの、永登浦に於て京仁線に連絡するを以て、直に仁川に輸送せらるゝなり、又郵便電信の如き内外に直通し、電話は京仁間長距離の設備ありて、通信機關は設備全く成りて何の不自由を感ぜざるなり。

仁川日本間の航海は最初三菱會社に依りて開始し、次で三菱運輸兩會社の合併となり、郵船會社を組織せられたるを以て、又同社の獨占となれり、次で大阪商船會社仁川航路を始め、二十九年十一月露國東清鐵道汽船會社は浦鹽より釜山長崎を経て仁川に至るの航路を延長し、又尼崎及び阿波共同汽船會社も廻航したりしが、三十七八年日露戰役後船舶業多少閑散となりて輸出入共に貨物の均衡を得るに至りたるを以て、前記の船舶の航海大抵

廢止され、唯だ日本郵船會社大阪商船會社あるのみ、就中郵船會社の如き毎月往復一回の航路に止め、商船會社は近頃特に仁川線を設けて毎週一回仁川、群山、釜山、下關、大阪間を往復し居れり。

仁川郵便の開始は明治十五年十二月にして、當時三菱會社が韓國航路を開きたるを以て之に郵便物を托することゝなれり、同十六年十二月に至り領事館内に郵便事務を開始し同十七年四月より領事は郵便事務を兼掌することゝなり、同二十年五月始めて郵便局長を置き、七月京城に出張所を設く、二十一年には爲換貯金事務を取扱ひたり、三十二年には外國爲替を、同五月には小包郵便を開始し、三十五年には從來の郵便局を仁川郵便局と改稱したるなり。

(三) 沿革

仁川は京畿道西端半島の海岸にして荒涼たる一村落に過ぎざりしも、明治十六年五月開港さるゝや、我邦人競ちて在留し、半年を経ずして戸數三十八、人口二百に上りたり、當時若干の世話掛を置き居留民に係る事務を處理せしが、同二十年三月居留民規則を發布し、總代一名議員十名を公選し、收支豫算を定め課金の制を立て、茲に始めて自治團の基

礎を開きたり、夫れより同二十七年、八年日清戦役後居留民は益々増加し來れり、同二十九年居留民規則を改正して民長を公選し有給と爲し、民會議員より常議員五名を擧ぐ、同三十三年二月日露戦役に際し、仁川は例の海戦の序幕となり、同三十八年に至り日韓協約締結せられ、益々兩國の關係を確立したるを以て、邦人の居留するもの引きも切らず、自治團體は一層複雑となれり、是より先き居留民會の決議を以て居留地制度を改めて公法人となさんことを其筋に請願し、三十六年には各居留地民長聯合會を開きて前記の改正の件を政府に請願したり、然るに同三十八年三月居留民團法の發布ありて、同三十九年八月十五日完全なる自治團體となれり。

仁川は明治六年開港せらるゝや、我政府領事を置かれ、近藤眞鋤氏公使館書記官を以て之を兼任せしが、其後杉村濤氏之に代り、次で十八人の領事を歴て現任信夫淳平氏に及び三十九年一月從來の領事館を閉して理事廳と改め、信夫氏は理事官となりて今日に至れり。

我邦人は前記の如く開港當時より在留するもの少からず、最初支那町に假居せしもの漸次居留地に蔓延して、明治十七年に於て戸數百、人口五百に達し、同二十年には戸數百二

十一、人口八百五十餘人となり、同二十六年には戸數二百七十六、人口千四百四十七に上り、其發展の程度は平調にして秩序的増加に過ぎざりしが、二十七八年の日清戦争を経て頓に發展し、又三十七八年日露戦役後一層過度の膨脹を爲したり、今茲に居留民團戸口本籍職業調査表を掲ぐ、即ち左の如し。

居留民團戸口調 (毎年四月一日調査)

年 別	戸 數		人 口		一戸平均人員
	男	女	男	女	
明治三十八年	一九四三	四九九九	一、二三九	五七八四三	
同 三十九年	二、八七四	五、三二九	一、二八三〇	四、四六一	
同 四十年	二、九七八	五、五五一	一、二六三三	四、二四二	
同 四十一年	三、〇八二	五、三八四	一、二六五八	三、七八三	

居留民本籍別調 (四十一年四月一日調査)

道府縣名	男		女		計
	男	女	男	女	
大 京 東	一五八	一二七	二八五	四八	九三
京 都	一八三	一七九	二六二	二三四	五〇一
阪 府	三九〇	四二八	八一八	七三七	一、三七六
道 府 縣 名					
神 奈 川					
兵 庫					
長 崎					

(四) 商業

仁川は韓國の貿易港として其第一に位し、京畿、忠清、黃海、平安四道の咽喉を占め、而して僅に航程二百餘哩を隔て、南滿州の諸港に接し、貿易上最も重要な形勝を有し居れり、而も韓國の首都たる京城の關門に位するを以て韓國沿岸は勿論、清、英、米、露四國

獨 佛 希 露 葡 合	獨 佛 希 露 葡 合	獨 佛 希 露 葡 合	獨 佛 希 露 葡 合	學齡兒童調 (四十二年四月一日調査)	
				不 就 區 計	就 學 者 分 數
獨	佛	希	露	葡	合
國	國	國	國	國	計
八	三	三	一	一	二、一九〇
八	三	三	一	一	九、〇四九
八	三	三	一	一	九、八四四

居留民團區域內在留外人調 (四十二年四月一日調査)

米 英 清 韓 國	米 英 清 韓 國	米 英 清 韓 國	米 英 清 韓 國	米 英 清 韓 國	居留民團區域內在留外人調 (四十二年四月一日調査)	
					男	女
米	英	清	韓	國	計	計
五	九	九	七	七	八	二
五	九	九	七	七	八	二
五	九	九	七	七	八	二
五	九	九	七	七	八	二

學 校 職 員	僧 侶	神 職	潛 水 夫	製 鹽 夫	公 立 病 院 職 員	義 務 員	按 摩 師	鐵 道 治 理 人	產 婆	藥 劑 助 手
二	五	二	四	二	三	三	六	七	一	二
二	五	二	四	二	三	三	六	七	一	二
二	五	二	四	二	三	三	六	七	一	二
二	五	二	四	二	三	三	六	七	一	二
二	五	二	四	二	三	三	六	七	一	二

外 國 人 被 雇 人	店 員	日 工 場 員 及 仲 稼	工 場 員 及 仲 稼	船 隻 夫	執 達 吏	漁 業 人	農 業 人	料 理 人	力 車 夫	看 護 婦
一〇	三	一	四	五	一	六	二	二	五	一
一〇	三	一	四	五	一	六	二	二	五	一
一〇	三	一	四	五	一	六	二	二	五	一
一〇	三	一	四	五	一	六	二	二	五	一
一〇	三	一	四	五	一	六	二	二	五	一

代 理 人	畫 新 聞 社	被 雇 社	郵 便 集 配	柔 術 教 師	火 山 員	鑛 山 員	機 關 士	仲 工 居	電 工 夫
一〇	三	一	四	五	一	六	二	二	五
一〇	三	一	四	五	一	六	二	二	五
一〇	三	一	四	五	一	六	二	二	五
一〇	三	一	四	五	一	六	二	二	五
一〇	三	一	四	五	一	六	二	二	五

との海上交通の中心點として、通商貿易上のみならず軍事上に於ても韓國の一大要港と謂ふべし。

仁川は前記の如く韓國通商貿易に大關係を有するを以て、其累年貿易消長の状態は韓國貿易の變遷史と見るべく、茲に其一斑を叙せん。

仁川に於ける貿易は明治十六年開港より同二十二年頃迄は、我邦人の獨占ともいふべく、其後清人來り、英米商入りて茲に日清歐米商の競争となれり、殆んど底止する所を知らず、之れ二十三年より二十六年間の交なりき、然るに歐米商は韓國商業の幼稚にして到底巨額の資本を投するに足らずと認め、彼等は俄に其手を引きたり、於是仁川貿易は全く日清兩商の競争場となり了んぬ、清商は巧に饒多の資本と信用とを利用して我に當るを以て我も之に對して多少遜色なき能はず、併し彼等は韓人に賣込一方に努めたる結果、我は此の際に乘じ輸出に全力を注ぎたるより其點に於ては意外の効績を奏したり、然るに二十七八年の戰役にて清人は全く其跡を斷ちて、茲に我商人は仁川に於ける貿易上の盟主となれり、其後清、英、米商人が再び貿易市場に現はれたるも、又昔日の氣勢なく、流石の清商の如きすら我に對抗する能はず、況んや日露戰爭を経て我は政治上に於ける勢力のみならず、通

商貿易上に於ても全く優越の地位に上りたるをや、茲に仁川に於ける開港以來の貿易統計表を掲ぐ、讀者前記の變遷史と照合せば思ひ半に過ぎるものあらん。

最近外國貿易國別覽表

年別	日本	清國	露國	英國	米國	國總計
明治二十九年	三、四三三、三四四	二、一七七、九六四	三三、八八九			五、六一三、一九七
同三十年	五、六八三、〇〇八	三、八二三、七七三	一一、七一一			九、六〇八、四九五
同三十一年	四、六六七、二四七	五、四九二、四三六	三六、六三八			一〇、一九六、三三一
同三十二年	四、五四五、五三二	三、三七〇、三五四	二七、五七一			七、九四三、四三八
同三十三年	七、三三六、三五四	三、八五一、一一九	五〇、三八二			一一、三三七、八五五
同三十四年	七、四四七、四二四	四、六〇五、八八一	四、五五二			一二、〇五五、八五七
同三十五年	五、九七七、五九三	四、八一七、九九〇	八六五			一〇、七九六、四四八
同三十六年	八、一一四、〇六三	五、八四六、四五九	二九〇			一三、九六〇、八一三
同三十七年	一、九八〇、三六四	六、六六九、九五六	七五、一八三	六四四、六〇五	一六三、六九〇	一九、五三三、七九八
同三十八年	一〇、二八八、〇八六	七、九七六、〇四四	一一〇、六一八	三〇一、六四三	一〇〇四、三六一	一九、六八〇、七五三
同三十九年	一〇、一三五、七一一	四、一一三、〇〇八	三三六、三〇四	三三三、四四六	一一、一三三、二四七	一六、五二二、五三二
同四十年	一三、九七一、四八三	五、八八五、三四一	三七、九二六	三〇八二、一七一	二、四五八、九六九	二五、六五七、五四一

開港以來外國貿易輸出入一覽表

年別	輸	入	出	計
明治十七年	四五二,四八二	九八七,八一六	一二五,六六七	五七八,一四九
同十八年	一,三二五,四三一	一,四六六,五五〇	一五四,八九八	一〇四二,七一四
同十九年	一,四六六,五五〇	一,六七七,八四〇	二一六,七六四	一五四二,一九五
同二十年	一,八二三,一七三	一,六七七,八四〇	三三三,六七三	一,七八〇,二二三
同二十一年	二,五七一,八三二	一,八二三,一七三	三六七,七二六	二,〇四五,五六六
同二十二年	三,一六四,五〇七	二,五七一,八三二	三九五,五七〇	三,二一八,七四三
同二十三年	四,五九八,四八五	三,一六四,五〇七	一,四二二,九四六	三,九九五,七七八
同二十四年	三,八八〇,一五五	四,五九八,四八五	一,四一三,三七四	四,五七七,八八一
同二十五年	五,八三一,五六三	三,八八〇,一五五	二,四四三,七三九	七,〇四二,二三四
同二十六年	八,〇八八,二一三	五,八三一,五六三	一,六九八,一一六	五,五七八,二七一
同二十七年	三,七〇九,三三三	八,〇八八,二一三	二,三一一,二二五	八,一四二,七七八
同二十八年	五,八六八,六〇五	三,七〇九,三三三	二,四八一,八〇八	一〇,五七〇,〇二一
同二十九年	七,七八五,六五一	五,八六八,六〇五	一,九一三,八一四	五,六二三,一九七
同三十年	六,二八七,九八五	七,七八五,六五一	三,七三九,八九〇	九,六〇八,四九五
同三十一年	六,八九五,四六三	六,二八七,九八五	二,四一〇,六七〇	一〇,一九六,三三一
同三十二年			一,六五五,四七三	七,九四三,四五八
同三十三年			四,三四二,三九二	一,二三七,八五五

同十四年	九一八七,二九五	二,八六八,五六二	一二,〇五五,八五七
同十五年	八〇六八,〇九一	二,七二八,三五七	一〇,七九六,四四八
同十六年	一〇,三〇五,九五一	三,六五四,二六一	一三,九六〇,八一二
同十七年	一六,五九八,一九二	二,九三五,六〇六	一九,五三三,七九八
同十八年	一六,七五一,八二九	二,九二八,九二二	一九,五三三,七九八
同十九年	一四,一三五,四九四	二,三八六,〇二九	一六,五二一,五二二
同二十年	二〇,七五二,二五八	四,九〇五,二八三	二五,六五七,五四一

(五) 教育、宗教

金融機關は第一、第十八、第五十八三銀行各支店、金融組合等あれども、中流以下商工業者は經濟界の狀況によりて圓滑の融通を爲す能はずとて、近頃信用組合なるものを組織せんと計畫中なりと、又同地に於ける商況の變動は毎年一二月の地方結氷期と八九月頃なり、同月は農家收穫季節の爲め穀類の出荷を爲さざるを以て例年閑散なり。

仁川に於ける教育事業は、明治十六年開港當時本願寺別院僧侶に依りて兒童教育を爲したりしが、二十三年に至り我邦人の居留するもの増加し、専任教員を聘するの必要を認め、同二十五年秋居留地會は専任校長を置くの議を決し、是の時全く本願寺別院の手を離れて

居留民會の事業に移したり、越へて同二十一年鼎洞といふ所に校舎を新築し、其後屢次教室の修理を加へ、又分教場を設置せり、今生徒の累年比較並に卒業生調表を示せば左の如し。

生徒累年比較

年次	児童の數	年次	児童の數
明治三十五年	三四四	明治四十一年	一、三〇九
同三十六年	四〇二	同三十九年	九四六
同三十七年	五六二	同四十年	一、〇九九

居留民團立小學校卒業生調

區別	四十年		三十九年	
	男	女	男	女
尋常科	四七一	三四四	三九六	二八八
高等科	一五三	九六	一二三	七五
合計	六一〇	四四一	五一九	三五六
累年計	一、〇九三	一、〇八八	一、〇九三	一、〇八八

(備考) 尋常科は明治廿三年度より高等科は同廿五年度より累計したるものなり

次に仁川女學校は四十一年四月より開校されたり、其科目は修身、國語、算術、圖畫、家事、裁縫、手藝、音樂、體操、英語にして、其修業年限は三箇年とす、又仁川商業夜學校は最初有志の青年に英語を教ゆる爲めに設置したるが、四十年に至り之を居留民團の事業と爲し、目下本科専科生徒六十名以上を收容し居れり。

仁川の宗教は佛教あり、耶蘇教ありて何れも日韓人の布教に努め居れり。

▲佛教 仁川の宗教に最も古き關係を有するは大谷本願寺なり、同寺布教師は開港翌年渡韓し支院を設置して、布教の傍ら居留地の兒童を教育し、又仁川教社なるものを設立して慈善事業等の基礎を立てたり、次に日蓮宗は二十七年に、淨土宗は三十一年に、眞言宗は三十二年に創立されたり。

▲基督教 英國聖公會、天主教會、メソヂスト教會等あり、就中天主教の如きは明治十八年に同地布教に着手し、鰥寡孤獨の徒を集めて之に衣食を給し、一意民心を得るに努めたるを以て、韓民の來り投ずるもの少からず、將來有望の宗教となるべしといふ。

第三元山

(一) 位置、地勢

元山は北韓に於ける貿易港にして仁川釜山と共に韓國の三大港と稱せらる、東經百二十七度三十分、北緯三十九度十分に位し、咸鏡南道徳原郡の東南に偏立す、八山岳は岷々として西南方に峙ち、北方は無数の山嶽重疊して海岸に連る、玆に加藤清正の舊城跡たる望徳山あり、赤田、徳源の兩川は溶々として同地居留地を南北に貫流す、又葛麻半島は虎島半島と相擁して一灣を爲す、之を永興灣と稱す、灣内大小十五六の島嶼散在し、潮流緩漫にして日本海北部の寒流を受くると雖も灣口狹隘なるを以て甚しく流入することなく、故に冬季結氷するは近來稀なり、而して灣内水深く大船巨舶を容るゝに足る、元山居留地の北方に松亭里、東南に安邊、西北に永興原野あり、何れも一里乃至四里に亘る平野にして土地肥沃農産物に適せり、元山市街は眺徳山と稱する小丘の下にあり、稍々不正三角形を構成し、其面殆んど満潮面高に等しく、同市は三十七八年日露戰役を経て急速の發展を爲したるを以て斯く自然不規律の街衢を爲したるなり、其面積は左の如し。

宅地面積	六八、六二〇・六三八 ^坪	下水敷面積	約四百坪 ^坪	橋	梁	六五、六六〇
道路面積	一九五、二五六〇〇	堤	(目下調査中)			
			九五七、〇〇〇			

元山は北韓に偏在せる一港灣に過ぎずと雖も、地勢上より見るも軍事上より見るも、實

に韓國形勝の要地たり、日本東海岸に於ける貨物並に露領よりするもの一に此地に依らざるなし、殊に北韓附近に一二の港灣あるも元山の如き自然的の形勝を存するもの少く、即ち釜山より以北江原道の海岸は殆んど港灣らしき港灣なく、勢ひ元山を措ては他に繋船に適する所なきなり、而して現今海運のみに依るも若し一朝京元線が敷設せらるゝことあらん乎、日本海及浦鹽に於ける貨物は釜山、仁川を經由せずして直に京城及韓内地に入るべく、日本西海岸の或一部の貨物も亦汽車にて敦賀に出で、夫れより輸入さるゝに至るを以て元山は忽ち一大貿易港となりて益々發展を見るならん。

(二) 交通、運輸

韓國内地には道路として作業を施したるものは殆んどなしと云ふも不可なき状態に在り僅かに國道として存在せるものも日本内地の村道に及ばざるや遠く、而かも修繕を加へずして放任せるが故に破損甚しく交通不便を極めたり。

元山附近に於て居留地より元山里に通ずる道路の如きは、遠く京城平壤に通ずる最も重要なる市街路すら、溝渠なく暗渠なく、泥濘、凸凹、不潔にして道路の體裁を備はず、村落に至くは殊に甚だし、之れが爲めに車輪の交通は短距離の外に出づる能はず、運輸の不

便を極むるが爲めに各事業に及ぼす影響少からず、咸興に通ずる道路は我國軍隊の修繕を加へたる爲め、稍々良好と稱するに足るも、河川に橋梁なき箇所少なからざる爲め、車輛を通ずるを得ず、

斯くの如く道路不完全の爲めに諸物貨を運搬するに當り多くの時日と勞力を要し、物貨の價額を増加するが故に、商況に影響する處鮮少ならずとせず、故に是等公共的事業の獎勵は素より必要とする處なるも、政府の補助を俟たざるべからず、其第一着手としては居留地に接近せる幹線の修繕より始むるを急務とす、而かも元山の周圍は北韓に通ずる國道と平元に通ずる國道、江原道に通ずる海岸線の三線路は其最も首要なるものとす。當港在住者の所有に係る船籍を調査すれば左の如し。

漁船	一九	荷船	一六	駁船	一七	帆船	一	水船	一	汽船	一
届漏に屬する分右の外に多數あるの見込にして調査中に屬す、附近の漁業地に散在せる漁船は鯧漁に屬する分のみにも百艘を超え、而して寄港船舶は左の如し。											
航路	汽船	船數	寄港地								
神戸浦鹽線	汽船	數	寄港地								
		一	門司、長崎、釜山、元山、清津								

大阪清津線
下關北韓線
大阪北韓線
北韓沿岸航路

- 二 神戸、門司、釜山、元山、城津、清津
- 二 釜山、元山及北韓沿岸各地
- 三 神戸、宇品、下關、釜山、元山、西洲津、新浦、城津、清津
- 四 元山、雄基灣間沿岸各港

此他韓國船の寄港するものもあるも不定なり、四十年度に於ける船舶出入統計表を擧ぐれば左の如し。

入港	船數	噸數	出港	船數	噸數
	六八六	三一五四五六		六八六	三一五四五六

郵便は左の如し。

一 配達區域

普通區(市内)

支那居留地、春日町、東町一四、加町一四、新町一四、中町一四、柳町、木町一四、西町一四、縣社の内幾處洞

特別區(市外)

德源府赤田社臥牛洞の内字長嶺洞松中里、松下里、縣社内前記及元山里郵便所区内元山里龍洞、浦下里、赤田社の内前記及元山里郵便所区内前橋洞臥牛洞新豐を除く德源府一四

普通區は一日三回の集配を爲す但し郵便業者の場合に規定の三回以外に臨時集配を爲すことありと雖も臨時集配時刻と規定時刻との間隔三十分以内で接近する場合は規定時刻を變更することあり、但し配達特別區の内(一)は毎日一回(二)は月十五回毎奇數日に於て輸入をして配達せしむ

元山より各地への郵便線路

元山と元山里間は毎日三回の傳送便あり、元山京城間月十五回にして陸路五日間を遞送す。

(本線路は從來毎日便にして四日間の遞送なりしも客年暴徒騷擾以來護衛の關係上隔日便に臨時變更せしむるに付將來毎日便にて復舊せしむるの必要あり)

元山秋谷間月十五回にして陸路二日間に遞送する本線路は江陵方面なる江原道沿岸に至るものとす

元山陽徳間月十回にして陸路二日間に遞送す

本線路は陽徳より平壤に至る

元山水興間月十五回にして陸路二日に遞送す

本線路は水興咸興を經て北韓沿岸各地に至る

以上の外日本、釜山及當地以南以北各沿岸には主として船便に依り郵便物を送達す

郵便所開始

一 元山里郵便受取所 三十九年八月一日開始四十年四月一日郵便所と改稱と共に集配事務を開始す

二 電信

一 電信區域

直配達區域の郵便普通區に同じ

一 發信電報數 最低百二十四通 最高二百三十八通

一 着信電報數 最低九十六通 最高二百三十三通

一元山里郵便所 電信事務開始四十年四月一日陸文電報取扱開始四十年十月一日

次に電話は左の如し。

一 電話加入區域及呼出區域

(郵便普通區)の外縣社の内元山里赤田社の内臥牛洞、松亭里(一)加入者數二百四十名

車馬は

(一)馬匹傳遞をなすものなし(二)馬車としては居留地内届出のもの九輛(三)荷車は

同前四十三輛あり

(三)沿革

一 明治十二年秋花房公使、前田總領事、近藤領事、杉村外務書記官、奥、鈴木の兩書記生及商人拾四名、軍艦高雄に搭乘元山に來着、約十日間滞在、專管居留地點(十萬坪)を選定す。

一 同十三年五月二十日三菱會社汽船秋津洲丸によりて領事館員、官立病院(生々病院と

稱す) 醫員、第一國立銀行員、大倉組員、本願寺布教師等到着、領事館病院、本願寺説教所を建築す。

一 官立生々病院醫員は陸海軍軍醫隔年交代に勤務するの制を執り、最初の醫員は海軍軍醫なりき。

一 十三年末行政機關の必要を感じ港會議所なるものを創立し、自治行政事務を執り居留民の重なるもの拾名を選出し、諸般の事務を代議評決す。

一 同十五年十月港會議所の組織を改め總代役所、日本商法會議所の二となし、總代役所に名譽總代を置く。

一 同十六年始めて有給專任の總代を置く。

一 同十九年官立生々病院廢せられ、醫師大崎某病院建物機械等の全部無償貸下を受けて開業す、尋て居留民の經營に移し其財産全部の無償下渡を受け共立病院と名く。

一 同二十年本願寺布教師の手によりて學齡兒童を教育し、小學教育所と稱す、當時の在籍兒童は拾七名なりき。

前年拂下を受けたる生々病院病室を春日町二番地(現今の民役所屬地)に移轉し、總代役所及日本商

法會議所の廳舎に充つ。

一 同二十一年小學校々舎を本町一丁目二百十六番地(現今の郵便局敷地)に新築し共立小學校と命名し居留民に於て經營す。

一 二十七年十二月五日ストーブ煙筒より失火し、總代役所、商法會議所共用の廳舎全部を燒失し、舊來の書類多く灰燼に歸す。

一 三十一年日清戰役以來元山守備として駐中の軍隊新築の兵舎に移轉す。總代役所廳舎(現在のもの)を新築し、六月十三日移轉す。

共立小學校々舎を中町(現今の商業會議所建物)に改築し、十二月移轉す此頃より元山公立小學校と改稱す。

一 三十九年十月民團法により元山居留民團となる。

附記

毎年の經費及居留民數等は別表に説明す、其の缺くる所あるは二十七年廳舎燒失の際書類の多くを失ひたるため詳ならざるに由る。

元山居留民團沿革概要附表

年	別	戶數	男	女	口計	一戸平均人員
同三十一年	同	一〇三二	一,九一七	一,七五四	三,六七一	三.六
同三十二年	同	一〇四七	二,七九九	一,一一〇	三,九一九	三.七
同三十三年	同	七三三	一,九一三	一,五三〇	三,四四三	四.七
同三十三年	同	四五九	一,二八〇	一,〇〇七	二,二八七	五.〇

年	別	戶數	男	女	口計	一戸平均人員
同三十一年	同	一〇三二	一,九一七	一,七五四	三,六七一	三.六
同三十二年	同	一〇四七	二,七九九	一,一一〇	三,九一九	三.七
同三十三年	同	七三三	一,九一三	一,五三〇	三,四四三	四.七
同三十三年	同	四五九	一,二八〇	一,〇〇七	二,二八七	五.〇

居留民團戶口調 (四月一日調査)

年	別	戶數	男	女	口計	一戸平均人員
同三十一年	同	一〇三二	一,九一七	一,七五四	三,六七一	三.六
同三十二年	同	一〇四七	二,七九九	一,一一〇	三,九一九	三.七
同三十三年	同	七三三	一,九一三	一,五三〇	三,四四三	四.七
同三十三年	同	四五九	一,二八〇	一,〇〇七	二,二八七	五.〇

年次	居留民數	行政機關	居留民代表者	居留地役	教育機關	衛生機關	社寺	金融機關
明治十三年	二〇七	港會事務所	定式會	居留地會	小學校	官立生々病院	本願寺	第一國立銀行
同十四年	二八二	總代役所	一〇名	二〇名	共立小學校	共立病院	本願寺	第一國立銀行
同十五年	二六〇	總代役所	一〇名	二〇名	共立小學校	共立病院	本願寺	第一國立銀行
同十六年	一九九	田中	居留地會	二〇名	共立小學校	共立病院	本願寺	第一國立銀行
同十七年	一七三	古賀作造	居留地會	二〇名	共立小學校	共立病院	本願寺	第一國立銀行
同十八年	二三五	平田勇馬	居留地會	二〇名	共立小學校	共立病院	本願寺	第一國立銀行
同十九年	二七九	忠太郎	居留地會	二〇名	共立小學校	共立病院	本願寺	第一國立銀行
同二十年	三七四	居留地會	居留地會	二〇名	共立小學校	共立病院	本願寺	第一國立銀行
同二十一年	三〇〇	居留地會	居留地會	二〇名	共立小學校	共立病院	本願寺	第一國立銀行
同二十二年	三〇〇	居留地會	居留地會	二〇名	共立小學校	共立病院	本願寺	第一國立銀行
同二十三年	三〇〇	居留地會	居留地會	二〇名	共立小學校	共立病院	本願寺	第一國立銀行
同二十四年	三〇〇	居留地會	居留地會	二〇名	共立小學校	共立病院	本願寺	第一國立銀行
同二十五年	三〇〇	居留地會	居留地會	二〇名	共立小學校	共立病院	本願寺	第一國立銀行
同二十六年	三〇〇	居留地會	居留地會	二〇名	共立小學校	共立病院	本願寺	第一國立銀行
同二十七年	三〇〇	居留地會	居留地會	二〇名	共立小學校	共立病院	本願寺	第一國立銀行
同二十八年	三〇〇	居留地會	居留地會	二〇名	共立小學校	共立病院	本願寺	第一國立銀行
同二十九年	三〇〇	居留地會	居留地會	二〇名	共立小學校	共立病院	本願寺	第一國立銀行
同三十年	三〇〇	居留地會	居留地會	二〇名	共立小學校	共立病院	本願寺	第一國立銀行

飲食	下宿	旅館	料理	工商	職業	山歌	和歌	德島	香川	愛媛	高知	福岡	大分
遊藝	遊藝	漁業	湯屋	理髮	女髮	佐賀	熊本	宮崎	鹿兒島	沖繩	島根	北海	合計
人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員
294	214	214	136	379	289	607	100	94	104	104	14	256	200
294	214	214	136	379	289	607	100	94	104	104	14	256	200
7	3	6	19	87	5	72	136	5	35	4	43	18	175
7	3	6	19	87	5	72	136	5	35	4	43	18	175
735				3		134	252	7	67	83	23	367	367

居留民團區域內在留外國人調

(明治四十一年四月一日調査)

居留民職業別調

(明治四十一年四月一日調査)

靜岡	愛知	三重	奈良	栃木	茨城	千葉	群馬	埼玉	新潟	長崎	兵庫	神奈川	大阪	京都	東京
廣島	岡山	鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨
道府	道府	道府	道府	道府	道府	道府	道府	道府	道府	道府	道府	道府	道府	道府	道府
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
54	22	24	24	9	7	3	5	15	37	34	10	10	30	42	42
54	22	24	24	9	7	3	5	15	37	34	10	10	30	42	42
7	19	19	1	4	5	2	2	3	3	5	5	9	30	27	27
7	19	19	1	4	5	2	2	3	3	5	5	9	30	27	27
23	43	41	35	23	23	8	7	26	70	69	15	20	60	69	69
23	43	41	35	23	23	8	7	26	70	69	15	20	60	69	69
51	34	22	22	10	4	8		3	16	1	4	15	33	35	35
51	34	22	22	10	4	8		3	16	1	4	15	33	35	35
83	27	10	10	2	3	7		1	2	1	5	4	20	1	1
83	27	10	10	2	3	7		1	2	1	5	4	20	1	1
133	61	33	32	12	7	15		4	27	2	9	19	52	6	6

居留民本籍別調

(明治四十一年四月一日調査)

(一) 農業

現下我邦人の農業に着手せるもの少く、見るべき施設殆んど皆無の状況にあり、果樹等の栽培者僅々二三あるの外は小規模の蔬菜耕作者のみなるも、耕作者は年々増加し來りて目下當地蔬菜の需用を充たしめ輸入を仰がざるに至れり、目下當地の韓人は田一に對し畑

(四) 産業

道橋海港堤下水	別	評	數	延	長
灣面防	路梁築		一九五二五	四、一三五	備
埋修	築立築		六六	二九	考
溝道築			九五七	六三八	
			五九〇		
			八四〇		

幅員平均四間六分
架橋箇所七箇所但し幅員六尺以上のもの
上欄坪數は工事施行實際坪數也
馬路幅員平均一問五分
下水溝としては完全なるもの殆どなし本表報告數は概々其體裁をなすもの據からず全線改修計畫に付目下調査中

(備考) 本表中△印を附したるは累計合計の人員を示す。
土木 (明治四十一年四月二日調査)

種類	元山居留民團立學校卒業者		不成就		獨米加清國	
	男	女	計	區	名	名
高等小學校	△ 二〇三	△ 一七〇	△ 三七三	計	學齡兒童	計
尋常小學校	△ 四一六	△ 三三〇	△ 七四六	學	男	男
合計	△ 六一九	△ 五〇〇	△ 一一一九	學	女	女
				數	計	計
				四四八	合	合
				四四四	佛	佛
				四	露	露
				九	英	英
				八	國	國
					計	計
					二五九	二五九
					二二一	二二一
					二二	二二
					三	三
					二七九	二七九

元山居留民團立學校卒業者

明治三十九年度

學齡兒童 (明治四十一年四月三十日調査)

歩合
九割九歩一厘一毛
八厘九毛

十の比を以て耕作し、日本人は畑多し、其耕作物としては馬鈴薯、果樹、蔬菜、最も適當し、將來に於ても有望と認めらるる今邦人の經營に屬する者の概況を擧ぐれば左の如し。

作物種類	坪	數	收穫	高	備考
普通	約	六〇〇〇〇	約	九四〇〇	稻田約一萬五千坪にして大部分は馬鈴薯なり其他雜草を含有す
園藝	約	一〇〇〇〇〇	約	五五〇〇	蔬菜は約二萬五千坪にして他は果樹なり但し工業作物は絶無なり

附近韓人の農作物としては重なる者は大豆及米にして其内大豆は當地經濟界に多大の關係を有し、其豐凶は直に商況の盛衰に關すること著しき者あり、邦人の耕作法を施せば一層の増收穫を得べし、故に邦人の移住は素より必要なるも、開拓或は灌漑等の發達改良を洽からしむるは現時の緊要事に屬せり、米作に至ては產出量乏しく輸入を要し而かも南韓の產品に比し多少品位の劣れるものあり、然れども耕作法を改良するときは品質は直に一變すべし。

(二) 畜産業

別表に示せる如く少數の家畜飼養者あるも專業者なく又大規模のものなく、居留地外三四里を出づるに非ざれば牧場として適當の地域なし、若し居留地外の村落に入りて從事

するときは將來多少發達の見込あるも、廣漠なる平原に乏しきを以て丘陵牧場の地點を選まば稍發達の見込あり。

殖林に至ては未だ施設者なきも、落葉松の移植をなせば有望なりと認む。

(三) 工業

特に記すべき就業者と起業者なく僅々左表の如し。

工業及生産品(壹箇年中)の重なる者

工場名	生産額	備考
元山鐵工合資會社	約 三、〇〇〇	韓人向農具類其他家具類
元山煉瓦製造所	約 七、〇〇〇	
吉田鐵工所	約 五、〇〇〇	船具類
元山鑄造所	約 五、〇〇〇	韓人向鍋釜類

右は何れも小規模にして他に著しきものなきも將來元山附近に豊富なる各種の礦産物にして盛に產出するに至らば、當地は當に一個の工業地として發展するの時機あるべきを信ず、要するに今日は工業材料の集積値少なると運輸交通の不便なるとは工業の振はざる原因ならん。

(六) 金融機關の種類

(備考) 本表は四十年中元山港より本邦大阪、神戸、新潟、下ノ関、叫門、博多、長崎へ仕向けたるものを掲ぐ其輸出者(日本人)延人員は七十九名なり

社名	所在地	資本	金
(1) 株式會社第一銀行元山支店	本町一丁目二番地		1,000,000.00
(2) 株式會社第十八銀行元山支店	春日町十七番地		3,000,000.00
(3) 成興農工銀行	元山里		1,000,000.00

右の内(1)(2)は日韓人の金融を圖り、(3)は専ら韓人間の融通に資せり此外に貸金業者數戸ありて商業に關せざる金融或は小額の貸金を爲せり、商業に關しては(1)(2)を以て足れりとする雖も尙殖産に關する金融機關に就て多少不便を感ずるものあるが如し、農工銀行は即是等の機關として而も今回咸鏡南北道の同銀行を合併し當地に其本店を設置することとなりたるは斯業界に一曙光を與へたるものなるも尙是のみにては資本の制限あり、且つ目下韓人側の商工業に對する不動産擔保の融通等多く未だ生産及開拓に對する大資金の供給に應ずること難かるべし、此際勸業銀行の如き金融機關を當地に設置するの必要を感ず。

(七) 季節に依る商況の變動

- (一) 綿布類は五月、八月、十二月、一月即舊節句、盆會舊正月等の前に當て賣行善く
- (二) 打綿は常に十月以降其需用期に入るものなれども、七八月頃遠隔不便の地より仕入れするもの多し
- (三) 紡績絲は春夏農業閑散の時期に於て需用尤も多し
- (四) 米、粟は五月より七八月の頃に於て豊作の年と雖も缺乏し、南韓地方より輸入す
- (五) 小麥は韓人濁酒の材料として春秋に需用多し
- (六) 干鰯は六月頃より出廻あるも其收穫最盛時季は降雨季に相當するを以て降雨の多少に由て變動す
- (七) 食鹽は七月に入りて價額は常に二三圓方下落するも漁獲品の鹽漬用の多量を要する場合乃ち五六月の頃鯖漁の多き時期の如きは賣行多く騰貴するを常とす
- (八) 雜貨は小口の取引に止る
- (九) 大豆明太魚は秋季より五六月迄を賣行多き時期とし
- (十) 八九月の頃よりは輸入品賣行の季節に入るのみならず輸出品出廻の期に接近するを以て漸次市場は繁忙に向ふ

項	輸出に係るもの		屠獸に係るもの	
	牛	豚	牛	豚
皮骨其他	牛	豚	牛	豚
	毛	皮	毛	皮
生牛	本邦人屠殺の部	外人屠殺の部	本邦人屠殺の部	外人屠殺の部
	本邦人屠殺の部	外人屠殺の部	本邦人屠殺の部	外人屠殺の部
計				
一月
二月
三月
四月
五月
六月
七月
計

元山居留民團區域内に於ける(明治四十一年自一月至七月)家畜之生産力表

種	飼養者數	飼養頭數
豚	二一	一〇三七七
羊		四八〇〇〇
兔		三〇一
計	二一	一〇六〇八

金融狀況

一般に緩漫なる状態にあるも輸入爲替の増輸出品の出廻はる八九月頃より頻繁に赴き、毎年一月より四五月の頃を以て緩漫なる時機とす。

元山居留民團區域内に於て獸畜に關する營業者現在數 (四十一年七月調)

種	本邦人	韓人	西洋人	支那人	計
牛畜賣買營業者	一				一
牛車營業者	四				四
馬車營業者	四				四
屠獸肉販賣營業者	二				二
牛乳搾取販賣營業者	二				二
豚肉販賣營業者(海參屋を含む)	七				七
計	二二	四	四	一	三二

元山居留民團區域内現在家畜に關する表 (四十一年七月調)

種	飼養者數	飼養頭數
馬	二五六	一七〇〇
牛	一三三	三三四
計	四〇九	五〇三四

飼養者一人に對する平均頭數

二頭半強
二頭半強
一頭半強

本邦人は本邦に輸出せんとする者韓人は市場に於ける仲買人西洋人は浦羅斯德港に輸出するもの
海參屋は豚肉を混じて販賣するを以て含ましめ計上せるなり

るも農業者工業漁業者等百圓以上の貯蓄ある者少きを見ても其富の程度を察するに足る。

第四 群山

余は本書編纂に際し、群山に關する調査を小川雄三氏に托す、左は氏の寄附に係るもの也。

(一) 地勢、位置

群山の地勢及位置を述ぶるに先ち、自然の順序として其の勢力範圍たる群山理事廳管轄區域即ち全羅北道及忠清南道の地勢を記し、如何に群山は好箇の位置を有するかを讀者に告げんと欲す、夫れ全羅北道の東境は分水嶺たる馬耳山、智異山脈を以て慶尙南道に界し南は求禮、淳昌、高敞の諸郡を以て全羅南道に接し、忠清南道の東は京釜線によりて忠清北道に隣り、北一半は京畿道一半は海に面す、西部一面は海に瀕し多くの海岸線を有す、此の間に錦江、萬頃江、東津江の三大流域あり、所謂韓國寶庫の基因たる全州及忠清の沃野は實に此流域中にあるなり。

錦江 同江は韓國六大河の一にして源を全羅北道の馬耳山附近より發し、數百の細流を呑み、積水洋々流れて全羅、忠清兩道を分斷し西海に注ぐ、群山は其の下流にあり、公州、

江景間は四五十石積の船舶航行し、江景、群山約九里の間は小蒸氣相通じ、群山より海に達する間は千四百噸内外の汽船相通す、實に錦江は全羅、忠清の兩野の間を經過し兩野の富力を吸収し産業を運轉し、貨物を紹介し、商業を敏活ならしむ、兩野若し半島の富源なれば錦江は其の富庫を開く唯一の關鍵なり。

萬頃江 同江は、全州江、又は金堤江と云ひ、全北の大河にして源を德祐西脈中の雲梯威鳳清淳の諸山より發し、諸々の支流を合し全州平原を貫流して萬頃に至り海に入る、此の流域中著名なる浦口は、大場里、雙口浦、夢山五峰の諸浦口となす、下流五峰より大場里上流九里餘に至る間は潮流の餘波を及ぼし、最高潮時は約十餘尺を増すといふ、而して船舶の出入は晦望兩大潮の外入ること能はず、是等浦口に於て米、麥、大豆、煙草等の貨物を輸出し、又鹽海産物、石油、金巾、紡績絲日本陶器類、明太魚等の輸入あり。

東津江 同江は、一名扶安江と云ひ、全羅北道中萬頃江に次ぐの大江にして、井邑、泰仁の諸山より發し數流を合せ北流金堤郡の西邊を繞り、東北より來る支流を合し、西轉扶安邑の北萬頃江の南に至り海に入る、重なる浦口は鳥浦、文浦、平橋浦、西浦、米浦支流の竹山浦とす、其中米浦は米穀の集散地として名あり、文浦は船舶の來往頻繁を以て聞ゆ

文浦までは常に韓船の航通あり、此流域の一帶が有名なる米産地にして江流貨物の運漕は將來の發展に従て蔑視すべからず、近年に至り農事經營者の注意する所となり、漸次此の流域中に經營者の移住増加を見るは喜ぶべき現象なりとす。

斯くの如き地勢、斯くの如き平原、斯くの如き流域を有する群山は全羅北道の西北陸に位し、錦江の河口にあり、西南は遠く海に而し、東北は錦江に望み、市區總面積五十七萬二千平方米突、西北より南東に延び、低坦として將來發展の餘地を存す、恰も青年の綽々として餘裕あるが如し、港灣及江浦口なれば軍港として價值なしと雖も、商海として憂慮するに足らず、現時千四百噸内外の汽船入港は自由なり、而も漸次當港の發展に従て港灣の開築は企畫せられ、二千噸有餘の汽船入港を見るは敢て空論にあらざるなり。

(二) 沿革

右の如き群山は明治三十二年五月一日始めて開港市場となり、各國居留地として内外貿易を公認せらる、今日の改善進歩を見て開港以前を追懷すれば思ひ半に過ぎるものあり、當時群山は韓人の汚穢矮小なる茅屋處々に散在するの外、地勢瘦せ滿目の山峯は禿嶺にして茫茫たる燃草は茂り、海岸一帶は概ね池潭沼澤にして水草は繁茂し、諸島は游栖し、江

水には二三漁船の來往あるのみ、實に寂寞寥々たる天然の間に天然を以て送る亂雜の寒村に過ぎざりしなり、されば日本人移住は勿論ある筈なく、唯だ海路よりして全州及江景に行きし一二の日本人ありしのみなりき、然れども天然の沃野を控ゆる當港は出穀期に於ける出米多き爲めに早くより同時期に際し、唯ひとり仁川堀久商會米穀船の入港はありしが未だ居住したるものはなかりき。

孰れの國の殖民史を繕きても秩序的發展に達するまでは資本なき失敗者或は一攫千金の野心家に充さるものなり、然れども此種の人間は斯る時に最必要のものなり、群山も此の理にもれず、米國宣教師、堀久商會の佐藤政次郎式等のバラク式小屋を建設し、居住的先鞭をつけし以來、此種の人間の渡航は年と共に加はり、彼等の非常なる大膽と極端なる忍耐とは好箇の地利と合し漸次發達を來し、假小屋のバラク式は變じ、粗造なる日本家屋となり、生活の簡易は煩雜となり、日用品の需要は益々急を告げ、領事分館、居留民官の政治機關を設置し、愈々活動の緒を開けり、而し明治三十五年に至るまでは北清事變の誘惑と旱魃凶歛の反動により充分の發展を見ず、寧ろ是の時代は沈靜時代とも逆境時代とも云べかりしなり、初めて三十六年に至り頓に勃興の機運は到着せり、人口に於て三十五年

は三十四年に比し僅に百の増加に過ぎざりしに、三十六年は殆ど七百の増加を來し、一千二百五十五人となり、貿易額に於て三十五年末は二百四十六萬といふ膨脹にして、前年に比すれば百萬圓以上の増加たり、斯くの如く急速の進歩を來したる群山は更に好機會に遭遇せり、それは明治三十七八年の日露戦争にてありき、是れが爲め韓國に於ける日本の勢力は保障せられ、日本人は一齊に韓國に注目を拂ひ來り、統監府の設置以來、鑛山採掘の如き、農事經營の如き、近海漁業の如き、種々有利事業に従事するの邦人は漸次其種を増加し來れり、何人も知るが如く貧弱國にして非文明なる韓國開發は必らず先づ有利事業に着手し國富の増進を圖らざるべからざるなり、是の理より沃野千里たる全州忠清の兩平原を有する當港は一層邦人の注目を價し、恰も水の低きに流るゝが如き勢にて、邦人は半島隨一の農業經營地たる群山に來集し、内地人八百戸の内農業者ほとんど三百戸といふが如き韓國に比類なき堅固の社會を見るに至りしなり。

現在の群山は遙に木浦、馬山をしのぎ前途多大の望みを以て活動の域にあり、編者茲に其の現況の一般を簡單に述べ、順を追つて交通より農畜、漁業に及ぼさんとす、要するに群山の今日あるも、又將來發展の餘力あるも皆な是れ全北忠南の平原を控へ無限の一大生産地の富力を抱擁せるが爲めにあらずや、されば群山振興の如何は農事經營と離るべからざるの關係あり、群山の農事に於ける小兒の母乳に於けるが如く、農業の豊凶如何は群山の生命に關すれば、何人と雖も當地に來り如何なる事業に着手するにせよ、先づ當地方の農業的觀察を忘るべからず、編者茲に當地の現況及將來を記するに當り強ひて農業に重を置きしは止を得ざりし所以なり。

何れの殖民地をとはず何れの開港市場を論せず、各地の人民相集りて社會を形成する所は冷淡輕薄、浮華虛飾の風あるは免れず、然るに比較的群山は此の弊風無し、是れ喜ぶべき現象なり、そは當地は農業地として進涉し來りたる所以なり、開港當時は大山師的人間ありしが、漸次當港の眞價顯はるゝと、もに勤儉朴素なる農民、或は學識ある農事經營者、或は秩序ある農業的商人の渡來は敦厚忠實義俠温順の美風を養生し、粗造なる家屋は永久的家屋と變じ、市街は縦横に設けられ諸事萬般瞭然明白に發達し來れり、編者先ず當地に於ける開港以來九週年間の日本人累年増加率を記し、如何に其の發達は秩序あるかを讀者に告げざるべからず。

日本人累年比較表 (民團地域内)

年次	戸數	男	女	計
三十三年	七三	一五八	九八	二五六
三十四年	一三一	二五五	一六七	四二二
三十五年	一七一	二七八	一九五	四七三
三十六年	一八七	三五二	二一七	五六四
三十七年	三〇二	七五七	四九八	一二五五
三十八年	三六一	七〇一	五六一	一二六二
三十九年	四二一	九〇八	七二二	一六二〇
四十年	五四一	一二〇〇	八二五	二〇四五
四十一年(五月末)	七九六	一五六八	一三八八	二九五六
	八三二	一七七〇	一四七八	二二四八

此の表によりて既往九週年間に於ける日本人戸口増加率は約十二倍の膨脹をなせるを知るべし、ひとり邦人のみならず清韓人の増加も是に準せり、今や已に三千二百人の人口を數ふに至りたる群山は、政治、教育、宗教、衛生及農商工の種々機關は設けられ、近く開始せらるべき拓殖會社が全州、江景の平野に移民を實行し、併に南韓鐵道敷設の曉、鐵道策源地として材料の配給地たるを得ば、五年後に六萬有餘の市街を形造るは必らずしも難

事にあらざるなり、左に當地の氣候、衛生、宗教、教育、交通について項を別ちて簡単に述べん。

(一) 氣候 當地は韓南に位すれば、北韓に比して寒暑ともに甚しからず、然し大陸的氣候は免る能はず、春より夏、秋より冬に移るの期間及一日中朝夕の如き其變化は急劇なり、而も極めて降雨少なく、四時西北の風最も多き故空氣は常に乾燥し濕潤の氣なし、冬期酷烈なる寒氣に襲はるゝことありとも、忽ちにして温暖に復す、所謂三寒四暖の例にもれず、又暑夏の候日中堪えがたき思ひあれど、朝夕涼風來りて苦熱を忘るが如き確に内地に於て見ざるの現象なりとす、今その寒暑の程度を日本に比せば夏は山陽地方に異ならず、冬は山陰地方より優に凌ぎ易きの感あり。

(二) 衛生 斯くの如き氣候なれば木浦馬山と共に韓國中健康地として目せられ、風土病として麻刺里亞ありと雖も少數にして輕症なり、其他傳染病も極めて少なく、比較的多きは消化器病にして各種總患者の二分一弱を占むる割合なり、されど開港當時と異り衛生機關は漸次發達しつつある今日なればさまで憂るに足らず、今茲に衛生機關の概略を述べば、未だ發達完備の域に達する能はずと雖も、生命を托する直接機關として群山民團の設

立にかゝる公立病院及避病院あり、私立には中山、戸塚、岩崎の諸院あり、以ていさゝか安するに足る、尙他に衛生機關として種痘あり、産婆あり、按摩あり、汚物掃除あり、塵芥捨場あり、屠場、墓地、火葬場は一定の地に設けられ、下水道は敷設せられ、飲料水は清冽なる井水を用ひ、未だ不足を感せず、滋養料として牛乳搾取所二箇所あり。

(三) 教育

開港日尙淺ければ凡ての機關に完全を望むことは至難なることなり、教育事業の如き唯だ公立の小學校一あるのみ、されど悲觀すべきにあらず、當地の發達とともに駁々乎として育英蒸徳に入るの門を擴め、中學校、女學校、實業學校は時勢に應じて建設せられん、現に識者間に中等農林學校設立の議あるを耳にせり、喜ぶべきことならずや、尙ほ韓人教育機關としては群山普通學校あり以て韓兒に新智識を熱心に供給しつゝあり、他に私塾として居留民青年の英語夜學會あり、韓人の日英語學校あり、真正なる教育的娛樂機關としては青年體育會、有志俳句界、名士音和會、キリスト信者親睦會、佛教青年會等あり、更に圖書館、青年會設立の舉あるを聞けり。

宗教は居留民概ね佛教徒なれば、葬祭は凡て佛式によりて行ふ、寺院三箇所あり、何れ

も葬祭慈善に熱心なれど布教は日本人に止まり、未だ韓人民に及ばざるは甚だ遺憾とす、是に反し耶穌教は居留地外に教會を設立し、米國宣教師は専ら韓人布教に従事し勢力あなとるべからず、又居留民間の同信徒は近來日本基督教會滿韓傳道局より定往傳道師來り將來開拓の期運は備はれり、編者はに至りて佛教徒の大活動を願ふてやまざるなり。

(四) 交通、運輸

開港當時は僅に大坂商船會社の汽船は二週間に一回位の寄港を以て唯一の交通機關とせし如き状態なれば、居留民の最上の慰安は汽船の入港にあり、彼等汽船入港の日は埠頭に立ちて父子親族知己の近況を知らんことを欲し新らしき日用品の輸入を得んことを望む其の情實に感快の極致と云ふべきか、更に日は西に傾きて出港の時來らんか彼等は再び埠頭にいで遠遙長煙を望んで去る能はざる状態も父子別離の情に於けるが如き奇態を演ず、然れどもいつまでも斯る状態に止まるものにあらず、明治三十二年末に至り我が遞信省の經營になれる群山局は開始せられたり、而し尙ほ不完全を免れず、文明の利器たる電信の如き寸陰を争ふにかゝはらず、諺文電報にて韓人の手により取扱はれ迂遠痴鈍殆んど話ならざる状態なりしが、日は進み月に歩むに従て陸に海に今日の如き發展を見るに至れり、今

左に項を別ちて其の概略を述べん。
 陸上の交通としては群全間の車道あり、是未だ完成を告げずと雖も當局者は鋭意工事に急ぎつゝ、あれば遠からず完了せん、讀者の知るが如く全州は全羅北道の首府として全州平原の農産物の集散地として有名なる市場なれば、完成の曉兩者ともに繁盛に趣き便利想像するにあまりあらん、現に此間の馬車人力車營業の計畫あるを以ても知るを得べきなり、更に忘る能はざるは南韓鐵道群山支線の敷設なり、是又已に測量を終了し明年より事業に着手すと聞く、其の線路の如き諸説ありて一定せざると雖も本線は太田より木浦に至り、其の分歧線は裡里の附近より群山に來るものなり、是の鐵道完成せば陸上交通の一新生面を開き群山の眞價層一層顯はることならん、抑も交通機關の完備如何は其地の盛衰に關係を及すは何人も知る所、殊に當地の如き米穀輸出を生命とする港に於て内地各所の往來の完全を圖るは最必要なるべし、陸道輸送の便あるところには道路を布設し、河川の便ある所には宜しく汽船航路の道を開くべし、幸に群山居留民近來是の點に見る所あり、着々進涉しつゝあるは喜に堪えざる所なり。

海上の交通機關として大阪商船及郵船會社の定期船あり、少なくとも一週間に四五回入

港す、今左に明治三十九年に於ける船舶出入表を示さん。

地名	汽船		帆船		ジャンク		合計	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
日本	六八三	九七四	一	一一一	一	二五	七〇四	一一〇
大坂	一	五四七	八	六四五	一〇	一六〇	一九一	三三二
下關	—	—	三	一八八	一三	二四二	一六	四三〇
對馬	—	—	—	—	一〇	一七七	—	二六八
濱田	—	—	—	—	—	—	—	—
三角	—	—	—	—	—	—	—	—
口津	—	—	—	—	—	—	—	—
境東	—	—	—	—	—	—	—	—
安東	—	四七〇	—	—	—	—	—	—
滿洲	—	四九五	—	—	—	—	—	—
天津	—	七五五	—	—	—	—	—	—
仁川	二八九	五三三	二	四四	二	三九二	二一四	五二八
木浦	—	—	—	—	—	—	—	—
釜山	一	一三三	—	—	六	一〇三	七	二三五
元山	三	一五二八	—	—	—	—	三	一五二八

年 度 別	電信		爲替	
	發 信 數	著 信 數	口 振 數	口 拂 數
三十一年	一五七六四	一六四九三	三、一八六	五二五
三十二年	二五七二六	二四、二六二	四、九一六	一、〇八二
三十三年			六、五七二	一、八三七
三十四年			八、八三三	二、八七三
三十五年			三、一八六	五二五
三十六年			六、三一九〇・八〇三	一、七〇六七・四八〇
三十七年			四、九一六	四、五〇一〇・六二一
三十八年			六、五七二	八、二、三三六・三五〇
三十九年			八、八三三	七、八、六九八・三三七
四十一年			三、九三七	三、五三五・三〇九
四十二年			五、三七一	四、七五〇・〇四五
四十三年			一、七三〇・四一四	七、二六五・三三四
四十四年				一、二、九三九・七一七

電信取扱開始は三十八年五月なるを以て二箇年度を擧ぐ

年 度 別	郵便物		貯金	
	口 振 數	口 拂 數	口 振 數	口 拂 數
三十一年	一八五四一六	二、三〇、八八九	二五、一九一九	四、七九、二八八
三十二年	二、四七、六三九	三、一四、六八七	二五、一四七三	三、三六、〇七四
三十三年	二、四七、六三九	三、一四、六八七	二五、一四七三	三、三六、〇七四
三十四年	二、四七、六三九	三、一四、六八七	二五、一四七三	三、三六、〇七四
三十五年	一、八五四一六	二、三〇、八八九	二五、一九一九	四、七九、二八八
三十六年	二、三〇、八八九	一、一〇、八	二、一、一〇	四、五五〇
三十七年	二、五五	二、四二八	九八七	三、六〇一
三十八年	四九八	二、四二八	二、一、一〇	四、五五〇
三十九年	二、一、一〇	一、一〇、八	二、一、一〇	四、五五〇

潮時には二三百石船の來往數十艘の多きに及ぶ、干潮時と雖も百石積以下の小船は常に航
通す、而し流域中木浦は米穀の集散地として聞え、文浦は船舶の來往頻繁なるを以て知ら
る。
郵便事務は明治三十二年郵便局開設以來、居留民増加と富力の向上とは著しく斯業務の
増加を來せり、試に三十六年より三十九年に至る郵便爲替貯金電信の統計を示さん左の如
し。

尙ほ明治四十年四月一日より電話の開通を見、群山市加入者百名以上に及び、江景にも市外通話開始せられしのみならず、第二期の擴張とも、全州群山間の通話開始の舉あるを聞けり、驚くべき至りならずや。

(五) 農業

編者先きに群山は斯くの如く漸次秩序的進歩を遂げ來りしは全州江景兩平野に産する農業的大生産あるが爲めなることを詳述せりされば茲に斯業の現況及將來の經營方法について専門家實驗家并に編者の意見を記し如何に群山の發展は農業と密接の關係あるかを解説せん而して同時に新に當地に來り農事經營に従事せんとする人々の爲めに圖らんとす左に項を別ちて示さん

農業の狀態

當地の地質ニ農事經營者にとりて最も注意を要すべき其の土壤に就て専門家の調査を舉ん、當地方の地盤を構成する地質は學問上より云へば最古の片麻岩系より最新の沖積地に至る、各岩層錯列して露出し、之を地質系統によりて種別すれば古噴出岩にありて花崗岩に屬するもの最も多く、新期噴出岩にありては雲母再岩類にして最も其の地域狭し、古成層は其の露出少なく中成層は砂岩粘板岩の交層よりなると云ふ、而して通俗に云へば土質は水の所用により沈澱形成せられたる水成岩なり、されば火山より形成せ

られたる岩層と異なり作物生育に適する最も好良なるものなり、されば石灰苦土磷酸の含有物は比較的少なく、加里は多量にあるも窒素は之に及ばず、故に人工施肥の必要なる所になり、沖積土は組織稍々稠密外觀粘重なる如きも、元來河水の淘汰作用によりて形成せられたる土壤なれば、純粘土成分に乏しく、從て粘着力は弱く且つ氣水に對する性質良好なる故に田畑に適當なり。

當地の晴雨ニ當地の晴雨は左に三十八九年度の晴雨表を示して參考に供す。

八	七	六	五	四	三	二	一				
月	月	月	月	月	月	月	月				
二五	一九	一六	二三	一五	二三	一九	一八	晴	雨	曇	雪
五	六	五	三	五	三	〇	四				
一	六	九	五	〇	五	三	七				
〇	〇	〇	〇	〇	〇	六	二				
八	七	六	五	四	三	二	一				
月	月	月	月	月	月	月	月				
二六	二七	一八	二〇	二三	二四	一九	二五	晴	雨	曇	雪
五	三	六	五	五	四	三	二				
〇	一	六	六	二	二	四	三				
〇	〇	〇	〇	〇	一	二	一				

九月	二〇	八	二	九	一七	一〇	三	〇
十月	三三	三	五	〇	二五	四	二	〇
十一月	二六	二	一	一	二五	〇	四	〇
十二月	二二	五	一	四	一七	四	六	四

(備考) 本表は半農半商は晴に半雨半晴は雨に半農半商は雪に半農半雨は雪に入れたり

當地の田制及租税 當地の田制は種々變更したりしが、現今彼等行ひ居るは田尺四尺七寸七分五厘我曲尺三尺一寸九分八厘強を以て田地丈量の度とし、田積一萬尺の地を一等即ち一結とし、二等を八十五負、三等を七十負、四等を五十五負、五等を四十負、六等を二十五負とし、等級に従て收税す、而して租税は明治二十七年までは米納なりしが、二十八年より金納となり、收税金額の高騰と政府の二錢五厘白銅發行以來地租は白銅のみと訓令せしが、事實に於て行はれず、依然として葉錢の流通は盛に行はれ、地方官は此の期を利用して自利を計らんが爲め、葉錢六十兩、白銅貨二十兩、若くは葉錢四十兩、白銅貨四十兩の割合を以て徴收せり、日本貨に對して兩貨の相場に多大の徑庭あるが爲め當地方の如き兩貨の流通甚しき地方は甚だ紛雜を極めたれば、識者種々運動の結果租税の均一を其の筋に願へりと聞く、遠からず其の實施を見るを得べきか、又以前各郡衙に收税吏を派し徴

税し居りしが種々の弊害ある爲め現今我が郵便局にて收税事務を取扱ひ、各郡衙に主事と稱する、歳入徴收官ありて納税期に告知書を發し、人民は郵便局に至り納め得る簡單なる方法をとり、種々の弊害を除去するを得たり。

當地の田地の名稱及斗落の面積 田地の名稱は當地一般韓國他地方と等しく水田を沓、畑を田、荒地を陳田、竹林を竹田、柴地を柴草場といふが如き、又田畑に千字文を以て地號を附し其の所在地は村名と異り新月里の後方にあるを以て後坪といひ、挑坪の下前にあるを以下挑坪里前坪といふが如し、左に例を示さん。

金堤郡洪山面新月里後坪能字沓十六斗落
 泰仁郡師谷面下挑坪里前坪和字沓十三斗落

此に記せる面とは、郡の大區劃にして大郡には大凡三四十面もあり、小郡には僅に數面に過ぎず、斗落の面積は各地異り一定せず狭きは八九十坪、廣きは三百坪に及ぶ、而し當地方にては平均百五十坪より二百坪を以て一斗落とす、其中都市大村落に近き所は小にして遠き所は大なり、其名稱の出し所以は初一斗、樹一杯蒔き得る面積を一斗落と稱するにて、樹は各地異なり、從て斗落に大小を生ずるなり、當地の一斗樹は内地の六升に當る、

畑の一斗落は大豆一斗を蒔き得る面積を云ふ、或は別に何日耕とて牛の一日耕し得る面積を數へ稱ふる方法あり、而し牛の強弱によりて大差あれば信するにたらず、要するに斗落日耕の如き、粗陋なる韓人の性質を遺憾なく發揮したるものと云ふべし。

韓人灌漑肥料覆雨耕作方法 Ⅱ 當地否韓國に於ける排水灌漑は殆んど自然に任じ、人力を用ゆることを知らざるなり、自然に灌漑に便なる土地を良田とし、肥沃の土地も灌漑の便なければ惡田と稱す、肥料は樹葉、灰、人糞を用ゆれと運搬に便なる村落附近のみにして、遠き處は關せず一に天然に委す、されば田地の善惡は實に水利灌漑、村落の遠近によりて別る、霖雨は通例七月中旬より約三十日間なり、此の期間大雨一たび來らば山林濫伐の結果河川忽ち氾濫し、一面河海と化し洪流地を呑む、若し不幸にして旱天續かんか、河水忽ち枯渴し溝地又一滴の水を残さざるに至る、悲むべき状態ならずや、耕作は内地と同じく牛耕なり土地を掘鑿すること、我が農夫よりも淺粗にして巧みなり、而して大牛にして馴れたるものは能く一日に千坪を耕し、小牛は僅に四百坪に過ぎず、人間一日の力量は小牛力量の半なるべしと云ふ。

稻種は老人種と稱するもの最も多く用ひらる、穂の白き爲め斯く名付けたるならん、早

稻に屬し、收穫多量米質良好なりと云ふ、尙稀に陸稻あれど記するに足らず、播種は四五日糶を冷水に浸し、苗代に播き、移植期は夏至前後に行ひ、插秧は一人一日五六畝歩を最上となし、苗床は内地より厚く播種も又厚く移植す、除草手入は大概三四回にして移植後十五日目に第一回の手入をなし、以後十五日目毎に行ふ、而し怠惰なる彼等のことなれば實際斯くの如く規則正しく實行するものあらず、其の一人の力量は一日六七畝を普通とす其の除草のときは彼等農夫の最も多忙時にして、亦最も愉快なる時節なり、茲に奇なるは除草の際神農遺業と大書せる大小の旗を翻し、一齊に農歌を唱謠し之に鼓鏡を和し除草をなすことなり、更に除草修了日は盛なる前記の行列を以て村中を練歩す、定水農の神聖表象の極にいで斯る奇態を演ずるなるべし、殊に可笑きは人間の案山子なることなり、彼等稻の實るや田畔に小屋を立て其内に起臥し、終日大聲を發し鳥を逐ふ此の一事を以て讀者は韓農の一般を知るを得んか、而し韓人と雖も徹頭徹尾農法を解せずとなすは誤りなり、當地の如き人口寡少にして、廣漠たる平野を耕作するに當り、内地農夫の如き緻密なる耕作をほととさんか、たとひ一反に對し多量の收穫ありとするも僅少の地面にとどまり、耕費は多額を要し收支償ふ能はざる結果に陥らん、是れ邦人經營者の内地農夫を呼びよせ失

取を招きし所以なり。此の國土に此の農夫ありと云ふべきか、彼等の粗陋なる農法は自然的に此の地に適するものなり、一反歩に對し内地農夫收穫の半分に過ぎずと雖も耕作面積四五倍に達し、耕費又少なく、結局好結果を得るなり、近來識者間に盛に日本農夫を移植し日本的に改良を圖るべしと絶叫するものあり、又經營者に於ても内地より農夫を招致し改良を企圖せんとするものあるは、編者の深く喜ぶ所なれど是れ現状を知らざる迂説にして必らず失敗を招くべし、所謂漸次改良主義をとり韓農を參照し遠き將來に内地の如き農法を實行せしむべき理想をいだいて進むべきなり、今左に當地に於て有力なる農事經營者が自己の小作韓人に作成せしめたる耕作收支表を紹介せん。

番十五斗落小作收支表
支出の部

種別	員數	金額
(一) 勞銀		
▲苗代に要する一切の勞力	一人(一人賃銀五〇文)	六〇〇文
▲外一日三度飯十二分	二斗五升	六〇〇文
▲煙草代		七〇文
▲本田の整地(一斗落一回の耕勸料百文)	二回	三、〇〇〇文

▲外酒煙草代	二回	二六〇文
▲捕秧	九人(一人八〇文)	七二〇文
▲外食事酒煙草代	一斗八升(三度食事)及代金	七九〇文
▲除草(九人宛九回)	三十六人(一人二〇〇文)	三、六〇〇文
▲一日四度飯米	八斗	一、九二〇文
▲酒煙草代		一、四〇〇文
▲灌溉排水	四人(一人二〇〇文)	八〇〇文
▲外一日四度飯米	一斗	二四〇文
▲酒煙草代		二四〇文
▲施肥	一五人(一人五〇文)	七五〇文
▲外一日三度飯米	三斗	七二〇文
▲煙草代		九〇文
▲刈取	九人	四五〇文
▲外一日四回飯米	二斗	八〇〇文
▲酒煙草代		四〇四文
▲運搬費(水田より家迄)	五人	五〇〇文
▲外一日四回の飯米	一斗	二四〇文
▲酒煙草代		二五〇文

▲稻拔	二四人	一、二〇〇文
△外一日三度飯米	四斗	九六〇文
△煙草代		一五〇文
小計金		二一、七六〇文
(二) 資本		
種別	數	額
▲種子粉	七斗	一、〇五〇文
▲肥料(苗代、大豆)	七斗	一、四〇〇文
木田菌灰人糞混合物	一六〇斤	一、六〇〇文
小計		四、〇五〇文
(三) 負債		
種別	數	額
▲地租	六三負五把	五、〇八〇文
村稅		三、二〇二文
諸稅		七、〇〇〇文
小計	初七〇	一三、四〇〇文
總計金		三八、二一〇文

収入の部

(一) 收穫		
種別	數	額
▲初	三五〇斗	三五、〇〇〇文
莩	二二二束	二、一二〇文
總計		三七、一〇〇文
差引超過		一、〇九〇文

(備考) 葉錢一文は現相場二厘強又楸は我六升に當る

農事經營者の現況

編者茲に記さんとするは重に當地に來りて自から經營しつゝある人々の現在の狀況なり
 前述の如く半島に於て當地は有名の經營としてゆるされ群山といえは直に農業を聯想せし
 むが如き状態なれば、年々農事經營者の數を増し、現今全州、忠清兩平野に散在する經營
 者は三百有餘の多きに至れり、錦江流域は十年をいえずして將に本邦の有に歸せんと放言
 するも宜なりと云ふべし、今左に群山農事組合に於ける登録調査表を記さん、之の外に江
 景農事組合あり、全州農事組合あり、又是等組合に加入せざるものあれば更に多數なりと
 知るべし。

明治四十一年十一月末現在額

水田 一四七、三〇斗二升一合落

畑 一七、八九四斗一升五合落

荒地 二四、二三八斗一升落

山地 一一九筆

家 二、四八二間

鹽田 一、〇八一個

讀者は此の表によりて如何に邦人經營者の勢力旺盛なるに驚歎するならん、是等所有する經營者中五千圓以上の投資額者を擧ぐれば左の如し。

一、農業者中五千圓以上の投資者

住所	氏名	經營地
群山居留地	大倉喜八郎	益山、臨陵、金堤、金溝、沃溝、萬項各郡内
東山居留地	中西謙一	同
群山居留地	今村一次郎	益山郡大場村其他各地
益山郡大場村	橋本史	金堤郡西浦里其他各地
東山郡大場村	細川護成	益山郡大場村金堤郡全州郡内

住所	氏名	經營地
沃溝郡京市場	本多松次郎	臨陵郡新野里其他各地
古阜居留地	大森五郎吉	古阜郡平橋里扶安萬頃郡各地
金堤郡竹山縣里	金子圭介	金堤郡竹山里其他萬頃郡内
金堤郡双紅縣里	木庭環也	金堤益山兩郡其他
臨陵郡外日里	川崎藤太郎	臨陵郡外日里咸悅郡内各地
同郡下光里	甲斐只雄	臨陵郡下光里及其他各地
益山入江町	大池忠助	錦川郡源軍里金堤郡新福里
群山居留地	岡崎商社	益山郡新坪里其他臨陵郡
和歌山居留地	吉田永次郎	金堤郡白鷗亭益山郡余洲
同馬縣	高久敏男	沃溝郡堂比里新坪里其他
同車縣	中柴萬吉	沃溝郡火浦里新津其他
兵居留地	牛場卓三	下頃郡火浦里新津其他
同山居留地	熊本利平	泰仁郡新德里金堤郡内各地
益山郡大場村	楠田義逸	沃溝郡内沙里臨陵郡開井里
兵居留地	前田恒太郎	益山郡萬水洞臨陵郡各地
群山居留地	松永安右衛門	古阜郡新里扶安郡墨丁里
益山居留地	榊富安右衛門	金堤郡方下里泰仁郡各地
同里	藤井寛太郎	泰仁金堤金溝各郡地
		益山郡五山里臨陵沃溝兩郡

收穫高の三分一を地主に収め、租税種子耕作費等總て小作人の負擔とす。

二並作又は打作(折半法)

種子及租税を地主小作に於て折半の負擔とし、而して收穫高(粃と粟)を折半す。
三定額法

小作料を豊凶に係らず一定す。

右三種の内當居留地より約十韓里以内は第二並作を用ひ、收穫高を折半し一は所主の所得とし、租税は地主之を負擔す、是れ耕地に於て其の稻の刈束を以て分配するが故に地主に於て之を調理し運搬せざるべからず、隨て收穫の際監督の必要あり故に群山附近の交通便利の所にあらざれば實際に於て不便なればなり、十韓里以外は第一の賭租法を用ひ全收穫高の三分の一を地主の所得とし、三分の二は小作人の所得とし、租税其他の費用は小作人の負擔とす、此の法は最も簡便にして容易なれば廣く經營者間に用ひられ、其の分收額は毎年其實地に就て相互に協定するものなり、又自作雇農夫は日本人の給料は一箇年金六十圓乃至八十圓、臨時傭給韓人は一日金四十錢乃至五十錢なり、今左に買收價格と收穫高の割合を示さん。(左に示す田地は前に記せし田地より安價なるものと知るべし)

等級	買入代金	收穫	高收入	價格	費用	引純	利益	率
一	一反歩 一五・〇〇〇	粃	一・八〇〇〇	二・四〇〇	・二四〇	二・一六〇	一・四四	
二	一〇・〇〇〇	同	一・四二〇〇	一・六八〇	・一六八	一・五一八	一・五一	
三	六・〇〇〇	同	・八二七〇	一・〇八〇	・二〇八	・九七二	一・六二	
四	三・五〇〇	同	・〇八二	・三二八	・〇三三	・二九五	・八二	

此の表について見れば最も經營者にとりて利純よきは良田にあらずして中田にあるべし。

(六) 商業

當港は仁川京城釜山の如く主に貨物の中繼を生命とする商港にあらず、農業の豊凶如何によりて左右せらる、何んとなれば當地の農業にして一旦凶作ならんか、韓人の購買力減じ、輸入貿易及内地商業に痛傷を感じ出米の減少により輸出貿易は破壊せられ、商業機關の中止を見るの悲境に墜らん、されば輸入輸出をとはず當港の商業は農業に伴隨したる商業にして農業より隔離する能はざるなり、編者當港の商業を述ぶるに強ひて農業的觀察眼を以て説かざるべからざるなり。

夫れ明治三十二年の開港當時は僅に邦人の雜貨酒類の極めて僅少なる賣店を開業したるを以て端緒とし、爾來急速の進歩を來し、今や仁川釜山を壓せんとす左に四十年の一月より三月に至る三箇月間の韓國に於ける外國貿易額を示さん、是の表もとより單期間のものにして其の全般を知る能はずと雖も讀者は群山進歩の著しきを知るを得んか。

昨年三箇月間累計

港名	輸出額	輸入額	港名	輸出額	輸入額
仁川	七六二、四六三	四、二八一、二〇一	木浦	二五六、二三四	一六八、四一三
釜山	一、二〇九、九四五	二、一八一、八一七	山浦	九五三九	九四六一
元山	三二六、八二六	五八一、六六六	津山	四五、〇〇三	六九五、一三
南浦	五四、九一三	一八七、九三五	新義	一四九、八〇九	六七、四七八
京城	一、六二九	六八一、三七五	計	三、三七二、一三八	八、五〇五、〇六二
群山	五〇六、三三三	一八六、一八三			

今茲現在の商業として輸出輸入内地商業の一般の項を別ちて簡単に述べん。

輸出 現在の輸出の状態を知らんと欲せば、其のよりて來る過去の變遷を知らざるべからず、編者左に三十二年より三十九年に至る當港の貿易額を記さん。

年	度	輸出	年	度	輸入
三	十	二九〇、七五五	三	十	一四一九、二九八
三	十	五四七、二六二	三	十	一、三四一、〇六七
三	十	七三一、五九一	三	十	一、一九〇、七一〇
三	十	八三八、二五三	三	十	一、五四五、一四一

右の表によりて其の變遷の秩序あるを知るべし、抑も當港の輸出は開港當時は唯だ仁川の取引に止まりしが、三十九年以來金融機關の完備、商人資力の増大仁川相場の不調等の源因より當港商人の活動を見、大阪及東京と直接の取引を實行したるのみならず、遂に大連と取引の計畫は實行せられんとしつゝあり、もとより云ふまでもなく米穀は其の主位にして出穀季に際せば海陸兩面より當地に輸來する米穀驚くべき多額に上り、大阪商船の日本に輸送する一船優に二萬俵に達すると云ふにあらずや、而して當港の商圏内は全羅北道は扶安萬頃より東津江流域に及び、木浦商人を驚かしめ、忠清南道は藍浦廣河に及び仁川商人の注意を拂ひつゝあり、今左に輸出品中重なる米、大豆、牛皮の三種に就て開港以來の輸出額を細説すれば、

△米

開港以來の輸入貿易額を記さん。

年	度	輸	入	年	度	輸	入
三	十	二	年	一	七	九	八
三	十	三	年	五	二	七	九
三	十	四	年	五	三	三	五
三	十	五	年	四	六	二	九

右輸入品中重なるものは紡績絲、和洋金巾、石油、燐寸、砂糖、煙草、酒類、木物其他諸雜貨食料品にして殆んど我内地と異ならず、而して輸送地は大阪なり、近來産地なる大阪にて價格の低廉を競争するの結果粗製濫造の物品を輸入し來り、爲めに需要者の感情を損じ大阪製品の信用地に墜んとするの現象を來したるは日韓貿易上悲むべき至りならずや。

内地の商業 韓國内地の商業とは多くは一定せる市場に一定の市日に於てなすなり、一定せる市場、一定せる市日とは如何、そは内地到る所商業を經營せらるべく、都邑或は往來至便なる四方より貨物の輻輳し來る場所に一定の日を期して開市せるを云ふなり、當群山貿易圈内たる全羅北道、忠清南道に於ける重なる市場は、江景、論山、全州、公州、板橋、群山等にして、此等の市場に賣買せらるゝものは苧布、綿布、諸織物、米穀類、養生

年	次	數	價	年	次	數	價
三	十	二	年	一	七	九	八
三	十	三	年	五	二	七	九
三	十	四	年	五	三	三	五
三	十	五	年	四	六	二	九

輸入貿易 當港に於ける輸入貿易は輸出貿易に對し三割乃至四割の下位にあり、今左に

年	次	數	價	年	次	數	價
三	十	二	年	一	七	九	八
三	十	三	年	五	二	七	九
三	十	四	年	五	三	三	五
三	十	五	年	四	六	二	九

大豆

年	次	數	價	年	次	數	價
三	十	二	年	一	七	九	八
三	十	三	年	五	二	七	九
三	十	四	年	五	三	三	五
三	十	五	年	四	六	二	九

牛皮

年	次	數	價	年	次	數	價
三	十	二	年	一	七	九	八
三	十	三	年	五	二	七	九
三	十	四	年	五	三	三	五
三	十	五	年	四	六	二	九

牛、鐵器、明太魚鹽等なり、讀者若し韓地に入り内地巡廻の際此等市日に際會せんか、其の股賑雜踏の狀に驚くものあらん、而し是の市日に集合する數千の人々は純粹の商人たるは勿論、此の場合のみ商人たるあり、そは彼等は自己の生産物を當日市場に販賣し貨幣に替へ之を以て自己が需要品を購求し歸るなり。

商業之將來 當地のみならず一體韓國は未開國なれば、隨て進取主義にとぼしく自國に自然の遺利は多額なるに、自勞的經營を以て其の未開を開拓し、其の不完全を完全にし採取し發見し加工して、外國貿易等の利益交換に資す能力皆無なり、されば邦人は進んで此の責任を負はざるべからず、否負ふべきの義務を有するなり、更に當地は韓國貿易の主腦たる米産地なれば、當地商人は殊に重大なる責任を自覺せざるべからざるなり、編者茲に當地商業の將來について意見を述べは、又編者の責任なりとす、然らば當地に於ける商業の將來は如何、是極めて熟考を要すべき問題にして、限りあるの紙数を以て記す能はずと雖も、其の發展を助くる急務なる事項を擧げて現在商業に従事しつゝある人、又將來大に發展せんと期待する人に對して簡単に述べんとす、先づ輸出について云へば當港は更に米穀輸出港なれば是に對する設備は肝要なり、是に對する設備とは即ち第一内地と群山に於ける交通機關の完備、第二農業の改良進歩、第三港灣の開築是なり、交通機關の完備は如何に貿易に關係を及ぼすかは何人も知る所なり、殊に米穀を以て貿易の生命とする當地に於て内地と開港地たる群山との交通の完備は如何に必要なかは贅言をまたずして明なり、幸に群山は今や群全の車道は開通せられんとし、韓南鐵道は近き將來にありと雖も未だ内地の交通は人肩により馬脊により運搬せらる、此の境遇を脱せざる間は未だ充分なりと云ふ能はざるなり、宜しく陸道輸送の便あるところには道路を通じ、河川輸送の便あるところは汽船を通せられんことを望む、次に農業改良進歩是なり、當地は農産物を以て生命とするは已に云へり然るに現今の如き農業状態に於ては當地の生命即ち輸出貿易の發展に大障害を來すは明なり、改良進歩は是ひとり農事經營者の責任にあらずして貿易商人も又多大の注意を拂はざるべからず、而し其の改良進歩に要すべき事項は已に農業欄内に於て詳述したれば此に述べず、次は港灣の開築なり現今の港灣現今の輸出港として不完全ならずと雖も將來大發展の機運を荷へる當群山として、早晚其の時期は來るや必せり、居留民たるもの殊に貿易商人は非常なる覺悟を要すべきなり、其の方法如何は編者自から定見ありと雖も他日に讓ることせん。

る交通機關の完備、第二農業の改良進歩、第三港灣の開築是なり、交通機關の完備は如何に貿易に關係を及ぼすかは何人も知る所なり、殊に米穀を以て貿易の生命とする當地に於て内地と開港地たる群山との交通の完備は如何に必要なかは贅言をまたずして明なり、幸に群山は今や群全の車道は開通せられんとし、韓南鐵道は近き將來にありと雖も未だ内地の交通は人肩により馬脊により運搬せらる、此の境遇を脱せざる間は未だ充分なりと云ふ能はざるなり、宜しく陸道輸送の便あるところには道路を通じ、河川輸送の便あるところは汽船を通せられんことを望む、次に農業改良進歩是なり、當地は農産物を以て生命とするは已に云へり然るに現今の如き農業状態に於ては當地の生命即ち輸出貿易の發展に大障害を來すは明なり、改良進歩は是ひとり農事經營者の責任にあらずして貿易商人も又多大の注意を拂はざるべからず、而し其の改良進歩に要すべき事項は已に農業欄内に於て詳述したれば此に述べず、次は港灣の開築なり現今の港灣現今の輸出港として不完全ならずと雖も將來大發展の機運を荷へる當群山として、早晚其の時期は來るや必せり、居留民たるもの殊に貿易商人は非常なる覺悟を要すべきなり、其の方法如何は編者自から定見ありと雖も他日に讓ることせん。

輸入に就て云はんか、之れ同じく第一交通機關完備を望むは主なる原因なり、夫れ交通機關の不備はひきて費用危険、時間に於て多大の損害を打算せざるべからず、従て輸入品の高騰は已むを得ざるにあらずや、第二は日本商人の商業道德を解せざるにあり、彼等韓人間の物品に對し販路の好良なるに際せば直に粗製濫造を始め、一時に一攫萬金の利益を企畫して不當なる價格を以て販賣し、永久的信用を根本より破壊し去る哀むべきの徒なり、第三は日本人は不熱心なり、唯だ韓國貿易は有望なり、韓内地の商業は有利なりとして何故に有望なるか、何故に有利なるか、韓人の嗜好は如何なるものなるか、韓内地の事情は如何なるものなるか、韓人の習慣、性質、風俗等何等研究調査を遂げずして宛然斯業に着手す、是れ失敗の原因なり、當地の商人の如きもよく失敗せるは此等の原因調査研究に怠りたるにあり、編者の常に深く感ずるは獨逸商人なり、彼等は如何に世界に向て發展しつゝあるか、如何に膨脹しつゝあるか、讀者已に驚歎する所ならんと信ず、斯くの如く膨脹し斯の如く發展したるに二つの原因あり、第一獨逸人は商品賣行地の事情に明にして、顧客の嗜好に投ずるや敏なり、第二獨逸製の物品は比較的廉價なり、第三獨逸商人は勉めて商品賣行地の國語を學び事情を知らんことに汲々たり、是の三の理由は獨逸商人の勢力を

増大ならしめし所以にあらずや、獨逸製の商品は廉價なり、然れども日本製品の如く粗製濫造にあらず、獨逸工業家の商業輸出先きの嗜好に應ずべく、其の製造品に多大の注意を拂ふは到底日本人の想像外にあり、獨逸商人の輸出先の國語を知るに早きは先天的なるか苦心勉學の結果なるか知らずと雖も、此の點は日本商人の特に學ぶべき所以なりとす、國語を學ばざれば其の國人の事情を最も深く最も早く觀察する能はざるや必せり、編者日本商人の爲めに此に獨逸商人の好模範をかゝげ來りたる故なきにあらず。

(七) 漁業

群山は陸の群山たるにも、海の群山たり、八百餘艘の漁船は當地を根據地として群山を去る西方約六里の近海にある有名竹島漁場に於て盛に一定の期間漁業に従事す、一艘優に六百圓の收穫ありと云ふ合計五十萬圓餘の多額に上る海の群山たるの名稱故なきにあらず、讀者は農業生産地として將來發展すべき群山は更に斯る有望の補助者あることを忘る可からず。

竹島は滄海の一粟なりと雖も、天然に好位置を占め、而も小港型を作り附近に開世島あり、煙島あり、隔音島あり、孤島、鹿島、於春島いづれも有名の漁區を有し、宛然諸侯を

引率する大名の如く、此等の諸島に従事せる漁船は竹島を根據地として活動す、當漁場に於て撈ふる漁類の主なるものは石首魚、鯛、鱒、鱈等にして其他雜魚十數種あり、漁期は陰曆正月より晚秋の交に至る間は常に漁獲し得ると雖も、八十八夜より向ふ四十日間は最も盛なり、此等の時期に際會する漁船は陰曆三月初旬内地を發し釜山方面より木浦七山灘附近の漁業を順次行ひつゝ北進し、竹山漁場に来るものなり、當地漁業時期經過せば更に北進し安眠島近海に行くものと、當地より歸國するものとあり、是等漁船は重に福岡、熊本、香川、佐賀、廣島等より來るもの多く、其他小數の韓船と群山在留の邦船あるのみなり。

漁業の盛時期は竹島の磯邊に假小屋を建設し、當地より日用品の販賣露店を開き、警察署よりは巡查派出所が設けらるゝ如き繁盛を極むのみならず、同時期は群山の商況に大影響を及ぼすものなり、今や當地に水産組合の出張所其他佐賀、長崎、福岡の漁業組合出張所は設けられ、斯業の發達は着々進捗しつゝあるは喜ぶべき現象なりとす、而し是等捕獲物の販賣は如何に當地附近漁業者中親船を有するものは、鱒及鯛の一部を内地に送り、他は沖合にて出買韓船に賣却す、申來韓人の常習として多數の商船沖合に出買する故に、本

邦出漁者は便利上其の船に賣却し、自から漁類を販賣地に持行くもの甚だ稀なり、從て利益を中間の商人に占めらるゝこと誠に尠からず、之れ畢竟輸送販賣機關の完備せざる結果なり、而し最早群山は昔日の群山にあらざれば、輸送機關も完備せられ居留民の需要も益々増加し、尙此の沿海は江景、廣川、仁川、京城、海州の如き大市場に近ければ魚類販賣に窮することなく、從て割合に高價なるとともに出漁者にとりて有利有望なり。群山賣上高を記入すれば左の如し。

年	月	金	額	市場名
三	十	年	八、〇〇〇	群山魚市場
三	十	年	一四、〇〇〇	大澤魚市場
三	十	年	一六、〇〇〇	同上
三	十	年	三〇、〇〇〇	群山水産組合水産會社
四	十	年	一五、〇〇〇	同上
四	十	年	一三、〇〇〇	群山海産會社

抑も玄海の波濤を冒して遠く朝鮮近海に出漁するものは言はずして利益の開拓にあるは勿論なれば、出合得る限り漁期を伸ばし、永く就業するの考なかるべからず、極言すれば

土着漁業に従事するの決心なかるべからざるなり、然るに従來邦人漁業者の通癖とする所は竹島附近漁業修了せば、勿々歸郷す、是れ進取的氣象に乏しく其の忍耐力の薄弱を示すものにして、到底當地近海の利益開拓の發展を望む能はざるなり、而し近來此の點に見る所あり、當地在留の漁業者の増加を見るに至れり。

第五 木浦

(一) 位置、地勢

木浦は全羅南道の務安半島の西端即ち北緯三十四度四十七分、東徑百二十六度二十二分に位し、榮山江の右岸にある貿易港なり、諭達山は岬々として其前面に峙ち、怪岩奇石其山頂に露出して木浦市街を擁す、風光絶佳韓國中稀に見る勝地也、世人多く木浦の良港なるを説けども未だ其風光の佳なるを稱するものなきは遺憾と謂ふべし、灣内水深く大船巨船を碇繋するに足り、而して附近島嶼多く點々として港口を扼す。

市街は諭達山下にありて、商家軒を並べ繁榮を極め、韓國西南方の一小都會たり、榮山江は蘆嶺山脈の南際光州及羅州平野を貫流して木浦に注ぎ、其流域は皆一面の沃野にして、大低農業經營の爲め開墾され居るを以て年々の農作物の産額多大なりと云ふ。

木浦は前記の如く榮山江の流域に當りて、光州、羅州等の農産物を控へ、又南海岸に沿ふたる各島嶼を擁するを以て、船舶の往來常に絶へず、貨物埠頭に堆く頗る殷榮を極め居れり。

(二) 運輸、交通

木浦は前記の如く韓國西海岸に於ける良港なるを以て出入する船舶少からず、今同地商業會議所の調査に據れば四十年度に於て一千六百五十四隻、噸數四十五萬二千七百噸なり而して、其出入汽船の所屬會社別とすれば、大阪商船會社四百七十八隻、三十八萬九千三百六十二噸、日本郵船會社百四十二隻、十四萬六千五百六十二噸、尼崎汽船部二百三十六隻、十萬九千九百九十九噸なり、就中郵船會社は四十年度に於て韓國西海岸航路の一部を中止したるを以て同地に立寄る汽船に多少の影響を來したる如きも、其實其不足を補ふ爲め商船會社に於て船數と航海數を増加したるより其隻數には左程の減少を見ざるべし、其他木浦を基點として沿岸航路を爲すものを擧ぐれば第一に武田廻漕店の經營に係る汽船は三十八年三月以來濟州島航路を繼續し、四十年七月よりは商業會議所の補助を受けて智島、法聖浦、西浦航路を開始す、次に呼子廻漕店は榮山浦に、平岡廻漕店は靈岩郡海倉航路を爲し

船籍	日本		韓國		合計	船種
	三十八年	三十九年	三十八年	三十九年		
帆船	四	三十九	四	三十九	四	帆船
	一七六	四一五	一七六	四一五	一七六	噸數
汽船	三十八	三十九	三十八	三十九	三十八	汽船
	二五二	四一〇	二五二	四一〇	二五二	噸數
合計	四	三十九	四	三十九	四	合計
	一七六	四一五	一七六	四一五	一七六	噸數
合計	三十八	三十九	三十八	三十九	三十八	合計
	二五二	四一〇	二五二	四一〇	二五二	噸數

居れり。
次に木浦に於ける郵便電信電話も著しく進歩發達し、今日にては何不自由なきまでとなれり。
左に船舶旅客の出入の統計を掲ぐ。

船舶出入表

船籍	日本		米國		韓國		合計
	三十八年	三十九年	三十八年	三十九年	三十八年	三十九年	
帆船	四	三十九	四	三十九	四	三十九	帆船
	一八八	一九六	一八八	一九六	一八八	一九六	噸數
汽船	三十八	三十九	三十八	三十九	三十八	三十九	汽船
	二五二	四一〇	二五二	四一〇	二五二	四一〇	噸數
合計	四	三十九	四	三十九	四	三十九	合計
	一八八	一九六	一八八	一九六	一八八	一九六	噸數
合計	三十八	三十九	三十八	三十九	三十八	三十九	合計
	二五二	四一〇	二五二	四一〇	二五二	四一〇	噸數

船籍	入港		出港		合計	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
日本	四〇	一七七一	九〇	一七六六	一七八	三五三七
三十九年	一〇〇	一四五六	一一九	一四二六	二二九	二八八二
三十八年	七五	九七五	七五	九八二	一五〇	一九五七
韓國	四	三	—	—	—	—
三十九年	—	—	—	—	—	—
三十八年	一九一	三五五二	一九二	三五八六	三八三	七、一三八
合計	四一	一、七七一	九〇	一、七六六	一七八	三五三七
三十九年	一三〇	一、四五六	一一九	一、四二六	二二九	二、八八二
三十八年	二六六	四、五二七	二二六	四、五六八	五三三	九、〇九五

(三) 沿革

木浦は明治三十年十月一日を以て開港し、爾來我邦人の居留するもの尠からず、其翌三十一年二月には、其數五百に達したるより七名の世話掛を公選し、中一名を掛長と爲し、居留地に於ける諸般の事務を處理し來れり、同年九月居留民自治團體設立の必要を認め、

居留民會規則を制定し領事の認可を経て名譽會長一名、有給理事一名、議員十五名を公選し、公費賦課制を定め、茲に始めて自治團體の基礎を立てたり、同三十三年五月居留民會規則の不備を認め、多少之が改正を加へたるも、依然不便の點少からざりしを以て同三十五年四月時の領事に具申し、館令として日本居留民規則なるものを發布し、居留民會長を廢して有給民長と爲し、其他にも改正したる所ありしも、法律上何等強制的権限を有せざるが故に財政上自治團體の基礎を鞏固にする能はず、從て各般事業の進歩を障碍するに至る、是に於て同地居留民團體に於ても居留民制度を公法人として完全なる自治團體と爲さんことを政府に請願せり、同三十八年日韓協約締結せられ、茲に兩國の關係確立されたるを以て同年三月法律として居留民團法を發布し、次で三十九年六月統監府令第二十一號を以て同法施行細則を制定し、同年八月十五日より之が實施を見る、木浦も茲に始めて法律上自治團體たるを得たり。

木浦は最初各國租界として開港されたるを以て居留地の土木、警察、衛生等の公共事業は各國居留地會の権限内に屬すと雖も居留民中我日本人大多數を占むるより實際に於ては日本人の專管居留地の如くなり居れり、今茲に木浦に於ける我邦人の戸口及び會社、銀行、

年次	明治三十一年	同三十二年	同三十三年	同三十四年	同三十五年	同三十六年	同三十七年
經常費	一九一五・五四	三三八九・八八	四〇三三・〇三	三八七四・〇〇	五七九一・一一	六二四六・〇〇	七七三八・四〇
臨時費			四〇四九・九〇				
計	一九一五・五四	三三八九・八八	八〇八二・九三	三八七四・〇〇	五七九一・一一	六二四六・〇〇	七七三八・四〇
一人割	二・九〇六	三・八八七	四・七七九	四・二二一	五・五四九	四・二〇九	五・三六六
一戸割	七・九一五	一四・七三三	一八・五〇〇	一五・四三〇	二一・八〇〇	一八・五一一	二三・五二〇

木浦居留民團經費對照表

職業別	酒商	船乘	使役	遞夫	傭民	平民	妓業	裁縫業
戶數	五八	一三	八	六	一七九	七八	三	四
男	一一三	二二	一一〇	二二九	一七一	一七一	一	一
女	一一四	一五	九	七	二二八	一三一	一	一
計	二二六	三七	二〇	二九	三九四	三〇八	二	二
職業別	吳服商	賣肉商	煙草商	穀物商	金物商	飲食店	藥工	藥商
戶數	四	三	一	一	一	一	一	一
男	一〇	一〇	一	一	一	一	一	一
女	四	三	一	一	一	一	一	一
計	一四	一三	二	二	二	二	二	二
計	一〇四三	二〇四六	一四八六	三・五三二				

職業別	宜教	宜教	農官
戶數	一	三	一
男	二	三	一
女	〇	二	一
計	二	五	二
職業別	佛國人	米國人	清國人
戶數	一	一	一
男	一	一	一
女	〇	〇	〇
計	一	一	一
職業別	宜教	宜教	農官
戶數	一	三	一
男	一	三	一
女	〇	二	一
計	一	五	二
職業別	宜教	宜教	農官
戶數	一	三	一
男	一	三	一
女	〇	二	一
計	一	五	二

組合並に在留外人韓國民戶口表を示せば左の如し。
木浦在留外國人職業別表

木浦居留地及雜居地並附近韓國民戶口職業別表

(四) 商業

木浦は群山と共に南韓貿易の關門にして、全羅南道に於ける貨物の集散地たり、榮山江流域を利用して光州、羅州等よりする農産物は悉く同地に輸出さるゝを以て、秋收後の穀出期の如き市場頗る殷賑を極む、其結果毎年貿易上著しき好況を呈せり。

貿易額に關して木浦商業會議所の調査に依れば四十年度總額二百九十九萬五千〇六十二圓にして、内輸出百五十三萬二百四十九圓、輸入百四十六萬四千八百十三圓、差引三萬九百二十五圓の輸入超過なり、更に五箇年間の貿易を示せば左の如し。

年次	輸出	輸入	總額	輸出超過
明治三十六年	一、八二〇、五五八	六六二、九八六	二、四八三、五四四	一、一五七、五七二
同 三十七年	一、七三五、九〇一	五七九、四三五	二、三一五、三五四	一、一五六、四六六
同 三十八年	一、六三八、七二九	八〇一、一二六	二、四二九、八四五	八三七、六一二
同 三十九年	一、五九〇、〇一一	八七七、五三四	二、五六七、五四五	六二二、四七七
同 四十年	一、五三〇、二四九	一、四六四、八一三	二、九九五、〇六二	三九九、九二五

同 三十八年	五三八六、〇〇	五三八六、〇〇	二六六五	一四、六七六
同 三十九年	一、二五六、九二四	一、四七五、二九六	二六、三三三、一三	二〇、八〇七
同 四十年	一、四八一、四二九	六三四九、一五二	二一、一六三、四四	二〇、二一〇

内國品輸出及再輸出地名別 (四十年間)

前表に依れば輸入額年々増加するに拘らず輸出額は之が反比例を呈するが如し、木浦商業會議所の調査報告に依れば輸出減少は行政改革、葉鏡騰貴、海賊出沒、暴徒發動に原因し、輸入盛況は邦人増加、韓人の嗜好向上に歸することを説明せり、斯くの如き已むなき事情の胚胎すとせば之れ一時の事情に過ぎずして將來又大に有望の域に増進するや必せり。木浦の貿易關係の各地は日本、支那、關東洲、浦鹽斯德等にして、其輸入の重なるものは金巾、木綿、法衣織、フランネル、毛布、ハンカチーフ、紡績絲、蚊帳、羊毛製品、雜種織物、金屬類、其の輸出は燧籠、竹籐、竹本、豆及油粕、小豆、大豆、牛骨、米糠、實綿、練綿、鷄卵、干鰯、乾牛皮、家畜、米、小麥、大麻、胡麻、其他雜品等なり、茲に輸出入地名別を擧ぐれば左の如し。

地名	輸出高	再輸出高	合計
日本	一、二五三、四六九	四、九四四	一、二五七、四一三
關東	二二、七六四		二二、七六四
支那	三〇、三〇一		三〇、三〇一
浦鹽斯德	八六五		八六五

一 月	七六五四三二一					九八七六五				
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
卅六年						卅六年				
卅七年	二	七〇一	一九	五四三	四四三	二	二,四七五	三,五五九	一,二四四	一,一八四
卅八年	一八	三三六		二四五	一〇	一〇	二,二四六	一,九六〇	一,九六〇	三,一五〇
卅九年	一〇	三三〇		二四九	六五	四〇	三,三六三	三,七七五	三,七七五	五,七九五
四十年	二二			三六	一五〇	一五〇	六,四八七	六,四八七	八,四〇二	八,四〇二
計		十	十	十	九	八	計	十	十	十
卅六年						卅六年				
卅七年	三	一四六七	一〇,三六六	一五,三七〇	七,七八四	三,三〇一	一七,〇九〇	七六,六六一	二七,八六五	九八,四五五
卅八年	二						五,三三三	三,一〇一	一〇,九九一	一八,四五八
卅九年	四〇						八,一〇六	二,一三九	二,七七八	一七,四三七
四十年	五						二,三三七	六,七〇二	八,四六三	六,九三三
計		一	一	一	一	一	計	一	一	一

小豆

大豆

二一 月	七六五四三二一					十九八七				
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
卅六年						卅六年				
卅七年	七	七七一	一,五二四	六,八四八	一,三〇五	七	一,九三三	六,三三三	二,五八二	九,九三三
卅八年	四									
卅九年	三									
四十年	三									
計		十	十	十	九	八	計	十	十	十
卅六年						卅六年				
卅七年	一	二,二九九	八,一三	五,八二	三,八七	一,六六	三,四二	二,二九九	五,九二一	一〇,八二三
卅八年	一									
卅九年	一									
四十年	一									
計		三	三	三	三	三	計	三	三	三

粳(韓倭入)

玄米(韓倭入)

地	内國品の輸入及再輸出	
	輸入	再輸出
仁鏡南	五三、四二一	九四五
群山	二八、七九〇	三、四一
釜山	六、八一九	三、九一五
馬山	六三、五九九	
元浦	一、四九五	
城津	四三、二六〇	
合計	一九八、三四九	五、二〇一
總計	一、五〇四、七三八	一〇、一四五
仁鏡南	一、三〇六、三八九	四、九四四
群山		
釜山		
馬山		
元浦		
城津		
合計	一、三〇六、三八九	四、九四四
總計	一、三〇六、三八九	四、九四四

支日	外國品の外國及内國開港より輸入及再輸出	
	那本	計
仁鏡南	一、九四三	三、四二一
群山	二二、一三三	五、二〇一
釜山	七、八九九	二、一五二
馬山	六三、三七五	六、六三三
元浦	二四	二四
城津	六六、八二七	六、六三三
合計	一、一〇	一、一〇
總計	一、一〇	一、一〇

次に商業會議所の調査に係る米雜穀廻着高累年比較表を掲ぐ、
米雜穀廻着高累年比較

年	月	計
卅六年	六月	五、四八四
卅七年	五月	七、四二一
卅八年	四月	九、六八八
卅九年	五月	七、六五〇
四十年	六月	六、三五四

年	月	計
卅六年	六月	一、二七四
卅七年	五月	二、三五〇
卅八年	四月	一、七九三
卅九年	五月	五、四九三
四十年	六月	六、三七七

古生層 六六、二方里中
中生層 一〇六、八方里中
第四紀新層(沖積地) 八三、一方里中

斯の如く全南の位置上、地勢上、農作物に適するを以て年々之が産出するもの、大部分は木浦に輸出さるゝなり、木浦は此の農産物の一大市場ともいふべく、年々貿易上に著しき好況を呈し居れり、殊に木浦居留地附近には沿岸島嶼多く、其島地山地面積を擧ぐれば左の如し。

島地	總面積		山地面積	一方里中	總面積に對する百分比例
	方里	町步			
智島	二・二〇八	三・二七八・四	一・六四三・八	七九二・八	五〇・九八
珍島	二・九三三	三・四〇九・八	二・六四三・八	一・二〇七・二	七七六〇
莞島	五・一〇五	七・九三九・一	六・八五〇・〇	一・三三三・一	八六・三六
突山島	四・一七〇	六・四八五・二	五・七四三・三	一・三七七・三	八八・五六
金鰲島	一・七二二	二・六六二・二	二・三三七・二	一・三三六・二	八九・二二

農産物中米を主とし、近來は棉花の栽培多きを加へたるを以て、此兩者は木浦に於ける主要輸出品として將來有望のものなり。

(六) 教育

明治三十年の開港當時我邦人の居留するもの少からず、何れも自己の經營に忙殺されて教育事業の如き顧みる遠なかりしが、此時に當り東本願寺布教使西山氏は率先兒童教育の一日も忽にすべからざるを唱へ、居留民會と協議の上監督規程を設け、且つ經費の幾分を民會より補助することに決し、同三十一年十一月在留兒童を本願寺支院に收容すること、せり、其後居留民は漸次増加し到底兒童教育を宗教家にのみ一任する能はざるを認め同三十五年一月を以て居留民團の事業に移し今日に至る、茲に同地小學校兒童數并に教育費の統計を示せば左の如し。

木浦高等尋常小學校兒童教育費

年次	兒童數	民數と兒童との百分比例		卒業生		教育費	教育費の兒童一人平均
		民數	兒童との比例	高等	尋常		
明治三十一年(女)	一四七	一四一八	四・一八	一	六	四三五・九七〇	一〇・六三〇
同三十二年(女)	一七九	五・五〇	五・五〇	一	六	八七三・〇〇〇	一八・一九〇
同三十三年(女)	二三五	六・三九	六・三九	一	六	三三七・二〇〇	五・九二〇
同三十四年(女)	二八九	七・一四	七・一四	一	六	六四五・八三〇	九・六三九

同 三十五年	同 三十六年	同 三十七年	同 三十八年	同 三十九年	同 四十年
女男	女男	女男	女男	女男	女男
二五九	三五九	三六三	五八三	七八五	八九八
七五九	六四七	六八〇	六五四	六一九	七〇五
八	四六	四一	四一	九五	五一
一一	一一	一三	二三	二七	四三
一六九六四九〇	一八七二三三〇	一八六九五二〇	二、八三四、〇九〇	三、四三三、九四〇	五、五九三、五〇〇
二一、二〇六	一九、三〇二	一九、〇七六	二〇、五三七	二二、一五四	二九、九〇一

第六 鎮南浦

(一) 位置、地勢

鎮南浦は韓國六大江の一たる大同江の左岸に在り、平安南道三和郡の最南端にして、北緯三十八度四十分、東經百二十五度二十五分に位す、江水三十八哩を廻れば平壤に至るべく、又僅々十哩を隔て、兼二浦と對し、其他黃海道、長連、安岳及載寧の諸郡に接せり、而して港内水深く十五乃至二十尋を有し、其幅員一里餘に及び、黃海、平安兩道の山岳相擁して自然の防波堤を作り、港内浪靜にして恰も湖水の如し、日露戰役當時の如き運送船

八十有餘隻舳艫相卸みて同港に碇泊し、又往年一萬噸以上の英艦四隻が碇繫して何等支障なかりしといへば同地が如何に軍事上、經濟上頗る重要な港灣たることを證するに餘りあり、由來同港は冬季二箇月間流水の爲め航行困難なりと雖も、港内全く閉鎖せるにあらず現に明治三十九年汽船オハヨ一號が流水を冒して同港に航行し何等障物を見ざりき、唯冬季は陸上運送の便を缺きて其搭載貨物を卸すこと能はざるを以て毎年二箇月間航行杜絶するを例とす、本年度より着手せらるべき築港及平南鐵道竣成の曉に至らば、冬季運輸の便開けて従前の如き貨物滯滞の虞れなく、同港天然の價値を發揮するに至るならん。

同港は東北に甌南山を控へ、西北に靈山、西南に明狹山を擁し、有名なる飛瀝島は其東方に横り、又東に加德島及漢頭山ありて其形勝を添へ、風光極めて佳なり、曾て伏見宮殿下筵に上陸せられ、痛く其風景を賞し、韓國第一といはれたりと、始めて此港に到るもの何人も其形勝を見て驚かざるものなく、殊に飛瀝島の蒼鬱たる松樹が綠滴る如き光景は實に言ふ可らざる趣味あり、惜しいかな、昨年害蟲の爲め松樹大半枯衰して、あたら其風景を殺きたり。

(二) 運輸、交通

同港は大同江の河口を扼し、平安、黄海兩道の中心に位するを以て運輸交通の便多く、而して北清の各港、安東縣大連と密接の貿易關係を有す、聞説く大同江は往昔支那と交通したる所にして今尙鐵島に箕子上陸の遺跡又明使應接の應門存在せり、之を以て見るも當時該江は清韓交通の關門と爲りたるものと思はる。

大同江は平安、黄海の境界を流れて、平壤の沃野、黃州の大原を浸し、之より生ずる米、豆、棉花其他の農産物は何れも同江の水運を藉りて南浦に輸出さるゝなり、南浦は實に此等貨物の集散地にして韓國港灣中重要な地位を占むる宜なりといふべし、而して大同江の流勢は潮水の干満に支配され、三千噸内外の船舶は約三十哩の上流迄航行すること容易なり、其船舶は何れも此潮流を利用し満潮に上り干潮に下る、斯くして航行せば風力を借らずして上下し、唐詩の所謂千里江陵一日歸の光景あり。

南浦に寄港する汽船は大坂商船會社及郵船會社各一隻保護航路として三週一回の定期航海を爲し、又仁川堀回漕店は仁川平壤間一箇月二三回の往復を爲し同地に寄港せり、兼二浦平壤間は毎日小蒸氣往復して兼二浦支線及京義線に接続す、鐵道管理局は更に本年三月を期し兼二浦より延長停車場を當港に置き毎日二回の連帶輸送を開始することに決したり

といへば運輸の便一層宜しきを得るに至るべし、其他大同江支流は殆んど網の目の如く縦横に平南黄海兩道に入りて舟楫を通ず、故に各沿岸に於ける都市は帆船の出入頻繁にして商業の如き頗る振へり、今大同江流域諸港と南浦との距離を示せば左の如し。

自鎮南浦					
至 仁川	二〇六	至 大 阪	八二五	至 營 口	四〇〇
至 群 山	三三四	至 橫 濱	一一四五	至 天 津	六五〇
至 木 浦	四二七	至 長 崎	五二六	至 芝 罘	二〇二
至 釜 山	五〇〇	至 安 東 縣	一一七	至 上 海	六九〇
至 下 關	五八〇	至 大 連	一八〇	至 元 山	八〇一
至 神 戶	五五六	至 旅 順	二二〇	至 浦 汐	一一〇六
	七九五				

尙現今主なる航路は左の如し。

一 阪神航路 仁川下關を經由するものと、仁川、群山、木浦、釜山、下關の各港に寄港するものとの二あり。

該航路は安東縣を終點とするものにして往復共當港に寄港す。

一 長崎大連航路 長崎より當港を経て大連に達するものにして、當港より専ら白米の

輸送を爲す。

- 一 若松航路 載寧殷栗の破石輸送の爲め開始せられたるものにして、五隻の汽船を以て之に充て、昨年輸出高五萬噸以上に上り實に若松製鐵所需要額の四分の一を占む。
- 一 唐津航路 佐賀縣命令航路にして主として陶器の輸入を司る。
- 一 四日市横濱航路 大豆、小豆、大麥、黍等雜穀の輸送を爲す、尤も定期船なし。
- 一 元山、清津、浦鹽航路 東海岸と西海岸とは物産を異にし、殊に浦鹽沿海州の如き漸次貿易額を増加するに至るべしと雖も、現今は直通航路なし、釜山又下關に於て接続するものとす。

一 營口航路 當港より白米輸送を爲すことありと雖も定期船なし。

一 芝罘航路 平壤無煙炭運送の爲め開始せらる、年三萬噸を輸送すと云ふ。

當港船舶出入表

年 別	汽 船 の 部		帆 船 の 部	
	隻 數	噸 數	隻 數	噸 數
三十六年	一〇六七	一七六五四五	二七七八	五四、二二三
三十七年	一四七八	三〇一、四五七	二二二六	四五、二九二

三十八年	二、三六〇	四五二、〇五一	三、三〇二	六二、一三八
三十九年	一、八一七	四一八、九四五	三、二〇七	四九、三三〇
四十年	一、二八七	四三三、一〇五	二、三三八	六六、二四四

郵便電信電話

一 郵便 鎮南浦局の配達區域は鎮南浦民團一團及三和郡の一帶とす、發着は郵便船に依り兼二浦支線に接続し、流水期間は陸路平壤に出で京義線に連續し、此行程一日とす。

四十年中取扱高は左の如し。

年 度	通常引受	同上配達	小包引受	同上配達	合 計
四十年 度	四一八〇三	六二七三二	二八六三	七、七五〇	一〇、五五、九四七

二 電報 四十年中取扱高左の如し。

年 度	韓 滿 發 着 電 報		日 韓 間 發 着 電 報	
	發 信 着 信 料 金	發 信 着 信 料 金	發 信 着 信 料 金	發 信 着 信 料 金
四十年 度	二二、〇六九	二〇、四三九	一〇、三六二	一〇、八〇四
	五、四九四	八、七五	一〇、八〇四	六、七四一
				九、〇〇〇

三 電話 電話加入者百四十四にして公私の交通至便なり、長距離電話平壤、京城、仁川

に通じ一指呼の内に各地の所用を辨す。
四十年中取扱高左の如し。

年 度	市内通話度数	平壤との通話度数	同上通話時間	同上 料 金
四 十 年	六六七、二一六	六二七七	八八一八	二、八八八、八〇〇

(備考) 一通話時間三分とす

一 道路及車馬 居留地は各國居留地會の經營に係るものにして、街衢整頓し道路展開して新開地には稀に見る體裁を備へり、居留地外主なる道路は平壤及兼二浦に通ずる道路にして、共に車馬の通行に支障なし、平壤街道は十六里餘にして日露戦役に際し軍隊輸送の爲め我軍の改修に係るものにして、軍事上重要な價値を有したり。別に韓國政府は三大幹線の一として平南間の道路を新設し、模範道路となさんとす、既に三十九年より着手し、今や工事大に進捗し、本年を期し竣功の豫定なり、此里程十四里とす、完成の曉に於ては斯幹線より支線を分岐し各都市に接続し以て當方面の陸上交通の面目を一新するに至るべし、又兼二浦街道は兼二浦の對岸椹津浦に至る五里餘にて椹兼間渡船の設備あり。

二 鐵道 海陸連鎖機關として當港より平壤に通ずる平南鐵道は曩に帝國議會の協賛を経て爾來踏査調査測量を了し、四十三年を期し開通するに至るべく、其哩程三十五哩なり、完成の曉には海陸連鎖鐵道として良好なる港灣の設備と相俟て西北韓及東滿洲に於ける貨物集散を支配するに至るべし。

(三) 沿革

鎮南浦の沿革を叙するに當り、其順序として先づ日清戦役前後、日露戦役中及其以降の三期に分つて之を述んとす。

△日清戦役以前

當時鎮南浦は茫々たる一漁村にして、戸數僅々二三十戸に過ぎず、大同江流域は唯だ貢米徴取の爲め韓船の往來せると、支那密貿易船の出入せるを見るのみにて未だ航海上何等の價値を認めざりき、同地の土民は概ね漁業に従事し洞長之を管掌したり、最初同地は瓶南浦と稱したるが我邦人の多數居住するに従ひ、鎮と瓶とは國音相通するを以て因襲遂に鎮南浦と呼ぶに至れり。

同地は舊都平壤の咽喉に當り、海防上重要なる價値を存するを以て、歴代の三和郡守は

何れも海防に關する經綸家を以て之に任ずるを例とせり、爾後支那との交通頻繁なるに従ひ、支那人の移住するもの多く、我邦人は單に仁川を経て大同江流域に出入したるに過ぎざりき、土民は悍奸にして富の程度は極めて低く、附近の交通不便にして僅に郡衙に通ずる道路ありたるのみ、以上の如く同地は寂寞たる一寒村にして帆船を見るも稀なる所なりしが、今や數千噸の汽船を吐吞するに至りたるは實に非常なる急變といふべし。

△日清戰役中及以降

明治二十七年五月日清兩國干戈を交ふるに當り、平壤は實に清國の依りて以て難攻不落と爲したる所、我軍亦容易に抜く能はざるものと思惟せしが如し隨て當港は軍隊及軍需品輸送上甚だ重要なる價值を認められ、平壤に達する三十五哩の輕便鐵道を敷設し、水陸連鎖起點と爲し、日に運輸船の出入頻繁を極め、當港の價值は内外人の等しく認識する所となれり、而して暫定條約に依りて木浦港と共に開港豫定地と爲り兵站司令部出張所を置かれ、各地より韓人の移住する者増加し、我邦人にして軍隊に關係する者、及之に伴ふ商人の居住するもの少からざりしが、戰局の收まるに從ひ邦人一時其跡を絶ちたり。

戰後同地の將來に囑目して我邦人の移住するものありしが、當時支那人の勢力範圍なり

しを以て我勢力未だ十分に振ふまでに至らず、同三十年十月一日暫定條約に基き木浦港と共に開港せられ、之と同時に領事分館及税關を設置し各國居留地會を置き我邦及英、露、清の領事館敷地を劃す、時に我邦人の居留する者僅に二十七人なりといふ。

韓國政府は開港場取締の爲め三和郡衙を同地に移して監理署と稱し監理を置く、後改めて三和府となして府尹を置きたり、同年各國居留地内は土地の競賣を行ひ、韓人は居留地外に驅逐され、爾來各國居留地會は銳意市街の經營及諸般設備の任に齊り、幾多の變遷を歴過して、現今の體裁を爲すに至る、之を以て見るも當地は實に日清戰役に依りて其基礎を確立したるものといふべし。

△日露戰役中及其以後

日清戰役は大同江を挾んで接戰地としたるが如く、日露戰役は實に鴨綠江を以て兩軍接觸點と爲せり、故に我軍隊の上陸地は同地を措て他に之を求む可らず、即ち第一軍の上陸地點となり、之に伴ふ軍需品及諸般の用途、其他の商人の上陸せし者頗る多く、爲めに同地一時雜沓を極めたり、隨て我邦人の居住する者一船毎に數百人に上り、又韓人の各地より來集する者多く頓に購買力を増加し生活の程度俄然昂騰したり。

次に第二軍の假泊所となり、運送船八十有餘隻江上に連り人氣大に昂り、商況俄に活氣を呈し、加ふるに海陸共に我軍の捷報荐りに到り、實に同地居留民は狂する如く多忙を極めたりき。

碇泊司令部を同地に置き、軍隊輸送事務を掌管し、戦局收まると同時に之を運輸部に移したり。

戦局の進むに従ひ深く戦地に入りて奇利を博せんとする邦人あるも當局者は同地以外に出づるを禁じたるを以て一時此等の人々來集し殆んど萬以上を以て數ふるに至る、戦局の收まると共に斯の繁榮を繼續する能はずと雖も、其精力は依然存し居留民會は埋築其他諸般の設備を爲し民間亦大に土木を起し、同地の狀況全く其面目を一新するに至れり。

明治三十年の開港と共に日本人總代役場を置く、時に我邦人僅に三十二人、翌年十月居留民役場と改め民長を置き自治制と爲す、居留民百五十四人なり、同三十八年民團法發布せられ、其翌三十九年民團法施行に關する命令に依り、同八月十五日民團を設立するに至れり、而して其區域は各國居留地一同及其境界線より十韓里(我一里)以内と定められたり。

前記の如く日清戦役を経て我邦人の數頗る増加せり其統計を示せば左の如し。

開港以來日露戦役に至る人口年別

年次	戸數	人口	男	女
明治三十年	五	三三	二八	四
同三十一	三七	一五四	一〇五	四九
同三十二	一〇五	三一一	二〇一	一〇〇
同三十三	九九	三三九	二〇九	一三〇
同三十四	一〇一	三七〇	二一六	一五四
同三十五	一一九	五四七	三三一	二一六
同三十六	一八八	七七九	四六九	三一〇

左表の如く我邦人口は年一年増加し來り、又日露戦役を歴て一層甚しきを加へたり、今當地の人口調査を擧ぐれば左の如し。

府縣別	戸數	人口	府縣別	戸數	人口
京都府	二四	八一	岡山縣	一三	五三
大阪府	七〇	二三四	鹿兒島縣	一一	五三
東京府	二二	五〇	福岡縣	五六	二〇七
府縣別			山口縣	七四	七〇三
府縣別			廣島縣	七〇	二五六
府縣別			長崎縣	六六	二六六
府縣別			山口縣	七四	七〇三

新瀉縣	一	四	一	五	四	二	二
群馬縣	三	〇	一	二	八	二	二
和歌山縣	一	六	七	八	二	七	三
高知縣	二	四	六	九	三	四	七
長野縣	二	九	六	三	二	二	七
茨城縣	〇	四	〇	二	八	五	七
三重縣	四	〇	九	一	〇	五	七
滋賀縣	三	三	二	四	三	八	七
福井縣	二	二	三	八	二	一	七
山梨縣	二	三	八	二	四	一	七
福島縣	一	〇	二	三	四	五	七
秋田縣	二	三	四	五	六	七	八
愛媛縣	一	二	三	四	五	六	七
合計	八	二	四	三	一	四	六

居留地に於ける電報は明治三十八年四月一日我軍用通信所に於て公衆電報の取扱ひを爲すに至り、爾來郵便電信は統監府通信管理局設立と同時に同局に屬するに至れり、又電話は明治二十九年三月市内の架設を終り、同四月一日より公衆通話を許し、同六月一日より平壤長距離電話を取扱ふに至り、越へて四十一年十一月より京城及仁川間の長距離電話成

り以て通信機關の完成を期したり。

之を要するに同地は日清戰役に依り其基礎を作り、日露戰役に及んで更に一大進歩を爲し、來るべき築港及平南鐵道の完成を待ち一段の進歩を爲すや敢て疑を容れず、今三十七年より現在に至る戸數及人口は左の如し。

年別	戸數	人口	男	女
三十七年	四〇七	一、七八六	一、〇一九	七六七
三十八年	七八九	三、〇〇三	一、七三五	一、二六七
三十九年	七六四	二、八八七	一、六六二	一、二二五
四十年	七七八	二、六九七	一、四六一	一、二三六
四十一年	七九八	二、九〇一	一、五八二	一、三一九

(四) 商業

鎮南浦は大同江の河口に位し黃海平安兩道よりする貨物、常に同港の阜頭に堆く、日本及北清の各地より輸入する貨物も亦少からず、實に西韓唯一の良港たるに愧ぢず。最初開港當時の如き我邦人の居留するもの少數なるを以て商業の如き殆んど振はず、一

二の商店を除きては悉く無資無産の徒にして我商業は有りて無きが如き状態を呈す、此時

年別

卅一年	輸出	五、一三三、三三三	輸入	八、二八九	移出	一、七九四、六三三	移入	三、二二二、二六二
	貿易	八、六一九	四五、四三三	沿岸貿易	六、一一九、七六六	六、一一四、二三八		

に當り支那人は同順泰裕盛仁などいふ有力の商人が饒多の資本を投じて米穀を買入れ盛に沿岸貿易將た外國貿易を爲したるより、我少數の商人は之に對して敢て抗するものなく、當時の南浦貿易は支那人の獨舞臺なりし其後我運漕業者も同地に航路を開き、第一銀行出張所さへ設置されたるを以て從來萎靡振はざる我商業も頓に萌芽を發して、茲に日清競争を始めたなり、支那商人も最初こそ勝誇つて我物顔に振舞ひたるも我交通金融確立したる今日遂に我と拮抗する能はずして米穀輸出の商權は茲に日商の掌握する所となれり、然れども彼等は尙絹布の販賣に於て盛に韓人に賣込みて其信用を博し居れば、其潛勢力又侮る可らず、日露の戰役を経て我國威揚がると同時に通商貿易も亦自然我が掌裡に歸せり、近頃唯少數の支那人等依然往時の惰力を利用して商業を營み居れども左程恐るゝに足らざる也同地貿易上の變遷は大低以上叙する如く一消一長遂に今日の盛況を見るに至る、今開港以來外國及沿岸貿易の統計を擧ぐれば左の如し。

年別

卅二年	五、六六、七二五	一、三二、九〇六	二、五八、八〇四	六、一八、三五七
卅三年	四、〇五、六〇〇	一、五三、五一八	四、三〇、三三三	七、七四、六二二
卅四年	五、四〇、三六四	三、九一、〇七五	七、〇八、五六一	六、八九、三四三
卅五年	九、二七、三四三	六、二一、六九九	八、〇三、八二八	七、四九、一一五
卅六年	一、〇八七、九六九	九、二五、七〇九	一、〇五四、〇一九	一、〇四八、三〇四
卅七年	一、〇五四、九七〇	二、四一、三一七	四、〇八、二〇三	二、一四三、六一〇
卅八年	一、〇七八、六一四	三、二〇、九九九	一、八三、〇九九	一、六二一、二二九
卅九年	一、二三一、六一八	二、九五、九四三	六、五八、八一七	八、九四、五〇一
卅十年	二、〇四七、〇七四	三、九三、三五一〇	一、〇七二、九五八	一、〇一一、七八四
卅十一年	一、九七八、七四四	三、〇五七、五八六	一、五八〇、八一三	七、九五、四二七

次に同地に於ける商業上の習慣を叙すれば大要左の如し。

(一) 韓人間の關係

一般韓國商業組織と同じく客主、居間、座買に分れ、日韓商人の漸次接近するに従ひ客主、居間の勢力漸く衰へ日韓人直取引の趨勢を示すと同時に客主は單に商人宿と化し居間は無用の閑職たらんとす。

客主口錢

一 精白米は大連及滿鐵治道に供給するものにして、玄米、大豆、小豆、大麥、小麥類は阪、神、四日市、長崎、横濱港仕向にして、西米、黍は元山地方の東海岸を華主地とす。

一 取引 全部荷爲替付とす。

(四) 日用品取引

信用取引にして現金掛賣の間に價格の差を生ずること少なく、支拂期日は區々にして月末翌月五日、十日と云ふが如き各自支拂期日を定め、各店之を熟知し、隨時集金するを例とす。

斯の如き其煩に堪へず之が矯正に務めつゝありと雖ども從來の舊慣容易に改むる能はず。

(五) 教育

鎮南浦に於ける教育は最初民役所書記をして兼掌せしめたるが、明治三十二年本願寺布教所に移し、布教使専ら其任に膺れり、爾來我邦人の居住するもの年々増加し迎ても其多數の兒童を布教使の手に一任する能はず、同三十六年校舍を建築し純然たる小學教育を施す。

し、同三十八年更に校舍を増築し、同四十年七月在外指定學校となる、目下在學兒童は百八十餘人なりといふ。

(六) 附近韓人の風俗及産業

(一) 風習

南浦は茫々たる一寒村に過ぎずして戸口稀有なりしが開港後商業の繁榮に赴くに従ひ各地より移住するもの、漸次多きを加へ現に二千戸を數ふるに至れり其多くは義州安州定州平壤及董海道の各地并に仁川、釜山、京城等諸地方より移住したるものを以て各地の風習混和せられ當地方特有の風習として記すべきものなし。

(二) 人情

韓人の大部分は商業及商業に伴ふ雜役に従事するを以て彼の農民の如く勤勉の資に乏しく、純朴の美德を有せず概して輕薄にして怠惰なり、其多くは移住者にして土地に愛着心なく朋黨の力乏しく、商業上日本人に依頼する多く利害關係を同するを以て二三儒生の横義を除くの外我對韓政策に反對するの徒少なく従て日韓人間至極圓滿なり。

(三) 宗教

耶蘇教稍々盛なりと雖ども彼等の多くは教義の何者たるやを解せざるが如し、教徒の經營せる學校(小學程度)三ありと雖ども何れも微々として振はず。

(四) 産業

(イ) 農業 該業に従事せるもの極めて少數なり其作業も亦頗る疎放にして稍々見るべきの域に達するも蓋し遠かるべし

(ロ) 漁業 沿岸の漁業に従事するもの多少ありと雖ども其方法頗る未開のものに屬す。

(ハ) 商業 に従事するもの多く其店舗も稍々體裁を具へたるものありて開市場日に限り取引せらるるものとは其趣を異にせりと雖ども新開地なるを以て舊都市に於けるが如き整頓せる商店老舗は極めて稀なり、仲買問屋業に従事するも極めて多く長袖悠々として日韓商店に出入して口錢を利するを常業となす。

商業に伴ふ雜役に服する者夥しく彼等は嚴重なる一定の規約の下に勞働に従事しつゝ、あり負群船夫工夫等の組合を有す。

第七 馬山

(一) 位置、地勢

馬山は慶尙道の南端に位し、東北は丘陵を負ひ、西南の一部は即ち馬山浦にして巨濟島を以て外廓となし、其前面に鎮海灣を控へ、加徳島を擁し。實に天然の良港灣なり、而も水深く、優に一萬噸以上の大艦巨舶を容るゝに足る、明治三十五年頃露國が頻りに同地を經營し一時國際問題まで惹起したる全く此の形勝あるが爲なり、曩に、故近衛公此地に遊び別莊を選定せられしことあり、又伊藤公の如き頻りに其風光を賞しつゝありと、同地は觀月の名所にして街を距る四丁目影臺と稱する所あり、今を距る三百年前崔某の邸宅にして月夜の眺望殊に佳なりと傳へらる。

馬山は前記の如く天然の良灣たるに加へて軍事上要害の地として稱せらる、口碑の傳ふる所に依れば弘安年間元の忽必烈の將が我日本を襲はんと一時同地に滞在して出陣準備を整へたる所也、又日露戰役當時東郷艦隊は鎮海灣を根據地として日本海大海戰に會せりと、斯く天然の形勝より見るも、軍事上より見るも、同地は實に東洋無比の良港灣と稱すべく唯歴史的の關係を有する釜山港を目前に控へ居るを以て自然貿易の如き未だ幼稚たるを免れず、今や京釜鐵道延長して馬山に通じ、又晉州への道路開鑿中なりといへば、同地も

將來益々發達を見るに至るならん。

(二) 沿革

馬山は明治三十二年五月一日の開港にして、當時日本人の居住するもの戸數僅に三四十戸、人口百餘に過ぎず、之と同時に各國居留地、日本專管居留地、露國專管居留地を設置されたり、其後日本人の居留者増加し來り、殊に日露戰役に當り露國領事館は閉鎖され、我日本人の獨占となりたるを以て露國人所有家屋の如き警察保護の下に我に於て使用し居れり、久しく當地にある人の語る所に據れば、露國全盛時代に際し、適々土地競賣入札の事あり、露國は飽まで之を落札せんと、領事自ら競賣所に出で、我も之に敗けじと對抗したるが其結果遂に日本人の勝利に歸す、當時の事を想へば實に夢の如しといへり、現に編者は昨夏同地に遊びて露國の所有せし家屋が皆な日本人住居となり、露國領事館の如き留主居を置きて僅かに其殘骸を保維せり、而して之に對する丘上に我理事館の國旗が勇しく海風に翻るを見て轉た懷舊の情に堪へざらしむ、今や各國居留地と云ふは唯其名のみにて外國人は隻影なく、我日本人が各居留地及舊馬山浦にまで居住せり、明治三十九年二月從來の領事館を廢し理事廳新に設置され、同年九月一日居留民團は法律上の關係を有するこ

となり、茲に同地の自治機關の基礎確定せり、爾來日本人の居留者一層増加し、三十九年度の調査にては戸數六百七十七、人口二千五百七十六人となり、市街の如き頗る殷賑を極め居れり、今同地居留者職業別を擧ぐれば左の如し。

馬山居留本邦人職業別(戸數) (明治三十九年末調)

官	吏	六十二人	辯護士	一	雜業	二百一十一人
公	吏	五人	娼	四人	藝、娼妓、酌婦	一
教	員	十二人	農	十六人	勞力	九十七人
神	官	一人	商	二百六十八人	無職	六十五人
僧侶	宣教師	二人	工	二百七十六人	業	
醫	師	五人	漁	八十九人	合	計
						九百五十八人

(三) 商業

馬山は南韓中の良港灣たるに拘らず、前記の如く釜山と海路四十哩の近距離なるを以て自然同港の爲めに壓せられ、其貿易は殆んど半額だに及ばず、之れ地勢上已むを得ざるこ也、しかし三十三年開港當時僅に移出入額二十四萬一千七百八十九圓に過ぎざりしものが、五年後の三十九年には總額五十萬三千〇五十四圓に達せり、即ち其貿易の狀態を擧ぐ

れば左の如し。

年次	移入貿易	移出貿易	合計
明治三十六年	一七五、五四三	二七六、三六七	四五二、九一〇
同三十七年	二二二、八四〇	二一三、〇六二	四三六、九〇二
同三十八年	三三三、一〇八	一四〇、九六〇	四七四、〇六八
同三十九年	三三三、五三〇	一七九、五二四	五〇三、〇五四
前表に依れば輸入は年々増加し、輸出は之に反して三十八年までは漸次減少の状況を呈し三十九年度に至りて多少恢復の跡なきにあらず、併し總體より見れば逐年増加せるなり、三十九年度輸入額を内外産に區別すれば左の如し。	内産	外産	合計
	三〇六、二八二	一七二、四八	三三三、五三〇

(四) 教育

馬山に於ける教育は明治三十五年十一月公立小學校を創立せしも、當時は居留民少く僅に七名の兒童を收容し居れり、爾來日本居留者も漸次増加し、殊に日露戰役を経て居留者一層多數となり校舎に狹隘を告ぐるに至る。

舊馬山浦には日語學校を設置し、韓人子弟を教育せり、今同地に於ける學校を示せば左の如し。

名	稱	所在地	設立者	設立年月	職	員生	徒
馬山尋常高等小學校	統營尋常小學校	馬山	馬山居留民團	明治三十五年十一月		八	二四一
入佐尋常高等小學校	長承浦島	統營	統營日本人會	同三十七年九月		二	三六
晉州日本小學校	晉州	入佐村	入佐村日本人會	同三十九年九月		二	四四
		晉州	晉州日本人會	同四十年一月		二	三〇

第八 城津

城津は北緯四十度四十分、東經百二十九度十一分に位し、元山と共に北韓に於ける貿易港たり、露領浦鹽に接近し、日本郵船會社の汽船の如き毎月二回同地を経て浦鹽に向へり三十七八年の日露戰役後日本人の居留するもの尠からず、商業頗る活潑にして元山を壓せんとするの勢あり、爲に元山は頻りに恐慌を起したる程なりき、聞説らく同地人士が近來敦賀城津間の直接貿易を爲して大に内國産を惹かんと計畫しつゝあり、從來釜山元山を経由して同地に入る貨物が其仲繼所の手を離れて同地に輸入さるゝに至らば其發展の程度知るべきのみ、當地は咸鏡道に於けるあらゆる物資一に茲に集中するを以て貿易額の如き僻

◎韓人の風俗 (朝鮮誌)

- △一月十五日 此日は渡橋節と稱へて、夜に入り月を觀て逍遙夜を徹す
- △二月十日 自己の居所を新にする日で、家具は勿論衣服まで更む
- △三月三日 春の初めといつて皆愉快に面白く遊ぶ
- △四月八日 釋尊を祭りて、各寺院に佛佛會を催ふ
- △八月十五日 墓地の修繕を爲して祖先を祭る
- △九月九日 重陽節と稱へて菊花を挿みて知人と歡樂す
- △十月一日 神農祭を爲して自己の田畑になる稻穂を供す
- △冬 至 此日を新年として祝し名家に豆汁を製し、又地方に依り、魔除と稱して熱灰を門前に撒布するものあり。

第十編 法規

(一) 韓國修好條規 九年三月 太告第三十四號

今般朝鮮國ト別冊ノ通り條約取結相成候條此旨布告候事

修好條規

大日本國

大朝鮮國ト素ヨリ友誼ニ敦ク年所ヲ歷有セリ今兩國ノ情意未タ洽カラサルヲ視ルニ因テ重テ舊好ヲ修メ親睦ヲ固フセント欲ス是ヲ以テ日本國政府ハ特命全權辦理大臣陸軍中將兼參議開拓長官黒田清隆特命副全權辦理大臣議官井上馨ヲ簡ミ朝鮮國江華府ニ詣リ朝鮮國政府ハ判中樞府事申樞都總府副總管尹滋承ヲ簡ミ各奉スル所ノ 諭旨ニ遵ヒ議立セル條款ヲ左ニ開列ス

第一款 朝鮮國ハ自主ノ邦ニシテ日本國ト平等ノ權ヲ保有セリ嗣後兩國和親ノ實ヲ表セント欲スルニハ彼此互ニ同等ノ禮儀ヲ以テ相接待シ毫モ侵越猜嫌スル事アルヘカラス先ツ從前交情阻塞ノ患ヲ爲セシ諸例

規ヲ悉ク革除シ務メテ寬裕融通ノ法ヲ開揚シ以テ雙方トモ安寧ヲ永遠ニ期スヘシ

第二款 日本國政府ハ今ヨリ十五箇月ノ後時ニ隨ヒ使臣ヲ派出シ朝鮮國京城ニ至リ禮曹判書ニ親接シ交際ノ事務ヲ商議スルヲ得ヘシ該使臣或ハ留滯シ或ハ直ニ歸國スルモ共ニ其時宜ニ任スヘシ朝鮮國政府ハ何時ニテモ使臣ヲ派出シ日本國東京ニ到リ外務卿ニ親接シ交際事務ヲ商議スルヲ得ヘシ該使臣或ハ留滯シ或ハ直ニ歸國スルモ亦時宜ニ任スヘシ

第三款 嗣後兩國相往復スル公用文ハ日本ハ其國文ヲ用ヒ今ヨリ十年間ハ添フルニ譯漢文ヲ以テシ朝鮮ハ眞文ヲ用フヘシ

第四款 朝鮮國釜山ノ草梁項ニハ日本公館アリテ年來兩國人民通商ノ地タリ今ヨリ從前ノ慣例及歲遣船等ノ事ヲ改革シ今般新立セル條款ヲ憑準トナシ貿易事務ヲ措辦スヘシ且又朝鮮國政府ハ第五款ニ載スル所ノ二口ヲ開キ日本人民ノ往來通商スルヲ准聽スヘシ右ノ場所ニ就キ地面ヲ賃借シ家屋ヲ造營シ又ハ所在朝鮮人民ノ屋宅ヲ賃借スルモ各其隨意ニ任スヘシ

●韓人の風俗 (朝鮮誌)

- △一月十五日 此日は渡橋節と稱へて、夜に入り月を觀て逍遙夜を徹す
- △二月十日 自己の居所を新にする日で、家具は勿論衣服まで更む
- △三月三日 春の初めといつて皆愉快に面白く遊ぶ
- △四月八日 釋尊を祭りて、各寺院に佛會を催ふ
- △八月十五日 墓地の修繕を爲して祖先を祭る
- △九月九日 重陽節と稱へて菊花を挿みて知人と歡樂す
- △十月一日 神農祭を爲して己の田畑になる稻穂を供す
- △冬 至 此日を新年として祝し名家に豆汁を製し、又地方に依り、糜粥と稱して熱灰を門前に撒布するものあり。

第十編 法規

(一) 韓國修好條規

九年三月 本告第三十四號

今般朝鮮國ト別冊ノ通り條約取結相成候條此旨布告候事

修好條規

大日本國

大朝鮮國ト素ヨリ友誼ニ敦ク年所ヲ歴有セリ今兩國ノ情意未タ洽カラサルヲ觀ルニ因テ重テ舊好ヲ修メ親睦ヲ固フセント欲ス是ヲ以テ日本國政府ハ特命全權辦理大臣陸軍中將兼參議開拓長官黒田清隆特命副全權辦理大臣議官井上馨ヲ簡ミ朝鮮國江華府ニ詣リ朝鮮國政府ハ判中樞府事申樞都摠府副摠管尹滋承ヲ簡ミ各奉スル所ノ諭旨ニ遵ヒ議立セル條款ヲ左ニ開列ス

第一款 朝鮮國ハ自主ノ邦ニシテ日本國ト平等ノ權ヲ保有セリ嗣後兩國和親ノ實ヲ表セント欲スルニハ彼此互ニ同等ノ禮儀ヲ以テ相接待シ毫モ侵越猜嫌スル事アルヘカラス先ツ從前交情阻塞ノ患ヲ爲セシ諸例

第十編 法規

規ヲ悉ク革除シ務メテ寬裕弘通ノ法ヲ開擴シ以テ雙方トモ安寧ヲ永遠ニ期スヘシ

第二款 日本國政府ハ今ヨリ十五箇月ノ後時ニ隨ヒ使臣ヲ派出シ朝鮮國京城ニ至リ禮曹判書ニ親接シ交際ノ事務ヲ商議スルヲ得ヘシ該使臣或ハ留滯シ或ハ直ニ歸國スルモ共ニ其時宜ニ任スヘシ朝鮮國政府ハ何時ニテモ使臣ヲ派出シ日本國東京ニ到リ外務卿ニ親接シ交際事務ヲ商議スルヲ得ヘシ該使臣或ハ留滯シ或ハ直ニ歸國スルモ亦時宜ニ任スヘシ

第三款 嗣後兩國相往復スル公用文ハ日本ハ其國文ヲ用ヒ今ヨリ十年間ハ添フルニ譯漢文ヲ以テシ朝鮮ハ真文ヲ用フヘシ

第四款 朝鮮國釜山ノ草梁項ニハ日本公館アリテ年來兩國人民通商ノ地タリ今ヨリ從前ノ慣例及歲遣船等ノ事ヲ改革シ今般新立セル條款ヲ憑準トナシ貿易事務ヲ措辨スヘシ且又朝鮮國政府ハ第五款ニ載スル所ノ二口ヲ開キ日本人民ノ往來通商スルヲ准聽スヘシ右ノ場所ニ就キ地面ヲ賃借シ家屋ヲ造營シ又ハ所在朝鮮人民ノ屋宅ヲ賃借スルモ各其隨意ニ任スヘシ

新撰韓國事情

七二〇

第五款 京圻、忠清、全羅、慶尙、咸鏡五道ノ沿海ニ
テ通商ニ便利ナル港口二箇所ヲ見立タル後地名ヲ指
定スヘシ開港ノ期ハ日本曆明治九年二月ヨリ朝鮮曆
丙子年正月ヨリ共ニ數ヘテ二十個月ニ當ルヲ期トス
ヘシ

第六款 嗣後日本國船隻朝鮮國沿海ニ在リテ或ハ大風
ニ遭ヒ又ハ薪糧ニ窮竭シ指定シタル港口ニ達スル能
ハサル時ハ何レノ港灣ニテモ船隻ヲ寄泊シ風波ノ險
ヲ避ケ要用品ヲ買入レ船具ヲ修繕シ柴炭類ヲ買求ム
ルヲ得ヘシ勿論其供給費用ハ總テ船主ヨリ賠償スヘ
シト雖モ是等ノ事ニ就テハ地方官人民トモニ其ノ困
難ヲ體察シ眞實ニ憐恤ヲ加ヘ救援至ラサル無ク補給
散テ客船スル無カルヘシ倘又兩國ノ船隻大洋中ニテ
破壊シ乘組人員何レノ地方ニテモ漂著スル時ハ其地
ノ人民ヨリ即刻救助ノ手續ヲ施シ各人ノ性命ヲ保存
セシメ地方官ニ届出該官ヨリ各本國ヘ護送スルカ又
ハ其ノ近傍ニ在留セル本國ノ官員ニ引渡スヘシ
第七款 朝鮮國ノ沿海島嶼岩礁從前審權ヲ經サレハ極
メテ危險トナスニ因リ日本國ノ航海者自由ニ海岸ヲ

測量スルヲ准シ其ノ位置淺深ヲ審ニシ圖誌ヲ編製シ
兩國船客ヲシテ危險ヲ避ケ安穩ニ航通スルヲ得セシ
ムヘシ

第八款 嗣後日本國政府ヨリ朝鮮國指定各口ヘ時宜ニ
隨ヒ日本商民ヲ管理スルノ官ヲ設ケ置クヘシ若シ兩
國ニ交渉スル事件アル時ハ該官ヨリ其所ノ地方長官
ニ會商シテ辨理セン

第九款 兩國既ニ通好ヲ經タリ彼此ノ人民各自己ノ意
見ニ任セ貿易セシムヘシ兩國官吏竊モ之ニ關係スル
コトナシ又貿易ノ限制ヲ立テ或ハ禁沮スルヲ得ス倘
シ兩國ノ商民欺罔街賣又ハ貸借償ハサルコトアル時
ハ兩國ノ官吏嚴重ニ該通商民ヲ取糾シ償欠ヲ追辨セ
シムヘシ但シ兩國ノ政府ハ之ヲ代償スルノ理ナシ

第十款 日本國人民朝鮮國指定ノ各口ニ在留中若シ罪
科ヲ犯シ朝鮮國人民ニ交渉スル事件ハ總テ日本國官
員ノ審斷ニ歸スヘシ若シ朝鮮國人民罪科ヲ犯シ日本
國人民ニ交渉スル事件ハ均シク朝鮮國官員ノ查辨ニ
歸スヘシ尤雙方トモ各其國律ニ據リ裁判シ毫モ回護
袒庇スルコトナク務メテ公平允當ノ裁判ヲ示スヘシ

第十一款 兩國既ニ通好ヲ經タレハ別ニ通商章程ヲ設
立シ兩國商民ノ便利ヲ與フヘシ且現今議立セル各款
中更ニ細目ヲ補添シテ以テ遵照ニ便ニスヘキ條件共
自今六個月ヲ過キスシテ兩國別ニ委員ヲ命シ朝鮮國
京城又ハ江華府ニ會シテ商議定立セン

第十二款 右議定セル十一款ノ條約此日ヨリ兩國信守
遵行ノ始トス兩國政府復之ヲ變革スルヲ得ス以テ永
遠ニ及ホシ兩國ノ和親ヲ固フスヘシ之レカ爲ニ此約
書ニ本ヲ作り兩國委任ノ大臣各鈐印シ相互ニ交付シ
以テ憑信ヲ昭ニスルモノナリ

大日本國紀元二千五百三十六年
明治九年二月二十六日

大日本國特命全權辦理大臣

陸軍中將兼參議開拓長官 黑田 清隆 印

大日本國特命全權辦理大臣

議官 井上 馨 印

大朝鮮國開國四百八十五年 丙子二月初二日

大朝鮮國大官判中樞府事 申 楹 印

大朝鮮國副官都摠府副摠管尹 滋 承 印

第十編 法規

七二一

(二) 韓國ニ於テ日本人民貿易ノ

規則並海關稅目

十六年十月
大告第三十四號

今般朝鮮國ト別紙ノ通日本民貿易規則並海關稅目ヲ協
議決定ス

右奉勅旨布告候事

朝鮮國ニ於テ日本人民貿易ノ規則

第一款

日本諸商船朝鮮國ノ通商港ニ入津スルトキハ即時ニ海
關ヨリ官吏ヲ派遣シ船口ヲ封鎖シ且其外荷物アル場所
ハ相當ノ取締ヲ爲スヘシ商船ニテハ其官吏ヲ丁寧ニ取
扱ヒ且之ニ適宜ノ房室ヲ給スヘシ若シ之ニ給スヘキ房
室ナキトキハ右官吏ハ關海ノ番船上若クハ陸上ニ在ル
モ其便宜ニ任スヘシ尤其諸費ハ總テ海關ノ支拂タルヘ
シ船主若クハ代理人等ニ向テ私ニ毫釐ヲモ受クヘカラ
ス但日本形風帆船荷物取締方ニ付テハ海關長日本領事
官ト協議シ適宜ノ方法ヲ設施スヘシ

第二款

日本商船朝鮮國ノ通商港ニ入津シタルトキハ其船長或

新撰韓國事情

七三二

ハ代理人ヨリ其船書即船免狀荷物送狀ヲ日本領事官ニ
指出シ其預リ證書ヲ受取り而シテ入港手數トシテ其投
錨時點ヨリ四十八時以内但日曜日及其他ノ休日ヲ除ク以下
右預リ證書入港屆書積荷目録其他船用品及自餘ノ免稅
品ナル者ヲノ目録ヲ海關へ差出スヘシ若シ右時限内ニ
入港手數ヲ爲ササレハ其船長ニ銅錢三萬文ノ罰金ヲ課
シ尙ホ怠テ手數ヲ爲ササレハ其時限ヨリ二十四時ヲ經
過スル毎ニ更ニ同額ノ罰金ヲ課スヘシ但其總額ハ十萬
文ノ外ニ餘ルヲ得ス

本款入港屆書ニハ船名噸數噸數、船長ノ姓名乗組水夫
人員船客ノ姓名員數仕出港名發航ノ年月日及入港ノ
年月日時ヲ詳記シ船長或ハ其代理人是ニ記名調印ス
ヘシ又積荷目録ニハ積荷物ノ記號、番號、箇數、品
名及荷主ノ姓名ヲ詳記シ其正確ナル旨ヲ保證シ船長
或ハ其代理人是ニ記名調印スヘシ又船用品及自餘
ノ免稅品目録ニモ船長或ハ其代理人記名調印スヘシ
但諸屆書及其他ノ書類共何レモ日本國文ヲ用ヒ譯文
ヲ副ルコトナシ

第二款

積荷目録ノ遺漏若クハ錯誤ハ入港手數ヲ畢リテヨリ二
十四時以内ナレハ之ヲ書入レ或ハ書改ムルコトヲ得若
此時限ヲ過クルトキハ手數料七千文ヲ納ムルニアラサ
レハ之ヲ書入レ又書改ムルヲ得ス又右ノ時限ヲ過キ誤
脱アルヲ知ラスシテ陸揚スル者ハ其物品ニ課スヘキ程
ノ二倍ヲ徵ス

第四款

入港手數ヲ畢レハ即時ニ海關長ヨリ開船免狀ヲ付與ス
ヘシ船長或ハ代理人ハ此ノ免狀ヲ本船ヲ監守スル海關
官吏ニ示シテ船口其他ノ開封ヲ乞フヘシ若シ擅ニ其封
鎖ヲ破開スルコトアレハ何人ノ所爲タルヲ問ハス其船
長ニ三萬文ノ罰金ヲ課スヘシ

第五款

輸入荷物ヲ陸揚シ或ハ輸出荷物ヲ船積セント欲スル者
ハ先ツ陸揚願書又ハ船積願書ニ仕入書ヲ添ヘ仕入書ナル
入ノ年月日及地名並ニ其價及ヒ包裝費口錢保險料運賃其他ノ諸費
ヲ詳記シ其買主或ハ所有主又ハ船積セシ者或ハ代理人ノ記名調印セシモ
云ノ海關ニ指出スヘシ然ルトキハ海關官吏ハ速カニ陸
揚免狀或ハ船積免狀ヲ交付スヘシ荷物ヲ船卸シ又ハ船
積スルニハ先ツ此免狀ヲ本船ヲ監守スル所ノ海關官吏

ニ示スヲ要ス又荷物ヲ船移スル者モ右ニ准シテ海關ノ
免許ヲ受クヘシ

陸揚願書又ハ船積願書ニハ其輸入船又ハ輸出船ノ名
及ヒ其荷物ノ記號、番號、品種等ヲ詳記シ且海關ノ
收程ヲ害スヘキ物品ヲ隠匿スルコトナキ旨ヲ保證
シ願人或ハ其代理人記名調印スルヲ要ス

第六款

日没ヨリ日出マテハ海關ノ特許ヲ受クルニ非サレハ荷
物ノ陸揚船積又ハ船移スルヲ得ス且海關官吏ハ日没ヨ
リ日出マテノ間船口ヲ封鎖シ其他荷物ノ在ル處ニハ相
當ノ取締ヲ爲シ置クヘシ若シ該官吏ノ許可ナクシテ其
封鎖ヲ開キ或ハ取締ヲ破ル者アレハ其船長ニ三萬文ノ
罰金ヲ課スヘシ

第七款

若シ海關ノ免狀ヲ得スシテ荷物ヲ陸揚船積若クハ船移
スル者或ハ海關ノ免許ナクシテ兩國議定ノ埠頭外ヨリ
荷物ヲ陸揚シ若クハ積出ス者アラハ竝ニ本品ヲ沒收ス
ヘシ

第八款

第十編 法規

日本人民ハ通商各港ニ於テ荷物ヲ運搬シ或ハ船客ヲ送
迎スル爲メ相對ノ約束ニテ朝鮮ノ舟車人夫等ヲ雇入ル
ルコトヲ得ヘシ朝鮮官吏ニ於テハ決シテ之ニ干渉セス
又何舟何人ト制限ヲ立ツルカ如キコトアルヘカラス但
日本商民若シ其雇方ニ差支ヘ海關ニ願出ルトキハ海關
ニ於テ相當ノ周旋ヲナスヘシ

第九款

輸出入品トモ其通關ノ時本書附録ノ稅則ニ從ヒ海關稅
ヲ納ムヘシ又船中自用品ト雖モ之ヲ陸揚シテ賣拂フト
キハ稅則ニ照シテ納稅スヘシ但從價稅ヲ徵收スルトキ
ハ荷物ノ產出地若クハ製造地ニ於テノ實價ニ該地ヨリ
其荷物ヲ陸揚スル港マテノ運送費、保險料、及口錢等
ノ諸費ヲ合算シ之ヲ原價トナシ其定則ノ稅ヲ賦課スヘ
シ

第十款

稅金ノ過納或ハ不足納ノコトアリトモ納稅ノ日ヨリ三
十日ヲ過キサル間ハ海關ヨリハ其不足ヲ追收シ又納人
ヨリハ其過納ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ヘシ
但荷物入量ノ不足又ハ損傷ヲ發見シタルカ爲メ過納稅

七三三

新撰韓國事情

ノ返還ヲ乞フ者アリトモ荷物通關後ハ之ヲ許サス

第十一款

海關官吏ハ輸出入荷物ノ全部又ハ一部ヲ荷物改所ニテ
検査スヘシ其搬運ノ費用ハ荷主ノ自辨タリ如シ荷物ヲ
荷物改所ノ外ニ持往キ検査スルトキハ其費用ハ海關ノ
支辨タルヘシ又海關官吏ハ物品ノ損壞セサル様細心ニ
之ヲ取扱ヒ検査ヲ畢ラハ其荷物ヲ成ルヘキ丈ケ舊ノ如
クニ包装スヘシ且ツ検査ノ爲メ徒ニ時間ヲ費スコト莫
ルヘシ若シ検査ノ時不注意ニ因リ損毀ヲ致スコトアラ
ハ海關之ヲ賠償スヘシ

第十二款

海關長若シ輸出入ノ申立テタル價格ヲ不充分ナリト
思フトキハ海關鑑定役ノ鑑定價格ニ從テ納稅セシムヘ
シ若シ輸出入人其鑑定ニ服セサルトキハ二十四時以內
ニ其次第ヲ海關長ニ申出ツヘシ然ルトキハ海關長ハ輸
出入人ヲシテ自ラ評價人ヲ選定シ其評估ニ從テ再度申
立ヲ爲サシムヘシ海關長ハ其再度申立テタル評定價格
ニ從テ稅ヲ課スルモ又ハ評定價格ニ其ノ百分ノ五ヲ加
ヘ本品ヲ買上クルモ自由トス但之ヲ買上クルニ於テハ

七二四

再度申立ノ日ヨリ五日以內ニ其代價ヲ拂濟スヘシ

第十三款

輸入貨物ノ途中ニテ損傷シタルモノアレハ輸入人ハ其
趣ヲ海關ニ届出テ二人以上ノ正實ナル鑑定人ヲ擇ヒテ
其損高ヲ鑑定セシメ各包ノ記號番號ト其損高ヲ記載シ
タル證書ヲ認メ鑑定人ヲシテ之ニ調印セシメ之ヲ陸揚
願書ニ添テ海關ニ差出シ減稅ヲ請フヘシ但此場合ト雖
トモ第十二款ニ載スル如ク更ニ鑑定評價スルヲ妨ケ
ス

第十四款

若シ陸揚願書或ハ船積願書ニ載セサル物品ヲ荷物ノ內
ニ隠シ入レ關稅ヲ逃脫セント謀ル者アラハ該品ヲ官ニ
沒收スヘシ又若シ荷物ノ品種數量等ヲ偽リ或ハ可稅品
ヲ免稅品目錄中ニ混記シテ關稅ヲ逃脫シ又ハ減少セン
ト謀ル者アラハ相當ノ關稅ヲ納メシメタル上罰金トシ
テ其逃脫若クハ減少セント謀リタル稅金高ノ五倍ヲ課
スヘシ

第十五款

船中乗組人及ヒ旅客ノ自用品ヲ陸揚或ハ船積スルニハ

海關ノ免狀ヲ請フニ及ハス然レトモ海關官吏ニ於テ其
品々ヲ検査シ若シ自用ト認メ難キ過分ノ可稅品ヲ所持
スルトキハ稅目ニ照シ之ニ相當ノ稅ヲ課スヘシ又旅具
中ニ禁制品ヲ隠スモノハ本品ヲ沒收シ阿片ノ如キハ第
三十六款ニ從テ處分スヘシ

第十六款

日本公使館所用ノ物品ニハ總テ關稅ヲ課スルコトナク
且之ヲ検査スルコト莫ルヘシ

第十七款

爆發質若クハ危險質ニ係ル荷物ノ揚卸場ハ豫メ之ヲ定
メ置キ其場所ノ外之ヲ揚卸スルヲ許サス

第十八款

朝鮮國ノ通商港ニ輸入シタル關稅納濟ノ諸物品ハ之ヲ
朝鮮國ノ諸部ニ輸送スルニ當テ運送稅或ハ内地通關稅
其他一切ノ稅ヲ賦課スルコト莫ルヘシ又輸出ノ爲メニ
朝鮮國ノ各部ヨリ通商港へ運送スル所ノ物品ニモ右同
様運送稅内地通關稅其他一切ノ稅ヲ課セサルヘシ

第十九款

輸入物品關稅納濟ノ後更メテ之ヲ他ノ開港場へ轉送セ

第十編 法規

ントスル者アラハ其荷物ヲ解開ケ若クハ物品ヲ抽キ換
ヘ或ハ挿入レタルコトナク元形ノママタルコトヲ海關
ニ於テ見届ケタル上ハ納稅濟手形ヲ渡スヘシ他港ノ海
關ニテハ其荷物ヲ右ノ手形ニ引合セテ相違ナケレハ重
ネテ輸入稅ヲ課スルコトナシ若シ物品ヲ抽キ換ヘ或ハ
挿シ入レタル等ノ事アラハ其抽キ換ヘ若クハ挿シ入レ
タル物品ニ付相當ノ稅ヲ納メシメタル上罰金トシテ其
稅額五倍ノ金高ヲ課スヘシ

第二十款

輸入物品荷主引取タル後之ヲ積戻サンコトヲ請フ者ア
ルトキハ海關ニテ之ヲ検査シ果シテ輸入品ニ相違ナキ
ノ證左アレハ輸出稅ヲ課スルコトナク其積戻ヲ許スヘ
シ

第二十一款

日本商船朝鮮國ノ通商港へ積ミ回ル朝鮮國產物ハ最初
朝鮮港ヨリ輸出セシ時ノ性質及ヒ有様ヲ變換セス又其
輸出ノ日ヨリ起算シテ三周年ヲ經過セス且其輸出ノ時
受取タル船積免狀ヲ相添ヘ輸入人ニ於テ其朝鮮國產物
タルコトヲ證明スルニ於テハ無稅通關ヲ許スヘシ

第二十二款

朝鮮國沿海運輸ノ便相整フ迄ノ間日本國商船ハ其何國ノ物品タルヲ問ハス之ヲ搭載シ通商各港ノ間ヲ往來スルヲ得ヘシ但各通商港ニテ買入タル朝鮮產物ヲ朝鮮國ノ他ノ通商港ヘ輸送セント欲スルトキハ其物品ノ輸出税ニ等シキ金額又ハ其金額ヲ擔保スヘキ相當ノ保證人稅關長ノ滿ヲ選ミ其證書ヲ其輸出港ノ海關ニ預ケ置キ而シテ他ノ通商港ニ到リテ右物品ヲ陸揚スルトキ陸揚證書ヲ其港ノ海關ヨリ受取リ尤輸入稅ヲ拂 輸出ノ日ヨリ六箇月以内ニ之ヲ輸出港ノ海關ヘ指出シ最初預ケ置キタル金額ヲ請戻シ又ハ證書ノ返却ヲ乞フヘシ然レトモ若シ其輸送船ノ難破ニ遭フコトアレハ輸出ノ日ヨリ一箇年內ニ右證書ノ代リトシテ日本領事館ノ確認シタル難破證明書ヲ差出スヘシ但朝鮮國ノ船隻不足ナキ日ニ至レハ此口ノ貨ヲ彼口ヘ運載スルニ他國ノ船隻ヲ用ヒス

第二十三款

各通商港海關ノ荷物ヲ取扱フ處ニハ朝鮮政府ニテ上屋ヲ建設シ且又輸出入荷物等ヲ預置クヘキ借庫ヲ築造スヘシ尤藏敷料及ヒ其他ノ事ハ別ニ其規則ヲ協議設定ス

第二十四款

輸入荷物ノ稅ヲ納メスシテ之ヲ海關倉庫ニ預ケント欲スルモノハ倉庫規則ニ從ヒ海關長ノ免許ヲ受ケサルヘカラス然ルトキハ右荷物ヲ再ヒ日本國ヘ積戻サントスルトキハ其儘輸出スルヲ得ヘシ又既ニ納稅シタル荷物ト雖トモ右倉庫內ヨリ直チニ積戻スニ於テハ其既納ノ税金ヲ返還スヘシ尤一旦荷主ノ許ニ引取リタル荷物ハ第二十款ノ例ニ據ルヘシ但朝鮮政府ニテ借庫ヲ建築セサル間ハ荷物ヲ引取リタル後ト雖モ原包ノママナレハ海關ニ於テ既納ノ輸入稅ヲ還付シ積戻スコトヲ許スヘシ尤一箇年ヲ過クル者ハ第二十款ノ例ニ同シ

第二十五款

日本商船修復ノ爲ノ其積荷ヲ陸揚スヘキコトアラハ關稅ヲ納メスシテ之ヲ陸揚シ海關所轄ノ上屋或ハ倉庫ニ入置キ但藏敷料及ヒ修費ハ修復濟ノ後之ヲ船積スルコトヲ得ヘシ然レトモ若シ其荷物ヲ賣拂フコトアラハ相當ノ關稅ヲ納ムヘシ又朝鮮海邊ニテ破損シタル船舶ノ船材船具及ヒ船用品ヲ賣却スルトキハ其輸入稅ヲ免除スヘシ

第二十六款

日本商船出港セント欲セハ拔錨前ニ船長或ハ其代理人ヨリ先ツ出港届書及輸出積荷目錄ヲ海關ニ差出シ領事ノ船書預リ證書ヲ請戻シ出港免狀ヲ得テ後出港スヘシ

第二十七款

出港ノ手續ヲ爲シ了リタル船舶都合ニ由リ再ヒ荷物ヲ船積シ若クハ船卸セント欲スルトキハ更ニ入港ノ手續ヲナシ出港スルトキハ亦出港ノ手續ヲナスヘシ又出港手續ノ濟ミタル上出港時期ニ及フト雖モ拔錨シ能ハサルトキハ船長或ハ其代理人ヨリ其旨ヲ海關ニ届出テ認可ヲ受クヘシ

第二十八款

船長出港免狀ヲ得ント欲スルモ海關諸規則ニ違犯スルノ事件アリテ未タ裁判ヲ經サル間ハ海關ニ於テ之ヲ與ヘサルヘシ尤領事官ニ於テ船長ニ至當ノ引受人ヲ立シムルカ又ハ相當ノ保證金ヲ出サシメタル上海關長ニ通牒スルトキハ海關長ハ出港免狀ヲ與フヘシ

第二十九款

第十編 法規

郵船ハ同日若クハ同時ニ入港手續ト出港手續ヲ爲スコトヲ得ヘシ又輸入積荷目錄ニハ其港ニ於テ陸揚シ若クハ船移シスル所ノ荷物ノ外之ヲ掲記スルコトヲ要セス又輸出積荷目錄ハ船長ヨリ差出シ能ハサルトキハ其郵船會社ノ代理人ヨリ出港後三日內ニ之ヲ指出スモ妨ナシ

第三十款

船中ノ需用品ヲ求ムル爲メ若クハ災厄ヲ避ル爲メ朝鮮ノ通商港ニ立寄リタル日本商船或ハ漁船ハ入港手續及ヒ出港手續ヲ爲スニ及ハス但斯ノ如キ船舶ト雖モ二十四時以上碇泊スルトキハ其次第ヲ海關ヘ届出ツヘシ尤引續キ貿易ヲ爲ストキハ必ス第二款ノ規則ニ從フヲ要ス

第三十一款

朝鮮政府ニ於テ後來通商各港內ヲ修理シ及燈臺礁標ヲ設クヘシ尤之ヲ維持スル費用ニ充ツルカ爲メ日本商船ノ各通商港ニ來航スルモノハ噸稅トシテ每噸百二十五文ツツヲ納ムヘシ但右噸稅ハ日本ノ六石五斗五升ヲ以テ噸ト算定スヘシ 右噸稅ヲ納ムレハ海關ヨリ四箇月限リノ手形ヲ渡シ右期限中ハ

朝鮮國內何レノ通商港ニ到ルトモ復タ噸稅ヲ納ムルニ及ハス又入港ノ商船荷物ヲ陸揚セスシテ他所ニ起カントスル者二日內ニ出港スルトキハ噸稅ヲ納ムルニ及ハス尤風雨或ハ大霧等ニテ出港シ難キモノハ其次第ヲ海關ニ届出ツヘシ但漁船ハ噸稅ヲ納メス尤噸稅ハ他國ノ商船若シ日本船ト同數ノ多キニ至レハ公同協議シテ改定スルコト有ルヘシ

第三十二款

軍艦其他日本政府ニ屬シ商品ヲ搭載セサル船舶ノ朝鮮國通商港ニ到ルモノハ入港手數及ヒ出港手數ヲ爲スコトナク又噸稅ヲ拂フコトナク且海關官吏之ヲ監守スルコト莫ルヘシ然レトモ其船中所用品ノ内不用ノ分ヲ陸揚シテ之ヲ賣拂フトキハ其買主ヨリ之ヲ海關ニ届出テ相當ノ關稅ヲ納ムヘシ

第三十三款

日本商船若シ朝鮮國ノ不開港場ニ於テ密商シ或ハ密商セント謀ルモノアラハ該商品ハ勿論其搭載スル所ノ商品ヲ朝鮮政府ニ沒收シ船長ニ五十萬文ノ罰金ヲ課スヘシ但風波ノ難ヲ避ケ或ハ薪水食料ヲ求ムル爲メニ一時

寄泊スルモノハ此ノ例ニ非ス

第三十四款

朝鮮國政府又ハ人民ニテ荷物人員等ヲ不開口岸ニ運送セント欲スルトキハ日本商船ヲ雇入ルルコトヲ得ヘシ雇主若シ人民ナレハ朝鮮國政府ノ免狀ヲ得テ之ヲ僱使スヘシ

第三十五款

此規則中ニ掲グル所ノ罰金沒收及其他ノ罰則ニ關スル事件ハ海關長ノ告訴ニ因リ日本領事官ニ於テ之ヲ裁斷スヘシ尤其取立タル罰金及沒收シタル物品ハ總テ朝鮮政府ノ收領スル所トス故ニ朝鮮官吏ノ差押ヘタル物品ハ該官吏ト日本領事官ト立會ノ上ニテ之ニ封印ヲ施シ裁斷ヲ了ル迄海關ニ留置クヘシ若シ領事官ニ於テ之ヲ無罰ニ決スルトキハ其物品ハ領事ヲ經テ荷主ヘ引渡スコト勿論タリト雖モ朝鮮官吏若シ其裁判ニ服セサルトキハ日本國相當ノ裁判所ヘ控訴スヘシ然ルトキハ荷主ハ其物品ノ代價ヲ裁判完結ニ至ル迄領事館ニ預ケ置クヘシ若シ其差押ユル所ノ物品腐敗質變態質或ハ危險質ニ係レハ其代價ヲ領事館ニ預リ置キ物品ハ荷主ニ渡ス

ヘシ

第三十六款

鴉片ハ輸入ヲ嚴禁ス若シ鴉片ヲ密輸シ或ハ密輸セント謀ルモノアラハ其品沒收ノ上密輸高一斤ニ付七千文ツツノ罰金ヲ課スヘシ但朝鮮政府需用ノ爲メ輸入スルカ又ハ在留日本人民藥用ノ爲メニ日本領事官ノ證明ヲ經テ輸入スルモノハ此ノ限ニアラス

第三十七款

若シ朝鮮國水旱或ハ兵擾等ノ事故アリ境内缺食ヲ致スヲ恐レ朝鮮政府暫ク米糧ノ輸出ヲ禁セント欲セハ須ク其期ニ先タツ一箇月前ニ於テ地方官ヨリ日本領事官ニ照知スヘシ然ルトキハ豫メ其期ヲ在各港ノ日本商民ニ轉示シ一體遵守セシムヘシ米穀類ハ進出口トモニ五分稅ヲ課スト雖トモ如シ朝鮮國ニ災荒アリテ進出口ヲ要シ或ハ日本國ニ災荒アリテ出口ヲ要スルトキハ知照ヲ經テ進出稅ヲ免スヘシ

第三十八款

大小砲銃諸種彈丸火藥雷粉其他一切ノ軍器ハ朝鮮政府又ハ朝鮮政府ヨリ軍器買入ノ免許ヲ受ケタル朝鮮人ヲ

第十編 法規

除クノ外朝鮮人民ヘ賣渡スコトヲ許サス若シ之ヲ密賣スル者アラハ其品ヲ沒收スヘシ

第三十九款

此規則中罰科ヲ掲ケサル條款ニ違背スル者アルトキハ一萬五千文以下ノ罰金ヲ課スヘシ

第四十款

此規則ニ定ムル所ノ稅銀及ヒ罰金ハ朝鮮銅錢ヲ以テ之ヲ納ムヘシ或ハ日本銀貨ヲ以テ時ノ相場ニ從ヒ換用スヘシ尤墨斯哥弗ハ日本銀貨ト同價ナルヲ以テ之ヲ換用スルモ亦妨ケナシ又第二、第三、第四、第六、第三十三ノ諸款ニ掲グル所ノ罰金及ヒ手數料ハ其商船五百噸以下ハ二分ノ一ヲ科シ五十噸以下ハ四分ノ一ヲ科スヘシ

第四十一款

日本國漁船ハ朝鮮國全羅、慶尙、江原、咸鏡ノ四道朝鮮國漁船ハ日本國肥前、筑前、長門^{朝鮮海ニ}而スル所見、出雲、對馬ノ海濱ニ往來捕魚スルヲ聽スト雖モ私ニ貨物ヲ以テ貿易スルヲ許サス違フ者ハ其品ヲ沒收スヘシ但其所獲ノ魚介ヲ賣買スルハ此例ニ非ス其彼此應納ノ魚稅及ヒ其他ノ細目ニ至テハ遵行兩年ノ後其景況ニ隨ヒ更ニ

新撰韓國事情

協議酌定スヘシ

第四十二款

此規則ハ調印ノ日ヨリ百日内ニ日本朝鮮兩政府ノ允准ヲ經ヘキモノニシテ右百日經過ノ後直チニ之ヲ實踐スヘシ然ルトキハ從來ノ貿易規則及ヒ其他ノ諸約書中此規則ノ諸條款ニ抵觸スルモノハ總テ其效ヲ失フモノトス尤現時若クハ後來朝鮮政府何等ノ權利特典及ヒ惠政恩遇ニ論ナク他國官民ニ施及スルモノアラハ日本國官民モ亦猶豫ナク一體均霑スルヲ得又此ノ規則ハ實踐ノ日ヨリ五箇年ヲ以テ期トス故ニ其滿期前ニ於テ兩國政府更ニ協議ヲ遂ケ新規則ヲ設立スルヲ要ス但シ若シ協議中其期ヲ過クルコトアルモ新規則設立マテハ此ノ規則ニ據テ辨理スルモノトス且又兩國ノ官吏此ノ規則内ニ掲載セサル條款ヲ増加スルヲ以テ彼此共ニ必要ト考フ時ハ隨時商議ヲ開クヲ得ヘシ

右證據トシテ兩國ノ全權大臣此ノ條約ニ名ヲ記シ印ヲ調スル者也
大日本國明治十六年七月二十五日
大朝鮮國開國四百九十二年六月二十二日

七三〇

全權大臣辦理公使 竹添進一郎 印
全權大臣督辦交涉通商事務 閔 泳 穆 印
朝鮮國海關稅目

輸入之部

第一 藥材製藥及香料

○五分稅 (從價)

一 諸藥材 他項ニ掲ル者ヲ除ク

一 諸製藥類

一 明礬

一 膠 (各種ノ)

一 檀腦

○一分稅 (從價)

一 龍腦

一 丁香

一 麝香

○二分稅 (從價)

一 安息香

一 乳香

一 沈香

一 白檀

一 甘松

一 線香

一 其外香料

第二 染料及顏料

○八分稅 (從價)

一 靛藍水藍

一 漆

一 蘇木及及蘇木越幾斯

一 五倍子

一 紅花

一 染料

- 一 其他別項ニ掲載セサル一切ノ染料 一 色油
 - 一 各色鉛粉及亞鉛粉 一 洋漆
 - 一 紺青 一 雌黃
 - 一 群青 一 綠青
 - 一 朱 一 其他別項ニ掲載セサル一切ノ顏料
- 第三 金屬及金屬製品類
- 五分稅 (從價)
 - 一 日本銅
 - 八分稅 (從價)
 - 一 鐵、鋼、鉛、錫、汞、夾金、其他別項ニ掲ケサル諸金屬類(塊錠條桿板葉等ノ別ナク)
 - 一 鐵一線及銅線 一 銅鐵釘類
 - 一 水銀 一 ソルター
 - 一 白銅 一 アンチモニー
 - 一 鍋釜及物及鐵製ブリキ製其他總テ金屬製品類
 - 壹割稅 (從價)
 - 一 金銀銅錫ノ箔類
 - 貳割稅 (從價)
 - 一 金銀器及鍍金銀器
- 第四 油臘脂類
- 五分稅 (從價)
 - 一 石炭油
 - 八分稅 (從價)

第十編 法規

七三一

- 一 諸種ノ油別項ニ掲ケリモノ
 - 一 漆 一 空臘水臘
 - 一 海青及タール 一 雌蠟
 - 一 其他別項ニ掲載セサル一切ノ油臘脂類
 - 一 椿ノ油 一 レーブ
 - 一 セサナン 一 蠟燭
 - 一 髮付油 一 氣油
- 第五 布帛類
- 八分稅 (從價)
 - 一 生平 一 海黃
 - 一 袖 一 哈子
 - 一 郡内 一 絹結
 - 一 綿純子、綿襦子、綿紋襦子、綿繪子 一 生金巾
 - 一 白金巾 一 唐襪
 - 一 雲綺、小倉織、紋羽類 一 天竺布
 - 一 寒冷紗 一 緋金巾、色金巾、紋金巾、綾金巾
 - 一 左良紗 一 綿結
 - 一 綿天鵝絨 一 蚊帳巾、襪巾
 - 一 純毛吳呂 一 綾吳呂
 - 一 群吳呂 一 フラネル(純取ノ別ナク)
 - 一 モヘイル(同)
 - 一 縮緬吳呂(純取ノ別ナク)
 - 一 純毛羅紗 一 純毛羅紗
 - 一 縮毛羅紗 一 毛純子、羅世板セルヂス、スパヒ
 - 一 アルパカ 一 ストライプス(純取ノ別ナク)

新撰韓國事情

七三三

- 一麻布、麻綿布、及麻毛布類(生色白色ノ別ナク)
- 一臥氈
- 一其他別項ニ掲載セル一切ノ細綿毛及麻布ノ類
- 一帆布(綿麻共)
- 一油布蠟布
- 登別稅 (從價)
- 一紗
- 一琥珀
- 一縷子、縷子綾類
- 貳別稅 (從價)
- 一天鵝絨
- 一諸種地氈類
- 五分稅 (從價)
- 第六 文具紙類
- 八分稅 (從價)
- 一印刷用洋紙 (何國製ニ係ラス)
- 一諸日本紙
- 一各種紙
- 壹別稅 (從價)
- 一色紙
- 一印材
- 一其他別項ニ掲載セル一切ノ文具紙類
- 五分稅 (從價)
- 第七 飲食物及煙草類
- 一穀物穀粉
- 一日本人所食ノ物
- 八分稅 (從價)
- 一鹽
- 一腐肉、醃魚及罐詰食料
- 一葛粉
- 一落花生豆
- 一其他別項ニ掲載セル一切ノ飲食物類
- 一糖蜜糖水
- 一清國酒
- 壹別稅 (從價)
- 一麥酒 (諸種ノ)
- 壹別五分稅 (從價)
- 一冰糖精製糖
- 貳別稅 (從價)
- 一卷煙草紙卷煙草其他一切ノ煙葉
- 貳別五分稅 (從價)
- 一ウエルムト
- 一シエリ
- 三別稅 (從價)
- 一ブランドイ
- 一シヤンハイ
- 一赤白葡萄酒
- 一菓子類
- 一ポルト
- 一ウイスキー
- 一櫻酒
- 一水生菓
- 一味噌醬油及酢
- 一茶
- 一麥類
- 一寒天
- 一檸檬水、生姜水、曹達水及諸飲料類
- 一白黒砂糖
- 一日本酒
- 一林檎酒

- 一杜松子酒
- 一糖酒
- 一其他別項ニ掲載セル一切ノ酒類
- 第八 雜貨
- 五分稅 (從價)
- 一石炭及コークス
- 一家根板
- 一壘
- 一砥石
- 一摺附木
- 一靴其他履物及傘
- 一膳、櫥、重箱、鐘臺、籠箱、盆及總テ木製器具
- 一日本人建造房屋用竹木材
- 八分稅 (從價)
- 一木材、竹材、石材
- 一皮、角、骨、牙、蹄、羽、毛類(エヲ經サルモノ)
- 一木炭
- 一綿英
- 一毛氈、炭斗絲、厨絲
- 一羊毛其他獸毛
- 一運貨車胎
- 一縷子、縷子、麻子、亞麻子、胡麻子
- 一巾箱
- 一リキウル
- 一燻酢及泡盛
- 一日本人常用器具
- 一襖、障子
- 一石灰
- 一砂紙
- 一諸石鹼類
- 一提灯
- 一煉化石及瓦
- 一食器用、磁器陶器類
- 一臥床、椅子、其他家具
- 一眼鏡
- 一扇及團扇類
- 一寫眞器
- 一鏡、銅鏡片
- 壹別稅 (從價)
- 一熟皮類
- 一諸玻璃器類(別項ニ載セルモノ)
- 一紫檀、黑檀、テイクス木、黃楊木、鐵刀木及總テ堅硬木
- 一錫器(錫製鐵器)
- 一寫眞器
- 一鈕釦川子類
- 壹別五分稅 (從價)
- 一煙管及煙盤
- 一毛、皮、狐、鹿、頭、海狸、鬼等ノ類
- 貳別稅 (從價)
- 一時繪シタル漆器類
- 一首飾品
- 貳別五分稅 (從價)
- 一寫眞
- 一鐵甲細工類
- 一繪畫(紙製ノ有無ニ拘ラス)
- 三別稅 (從價)
- 一別項ニ掲載セル一切ノ雜貨
- 一衣服、帽靴其他服飾品
- 一象牙及一角牙
- 一齒牌
- 一洋燈及其部分
- 一馬具及馬車
- 一鏡類(匣ノ有無ニ係ラス)
- 一旅籠、提燈及佩袋類
- 一樂器
- 一鐵山使用ノ爆發物
- 一袋物類
- 一玩具
- 一時辰鐘、及時辰表其部分品類
- 一花筒、匣物其他室內裝飾品ニ屬スルモノ
- 一彫刻物

第十編 法規

七三三

新撰韓國事情

七三四

- 一 煙花類
- 一 銀鏡及其他用品
- 一 真珠及寶石類
- 一 其他一切ノ遊戯品
- 一 玻璃珠
- 一 珊瑚珠
- 一 衝球象棋骨牌

第九 船舶

- 一 汽船 每噸 銅錢貳百五十文
- 一 帆船 每噸 銅錢百貳拾五文

- 一 貨幣
- 一 旅客行李ノ具
- 一 別項ニ掲載セサル一切ノ輸出品

- 一 貨幣
- 一 旅客行李ノ具
- 一 新聞紙
- 一 書籍地圖海圖
- 一 修藝勸業ノ雛形類
- 一 醫術用器具
- 一 活字(新古ノ別ナク)
- 一 消防器具
- 一 船用具(若シ不用ノ者ヲ陸上シテ貯蓄スル者ハ仍ホ定稅ヲ徵ス)
- 一 包裝諸産物及雜類(貨物包裝ニ用フヘキ)

- 一 金銀地金
- 一 貨物見本(相當ノ額數)
- 一 廣告紙類
- 一 招牌
- 一 農具
- 一 尺度、衡量、量度計、晴雨儀、驗波器、針盤、其他學術用器具並其使用品

- 一 紅茶(朝鮮ノ商民日本ニ帶入スルトキハ應ニ一割五分ノ稅ヲ納ムヘシ如シ日本ノ商民朝鮮政府ノ特許ヲ經スシテ私力ニ輸出スル者マレハ査出沒收スヘシ)
- 一 右證據トシテ兩國ノ全權大臣此ノ稅目ニ名ヲ記シ印ヲ蓋スル者ナリ

- 一 鴉片(藥用鴉片ヲ除ク)
- 一 擬造貨幣類
- 一 軍器類(凡ソ軍械ノ式樣及ヒ防身ノ物件ハ須ラテ領事官ニテ朝鮮官ノ准單ヲ收到シタル上方ニ進口ヲ准ス但出賣スルヲ准サス)

- 一 偽藥
- 一 淫褻私製ノ畫圖肖像

- 一 鴉片(藥用鴉片ヲ除ク)
- 一 擬造貨幣類
- 一 軍器類(凡ソ軍械ノ式樣及ヒ防身ノ物件ハ須ラテ領事官ニテ朝鮮官ノ准單ヲ收到シタル上方ニ進口ヲ准ス但出賣スルヲ准サス)

- 一 偽藥
- 一 淫褻私製ノ畫圖肖像

- 一 鴉片(藥用鴉片ヲ除ク)
- 一 擬造貨幣類
- 一 軍器類(凡ソ軍械ノ式樣及ヒ防身ノ物件ハ須ラテ領事官ニテ朝鮮官ノ准單ヲ收到シタル上方ニ進口ヲ准ス但出賣スルヲ准サス)

- 一 偽藥
- 一 淫褻私製ノ畫圖肖像

- 一 鴉片(藥用鴉片ヲ除ク)
- 一 擬造貨幣類
- 一 軍器類(凡ソ軍械ノ式樣及ヒ防身ノ物件ハ須ラテ領事官ニテ朝鮮官ノ准單ヲ收到シタル上方ニ進口ヲ准ス但出賣スルヲ准サス)

- 一 偽藥
- 一 淫褻私製ノ畫圖肖像

- 一 鴉片(藥用鴉片ヲ除ク)
- 一 擬造貨幣類
- 一 軍器類(凡ソ軍械ノ式樣及ヒ防身ノ物件ハ須ラテ領事官ニテ朝鮮官ノ准單ヲ收到シタル上方ニ進口ヲ准ス但出賣スルヲ准サス)

- 一 偽藥
- 一 淫褻私製ノ畫圖肖像

- 一 鴉片(藥用鴉片ヲ除ク)
- 一 擬造貨幣類
- 一 軍器類(凡ソ軍械ノ式樣及ヒ防身ノ物件ハ須ラテ領事官ニテ朝鮮官ノ准單ヲ收到シタル上方ニ進口ヲ准ス但出賣スルヲ准サス)

- 一 偽藥
- 一 淫褻私製ノ畫圖肖像

輸出ノ部

○免稅

一 金銀地金及砂金

○五分稅 (雜價)

○釐割五分稅 (從價)

大日本國明治十六年七月二十五日

大朝鮮國開國四百九十二年六月二十二日

全權大臣辦理公使 竹添進一郎 印

全權大臣督辦交涉通商事務 閔泳穆 印

(三) 小學校規則 明治四十二年二月十一日 統監府令第三號

第一章 總則

第一條 小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識

技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第二條 小學校ハ之ヲ分テ尋常小學校及高等小學校トス

尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ尋常高等小學校トス

第三條 尋常高等小學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ニ對シテハ尋常小學校ノ規定ヲ準用シ高等小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ニ對シテハ高等小學校ノ規定ヲ準用ス

第四條 本規則ニ依ラサル學校ハ小學校ト稱スルコトヲ得ス

第二章 設立及廢止

第五條 小學校ヲ設立セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ理事官ノ認可ヲ受クヘシ

- 一 學校ノ名稱
- 二 學則
- 三 開校ノ豫定期日
- 四 職員ノ履歷書
- 五 學校ノ位置

第十編 法規

六 校地及校舍ノ平面圖 地名、坪數、方位、校舍ノ位置及建築ノ概況ヲ記スヘシ

七 通學區域内ノ戶數、人口及學齡兒童學年男女別表

八 經費及維持方法

前項第一號、第二號、第五號、第六號及第八號ノ變更ハ理事官ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 小學校ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ事由、兒童及財產ノ處分方法ヲ具シ理事官ノ認可ヲ受クヘシ

第三章 教科及編制

第七條 小學校ノ修業年限、教科目、教則及編制ニ關シテハ特ニ規定スルモノノ外明治三十三年勅令第三百四十四號小學校令及同年文部省令第十四號小學校令施行規則ノ定ムル所ニ依ル但シ同令中府縣知事ノ職權ハ理事官之ヲ行フ

前項教科目ノ外高等小學校ニ於テハ隨意科目トシテ韓語ヲ加フルコトヲ得、其ノ教授要旨及數學級ノ全部又ハ一部兒童ヲ合セテ同時ニ之ヲ教授シ得ル規定ニ關シテハ英語ノ例ニ依ル

七三五

韓語ヲ加フルトキハ其ノ教授時數ハ每週二時以下トシ每週教授時數ノ制限内ニ於テ學校長之ヲ定ムヘシ

第八條 小學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルヘシ但シ修身、日本歴史、地理ノ教科用圖書及國語讀本ヲ除クノ外文部大臣ノ檢定シタルモノニ就キ理事官ノ認可ヲ受ケ學校長ニ於テ之ヲ選定スルコトヲ得

補習科ノ教科用圖書ハ學校長ニ於テ之ヲ定メ理事官ノ認可ヲ受クヘシ

第九條 學校長ハ酷暑又ハ嚴寒ノ時季ニ在リテハ各四十日以内ニ於テ毎日ノ教授時數ヲ減スルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ減スヘキ教授時數ハ學校長ニ於テ便宜各教科目ノ每週教授時數ヲ斟酌シテ之ヲ定ムヘシ

第十條 尋常高等小學校ハ之ヲ單級編制ト爲スコトヲ得ス

第四章 學年、休業日及式日

第十一條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

學年ハ分テ三學期トシ第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日マテ、第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日マテ、第三學期ハ翌年一月一日ヨリ三月三十一日マテトス

第十二條 毎日ノ教授終始ノ時刻ハ學校長之ヲ定ムヘシ

第十三條 小學校ノ休業日ハ左ノ如シ

- 一 祝日大祭日
- 二 日曜日
- 三 夏季休業 七月二十一日ヨリ八月三十一日マテ
- 四 冬季休業 十二月二十六日ヨリ翌年一月七日マテ
- 五 學年末休業 三月二十六日ヨリ同月三十一日マテ

土地ノ情況ニ依リ夏季及冬季ノ休業ハ前項ノ規定ニ拘ラス兩季ヲ通シテ六十日以内ニ於テ理事官ノ認可ヲ受ケ適宜ニ之ヲ定ムルコトヲ得

前二項ノ外臨時休業ヲ要スルトキハ學校長ニ於テ其ノ事由ヲ具シ理事官ノ認可ヲ受クヘシ

天災事變其ノ他前項ノ認可ヲ受ケル暇ナキ際ハ學校長ニ於テ休業ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ理事官ニ届出ツヘシ

第十四條 紀元節、天長節及一月一日ニハ職員及兒童

學校ニ參集シ左ノ式ヲ行フヘシ

- 一 職員及兒童「君カ代」ヲ合唱ス
- 二 職員及兒童ハ

天皇陛下

皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ

三 學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス

四 學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス

五 職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス

御影ヲ拜戴セサル小學校ニ於テハ前項第二號ノ式ヲ闕ク

第五節 就學

第十五條 兒童ノ年齢學年開始ノ前日迄ニ滿六歳ニ達

セサル者ハ其ノ學年中之ヲ小學校ニ入學セシムルコトヲ得ス

第二十條 學校長ハ在學兒童ニシテ正當ノ理由ナクシ

テ一箇月以上缺席シタル者アルトキハ之ヲ除名スルコトヲ得ス

第十六條 兒童ヲ入學ビシノムトスルトキハ其ノ保護者ヨリ左ノ事項ヲ具シ學校管理者ニ申出ツヘシ

一 兒童前保護者ノ氏名、出生年月日、本籍地、現住所及族稱

二 兒童入學前ノ經歷

三 保護者ノ職業及兒童トノ關係

學校管理者ハ前項ノ申出ニ基キ入學スヘキ兒童ヲ決定シ學校長ニ通知スヘシ

第十七條 學校長ハ入學シタル兒童ニ就キ別記第一號

書式ニ依リ學籍簿ヲ編製スヘシ

學籍簿記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滯ナク之ヲ加除訂正スヘシ

第十八條 學校長ハ別記第二號書式ニ依リ在學兒童ノ

出席簿ヲ作り其ノ出席缺席ヲ明ニスヘシ

第十九條 學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童

又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認め

タル兒童ノ出席ヲ停止スルコトヲ得

第二十條 學校長ハ在學兒童ニシテ正當ノ理由ナクシ

テ一箇月以上缺席シタル者アルトキハ之ヲ除名スルコトヲ得ス

新撰韓國事情

トヲ得

七三八

第六章 職員

第二十一條 小學校教員ニハ小學校教員免許狀ヲ有スル者ヲ採用スヘシ

特別ノ事情アルトキハ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ教員ト爲スコトヲ得

第二十二條 小學校長ハ其ノ學校ノ本科正教員ヲシテ之ヲ兼ネシムヘシ

第二十三條 學校長及教員ノ採用解職ハ特ニ規定スルモノノ外學校管理者ノ申請ニ依リ理事官之ヲ行フ

第二十四條 學校長及教員ノ懲戒ハ特ニ規定スルモノノ外理事官之ヲ行フ

懲戒ハ譴責、減俸及業務停止トス

第七章 授業料

第二十五條 小學校ニ於テ授業料ヲ徵收スルトキハ尋常小學校ニ在リテハ一箇月四十錢以下、高等小學校ニ在リテハ一箇月八十錢以下ニ於テ其ノ金額ヲ定ムヘシ

特別ノ事情アルトキハ當該小學校經費ヲ負擔スヘキ

地域以外ニ住居スル者ノ兒童ニ限リ理事官ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限ヲ超ヘタル授業料ヲ徵收スルコトヲ得

附則

本規則ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
現在ノ小學校ハ本規則施行ノ日ヨリ一箇月以内ニ第五條ノ手續ヲ爲スヘシ

現在ノ在外指定學校ハ本規則ニ依リ設立セルモノト看做ス但シ其ノ學則中本規則ニ牴觸スルモノハ直ニ變更ノ手續ヲ爲スヘシ

(四) 鑛業法

三十九年七月十二日
韓國法律第三號

第一條 鑛業トハ鑛物ノ採掘及之ニ附屬スル事業ヲ謂フ

鑛物ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 未タ採掘セサル鑛物、廢鑛及鑛滓ハ國ノ所有トス

第三條 鑛業ヲ爲サントスル者ハ願書ニ採掘セントスル鑛物ノ種類ヲ明記シ鑛區圖ヲ添ヘ農商工部大臣ノ

許可ヲ受クヘシ

鑛業出願人ハ出願地ニ其ノ採掘セントスル鑛物ノ存在スルコトヲ證明スヘシ

第四條 鑛區ノ境界ハ直線ヲ以テ之ヲ定メ地表境界線ノ直下ヲ限トス其ノ面積ハ石炭ニ在リテハ五萬坪以上其ノ他ノ鑛物ニ在リテハ五千坪以上トシ共ニ百萬坪ヲ超ユルコトヲ得ス但シ權利保護上又ハ鑛區ノ分合上已ムヲ得サル場合ニハ百萬坪ヲ超ユルコトヲ得

第五條 皇城及離宮ノ周圍三百間以内又ハ皇陵園墓ノ火葬場以内ノ場所ハ鑛區ト爲スコトヲ得ス又所轄官廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ鑛業ノ爲之ヲ使用スルコトヲ得ス

陸海軍所轄ノ城堡、要港、火藥庫、彈藥庫及各官廳ノ周圍三百間以内ノ場所ハ所轄官廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ鑛區ト爲シ又ハ鑛業ノ爲之ヲ使用スルコトヲ得ス

第六條 鐵道、軌道、道路、運河、河湖、沼池、隄塘、社寺、境内地、公園地、墳墓及建物ヨリ地表地下トモ其ノ周圍五十間以内ノ場所ニ於テハ所轄官廳ノ許可又ハ所

有者若ハ關係人ノ承諾ヲ受クルニ非サレハ鑛物ヲ採掘シ又ハ鑛業ノ爲之ヲ使用スルコトヲ得ス

正當ノ理由ナクシテ前項ノ承諾ヲ拒ミタルトキハ鑛業權者ハ農商工部大臣ノ判定ヲ請求スルコトヲ得

第七條 農商工部大臣ハ公益上其ノ他ノ事由ニ依リ必要アリト認ムルトキハ鑛業ヲ許可セス

第八條 鑛業ヲ出願スル者同一ノ地ニ就キ三人以上アルトキハ願書到達ノ日ノ先ナル者ニ之ヲ許可ス同日ニ到達シタルモノニ付テハ農商工部大臣ニ於テ適當ト認ムル者ニ之ヲ許可ス

第九條 鑛業權者鑛區ノ合併分割又ハ訂正ヲ爲サントスルトキハ農商工部大臣ノ許可ヲ受クヘシ

鑛區ノ位地形狀鑛利ヲ害スル場合ニハ農商工部大臣ハ其ノ訂正ヲ命スヘシ

第十條 鑛業權ハ農商工部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ賣買讓與シ又ハ抵當ト爲スコトヲ得ス

鑛業權ハ相續ヲ爲スコトヲ得
第十一條 相當ノ鑛業ヲ爲サス又ハ危險ノ虞アリ若ハ公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ農商工部大臣ハ

其ノ改良若ハ豫防ヲ命シ又ハ鑛業ノ停止ヲ命スヘシ
第十二條 農商工部大臣ハ左ノ場合ニ於テ鑛業ノ許可
ヲ取消スコトヲ得

一 詐偽又ハ錯誤ニ依リ許可ヲ與ヘタルコトヲ發見
シタルトキ

二 正當ノ理由ナクシテ一箇年以上休業シ又ハ許可
ヲ得タル日ヨリ一箇年以内ニ事業ニ著手セサル
トキ

三 第九條第二項又ハ第十一條ノ命令ニ從ハサルト
キ

四 鑛業公益ヲ害スト認ムルトキ

五 鑛業ニ供用スヘキ土地ヲ其目的外ニ利用シタル
トキ

六 納稅期限内ニ鑛產稅又ハ鑛區稅ヲ納付セサルト
キ

七 第二十五條第三項ノ鑛業權者カ期限内ニ上納金
ヲ納付セサルトキ

八 指定シタル期限内ニ罰金ヲ納付セサルトキ

第十三條 鑛業ノ許可ヲ取消サレ又ハ鑛業權消滅シ又

ハ廢業シタルトキ農商工部大臣ニ於テ地表又ハ坑内
ノ安全ヲ保ツ爲必要ト認ムル構築物ハ之ヲ除去スル
コトヲ得ス

第十四條 鑛業出願又ハ鑛業ノ爲他人ノ土地ニ立入り
測量又ハ調査ヲ必要トスル者ハ農商工部大臣ニ其ノ
認可ヲ請求スルコトヲ得

認可書ヲ携帶スル者ニ對シテハ其ノ土地所有者又ハ
關係人之ヲ拒ムコトヲ得ス但シ測量若ハ調査ノ爲損
害ヲ及ボシタルトキハ請求者ハ其ノ賠償ヲ爲スヘ
シ

第十五條 鑛業權者鑛業上ノ必要アルトキハ土地所有
者又ハ關係人ニ土地ノ貸渡ヲ強要スルコトヲ得但シ
毎年借地料ヲ前拂スルニ非サレハ其ノ土地ヲ使用ス
ルコトヲ得ス

土地ノ使用ノ爲ニ所有者又ハ關係人ニ損害ヲ及ボシ
タルトキハ鑛業權者ハ其ノ賠償ヲ爲スヘシ

第十六條 鑛業權者ニ於テ貸渡ヲ受ケタル土地ヲ三箇
年以上使用スルノ目的アルカ又ハ三箇年以上之ヲ使
用シタルトキハ土地使用者ハ鑛業權者ニ其ノ土地ノ

買取ヲ強要スルコトヲ得

土地ノ一部ノ買取ニ依リテ殘地ヲ從來用キタル目的
ニ供スルコト能ハサルトキハ土地所有者ハ其ノ全部
ノ買取ヲ強要スルコトヲ得

第十七條 第十四條乃至第十六條ノ規定ニ依ル土地貸
渡、借地料、土地買取、買賣價格又ハ損害賠償ニ付
協議調ハサルトキハ農商工部大臣ニ其ノ判定ヲ請求
スルコトヲ得

判定ニ要スル費用ノ負擔者及負擔額ハ農商工部大臣
之ヲ定ム

第十八條 鑛業ニ關スル出願、請求又ハ届出ヲ爲ス者
ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ手数料ヲ納付スヘシ

第十九條 鑛業權者ハ鑛產稅及鑛區稅ヲ納付スヘシ

鑛產稅ハ鑛產物ノ價格ノ百分ノ一トシ鑛區稅ハ鑛區
一千坪毎ニ一箇年五十錢トス但シ一千坪未滿ハ之ヲ
一千坪ト看做ス

許可後滿一箇年間ニ係ル鑛區稅ハ前項ノ金額ノ半額
トス

第二十條 鑛產稅ハ前年分ヲ毎年三月中ニ納付スヘシ

但シ鑛業權ノ消滅若ハ讓渡ノ場合ニ於テハ即納スヘ
シ

鑛區稅ハ毎年十月中ニ翌年分ヲ前納スヘシ但シ許可
ノ年ニ係ルモノハ月割ヲ以テ即納スヘシ

既納ノ鑛區稅ハ之ヲ還付セス

第二十一條 農商工部大臣カ本法又ハ施行細則ニ基キ
爲シタル處分ニ關シテハ政府ハ損害賠償ノ責ニ任セ
ス

第二十二條 鑛業權ヲ有セスシテ鑛物ヲ探掘シタル者
又ハ詐偽ノ所爲ヲ以テ鑛業權ヲ得タル者ハ五十圓以
上一千圓以下ノ罰金ニ處シ探掘シタル鑛物ハ之ヲ沒
收ス既ニ之ヲ讓渡シ又ハ消費シタルトキハ其ノ代金
ヲ追徴ス

第二十三條 第五條、第六條第一項及第十三條ノ規定
ニ違背シタル者ハ二十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處
ス

第二十四條 前二條ノ處分ハ農商工部大臣之ヲ行フ

第二十五條 宮内府所屬ノ鑛山ハ勅令ヲ以テ之ヲ告示
ス

宮内府自ラ所屬ノ鑛山ヲ探掘スル場合ニ於テハ第十
二條、第十八條乃至第二十條ノ規定ヲ適用セス
宮内府所屬ノ鑛山ヲ探掘セントスル者ニ對シテハ左
ノ規定ニ依ル外本法ノ規定ヲ適用ス

一 第八條ノ場合ニ於テハ農商工部大臣ノ適當ト認
ムル者ニ之ヲ許可ス

二 鑛業權者ハ第十九條ニ準スル上納金ヲ農商工部
大臣ヲ經テ宮内府ニ納付スヘシ其ノ納付ニ關シ
テハ第二十條ノ規定ヲ準用ス

第二十六條 本法ヲ施行スルニ必要ナル命令ハ農商工
部大臣之ヲ定ム

第二十七條 本法及施行細則ノ規定ニ依ル處分ハ外國
人ニ關スルモノ多キヲ以テ日本統監ノ同意ヲ經ルコ
トヲ要ス宮内府所屬ノ鑛山ニ關シテモ亦同シ

第二十八條 本法發布前ニ許可ヲ受ケ現ニ鑛業ニ從事
スル内國人ハ本法施行後二箇月以内ニ本法ニ依リ出
願スヘシ

前項ノ出願ニ關シテハ事業ノ程度ニ依リ本法第八條
ノ規定ニ拘ラス特ニ許可ヲ與フルコトアルヘシ

第二十九條 本法ノ規定ニ依ル處分、爲ニ本法發布前
ニ現ニ鑛業ニ從事スル内國人ニ損害ヲ與フルト認ム
ルトキハ農商工部大臣ハ鑛業權者ヲシテ相當ノ補償
ヲ爲サシムヘシ

第三十條 本法發布前ニ鑛業權ノ特許ヲ得現ニ鑛業ニ
從事スル外國人ハ其ノ特許條件ニ牴觸スルモノヲ除
ク外本法ノ規定ヲ遵守スヘシ

附則

第三十一條 本法ハ光武十年九月十五日ヨリ之ヲ施行
ス

第三十二條 本法ニ牴觸スル法令ハ總テ之ヲ廢止ス

(五) 砂鑛採取法 三十九年七月二十八日
韓國法律第四號

第一條 砂鑛トハ砂金砂錫及砂鐵ヲ謂フ

第二條 砂鑛ヲ探掘セントスル者ハ農商工部大臣ノ許
可ヲ受クヘシ

第三條 砂鑛採取區ニ付テハ鑛業法第五條ノ規定ヲ準
用ス

第四條 鐵道、軌道、道路、運河、堤塘、社寺境内地

公園地及建物ノ周圍五間以内及墳墓ノ周圍三十間以
内ノ場所ニ於テハ地表地下ヲ區別セス所轄官廳ノ許
可又ハ所有者若ハ關係人ノ承諾ヲ受クルニ非サレハ
砂鑛ヲ採取シ又ハ砂鑛採取業ノ爲之ヲ使用スルコト
ヲ得ス

正當ノ理由ナクシテ前項ノ承諾ヲ拒ミタルトキハ砂
鑛採取權者ハ農商工部大臣ノ判定ヲ請求スルコトヲ
得

第五條 砂鑛採取出願ノ許否ニ付テハ鑛業法第七條及
第八條ノ規定ヲ準用ス

第六條 砂鑛採取權ノ移轉又ハ抵當權設定ニ付テハ鑛
業法第十條ノ規定ヲ準用ス

第七條 砂鑛採取業ノ停止、改良及危險ノ豫防ニ付テ
ハ鑛業法第十一條ノ規定ヲ準用ス

第八條 砂鑛採取權ノ取消ニ付テハ鑛業法第十二條ノ
規定ヲ準用ス

第九條 砂鑛採取業ニ關シ他人ノ土地ヲ使用シ又ハ買
收スル場合ニ付テハ鑛業法第十四條乃至第十七條ノ
規定ヲ準用ス

第十條 砂鑛採取業ニ關スル出願請求又ハ届出ヲ爲ス
者ハ命令ノ定ムル所ニ從テ手数料ヲ納付スヘシ

第十一條 砂金採取權者ハ採取稅ヲ納付スヘシ砂錫又
ハ砂鐵ニ付テハ採取稅ヲ課セス

採取稅ハ採取許可區一千坪若ハ河床延長一町毎ニ一
箇年一圓トス但シ一千坪未滿又ハ一町未滿ハ一千坪
又ハ一町ト看做ス

採取稅ハ毎年十二月中ニ翌年分ヲ納付スヘシ但シ許
可ノ年ニ係ルモノハ月割ヲ以テ即納スヘシ

既納ノ採取稅ハ之ヲ還付セス

第十二條 農商工部大臣カ本法又ハ施行細則ニ基キ爲
シタル處分ニ關シテハ政府ハ損害賠償ノ責ニ任セス

第十三條 採取權ヲ有セスシテ砂鑛ヲ採取シタル者又
ハ詐僞ノ所爲ヲ以テ採取權ヲ得タル者ハ五十圓以上
五百圓以下ノ罰金ニ處シ採取シタル砂鑛ハ之ヲ沒收
ス既ニ之ヲ讓渡シ又ハ消費シタルトキハ其ノ代金ヲ
追徵ス

第三條及第四條第一項ノ規定ニ違背シタル者ハ二十
圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

前二項ノ處分ハ農商工部大臣之ヲ行フ

第十四條 宮内府所屬ノ砂鑛區ハ勅令ヲ以テ之ヲ告示ス

宮内府自ラ其ノ所屬ノ砂鑛ヲ採取スル場合ニ於テハ第八條第十條第十一條ノ規定ヲ適用セス

宮内府所屬ノ砂鑛ヲ採取セントスル者ニ對シテハ左ノ規定ニ依ル外本法ノ規定ヲ適用ス

一 第五條ノ場合ニ於テハ農商工部大臣ノ適當ト認ムル者ニ之ヲ許可ス

二 第十一條ノ納付金ハ農商工部大臣ヲ經テ宮内府ニ納付スヘシ

第十五條 本法施行ニ必要ナル命令ノ發布ニ付テハ鑛業法第二十六條ノ規定、本法及施行細則ノ規定ニ依ル處分ニ關シテハ鑛業法第二十七條ノ規定ヲ準用ス

第十六條 鑛業法第二十八條乃至二十七條ノ規定ヲ準用ス

附則

第十七條 本法ハ光武十年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 本法ニ抵觸スル法令ハ總テ之ヲ廢止ス

(六) 移民保護法 三十九年七月十二日 韓國法律第二號

第一條 移民トハ勞働ニ從事スル目的ヲ以テ外國ニ出向スル者及其ノ家族ニシテ之ト同伴シ又ハ其所在地ニ出向スル者ヲ謂フ

移民取扱人トハ移民ヲ募集シ又ハ其出向ヲ周旋スルコトヲ營業トスル者ヲ謂フ

第二條 移民ハ農商工部大臣ノ許可ヲ受クルニ非ラサレハ外國ニ出向スルコトヲ得ス

第三條 農商工部大臣ハ必要ト認ムルトキハ移民ノ出向ヲ差止め又ハ其許可ヲ取消スコトヲ得

第四條 移民取扱人タラントスル者ハ農商工部大臣ノ許可ヲ受クヘシ

移民取扱人代理人ヲ置グトキ亦同シ

移民取扱人ニ非サレハ移民ノ出向ノ周旋又ハ募集ヲ爲スコトヲ得ス

第一項ノ許可ハ許可ノ日ヨリ六箇月以内ニ營業ヲ開始セサルトキハ其ノ效力ヲ失フ

第五條 移民取扱人ハ農商工部大臣ニ保證金ヲ納付シタル後ニ非サレハ營業ヲ開始スルコトヲ得ス

保證金ハ一萬圓以上トシ農商工部大臣之ヲ定ム

農商工部大臣ハ必要ト認ムルトキハ保證金額ヲ増減スルコトヲ得但シ前項ノ金額以下ニ減スルコトヲ得ス

ス

第六條 移民取扱人ハ出向ノ周旋ヲ爲シタル移民カ疾病ニ罹リ其ノ他困難ヲ極ムル場合ニ於テ之ヲ救助シ又ハ歸國セシムルノ義務ヲ負フ

前項ノ義務ヲ負擔スル期限ハ移民ヲ出向セシメタル月ヨリ十箇年トス

第七條 移民取扱人ハ代理人又ハ代表者ヲ在留セシメサル地ニ移民ヲ出向セシムルコトヲ得ス

第八條 移民取扱人ハ手数料ノ外移民ヨリ何等ノ利益ヲ受クルコトヲ得ス但シ其ノ手数料ハ豫メ農商工部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第九條 移民取扱人ハ勞働契約ニ依リ出向スル移民ヲ募集シ又ハ其ノ出向ノ周旋ヲ爲ストキハ移民ト書面契約ヲ爲スヘシ其ノ契約條件ハ豫メ農商工部大臣ノ

認可ヲ受クルコトヲ要ス

第十條 農商工部大臣ハ左ノ場合ニ於テ移民取扱人ノ營業ヲ停止シ又ハ營業ノ認可ヲ取消スコトヲ得

一 移民取扱人又ハ代理人若ハ代表者ノ行爲法令ニ違背シ又ハ公益ヲ害シタルトキ

二 移民取扱人又ハ代理人若ハ代表者カ指定シタル期限内ニ罰金ヲ納付セサルトキ

三 第五條第一項ノ規定ニ違背シタルトキ又ハ第五條第三項ノ規定ニ依リ保證金ノ増加ヲ命セラレタル場合ニ於テ指定シタル期限内ニ之ヲ納付セサルトキ

移民取扱人前項ノ處分ヲ受ケ又ハ營業ヲ休止シ若ハ廢止シタルトキト雖既ニ出向セシメタル移民ニ對スル義務ノ履行ヲ中止スルコトヲ得ス

第十一條 移民ト移民取扱人トノ間ニ起リタル紛議ニ關シテハ農商工部大臣之ヲ決定ス

第十二條 出向ノ許可ヲ受ケ又ハ不正ノ手段ヲ以テ許可ヲ受ケ又ハ出向差止め命令ニ違背シタル移民ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 移民取扱人許可ヲ受ケサル代理人ヲシテ其ノ行爲ヲ爲サシメタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ行爲ヲ爲シタル代理人亦同シ

第十四條 第五條第一項第七條第八條第九條ノ規定ニ違背シ又ハ法令ニ違背シタル移民ノ出向ヲ周旋シ若ハ出向差止中ニ移民ヲ出向セシメタル移民取扱人及代理人ハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 許可ヲ受ケスシテ移民取扱人タルノ行爲ヲ爲シタル者及代理人又ハ營業停止處分ニ違背シタル移民取扱人及代理人ハ百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 誘惑ノ手段ヲ以テ移民ヲ募集シ又ハ出向ノ周旋ヲ爲シタル移民取扱人及代理人ハ二百圓以上二千圓以下ノ罰金ニ處ス

移民取扱人ニ非スシテ前項ノ行爲ヲ爲シタル者亦同シ

第十七條 本法ノ罰則ハ移民會社ニ在リテハ其ノ各條ニ掲グル行爲ヲ爲シタル會社ノ代表者ニ對シテモ亦之ヲ適用ス

第十八條 第十二條乃至第十七條ノ規定ニ依ル處分ハ農商工部大臣之ヲ行フ

第十九條 本法ヲ施行スルニ必要ナル命令ハ農商工部大臣之ヲ定ム

第二十條 本法及施行細則ノ規定ニ依ル處分ハ外國ニ關スルヲ以テ日本統監ノ同意ヲ經ルコトヲ要ス

附則

第二十一條 本法ハ光武十年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

(七) 土地建物證明規則 三十九年十月三十一日 韓國勅令第六十五號

第一條 土地又ハ建物ヲ賣買、贈與、交換シ又ハ典當ト爲シタルトキハ其契約書ニ統首又ハ洞長ノ認證ヲ經タル後郡守又ハ府尹ノ證明ヲ受クルコトヲ得

第二條 前條ノ證明ヲ受ケタル契約書ハ完全ノ證據ト爲リ且其正本ニ依リ當該官廳ニ於テ直ニ執行スルノ力ヲ有ス

第三條 郡守及府尹ハ土地建物證明臺帳ヲ備ヘ第一條ノ證明ヲ爲シタルトキハ直ニ其要項ヲ記載スヘシ

第四條 何人ト雖郡守又ハ府尹ニ申請シテ土地建物證明臺帳ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第五條 第一條ノ認證、證明及前條土地建物證明臺帳ノ閱覽ヲ申請スル者ハ別ニ定ムル所ノ手数料ヲ納ムヘシ

第六條 統首、洞長、郡守及府尹カ故意若ハ過失ニ因リ權利ヲ有セサル者ノ請求ニ基キ認證若ハ證明ヲ爲シタルトキ又ハ故ナク認證若ハ證明ヲ拒ミ之ヲ怠リタルトキ又ハ土地建物證明臺帳ニ不實ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ土地建物證明臺帳ノ閱覽ヲ拒ミタルトキハ之ニ因リテ損害ヲ受ケタル者ニ對シ其損害ヲ賠償スル責ニ任ス

第七條 統首、洞長、郡守及府尹ノ處分ニ付キ異議アル者ハ其監督官廳ニ遲滯ナク之ヲ申立ツヘシ

第八條 當事者ノ一方カ外國人ニシテ本則ニ依リ證明ヲ受ケタル場合ニ於テハ日本理事官ノ查證ヲ受クヘシ若シ查證ヲ受ケサルトキハ第二條ノ効力ヲ生セサルモノトス

當事者ノ雙方カ外國人ニシテ證明ヲ受ケントスルト

キハ日本理事官ニ申請スヘシ日本理事官ハ先ツ當該ノ郡守又ハ府尹ニ通知シ土地建物證明臺帳ニ記載ノ後證明スルモノトス

附則

第九條 本令ハ光武十年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

(八) 國有未墾地利用法 法律第四號 光武十一年七月四日

第一條 國有未墾地トハ民有ニ非サル原野、荒蕪地、草生地、沼澤地及干瀉ヲ謂フ

第二條 國有未墾地ハ本法ノ規定ニ依リ之ヲ貸付スルコトヲ得

第三條 貸付期間ハ十箇年ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條 貸付ヲ受ケタル者豫定ノ事業ヲ成功シタルトキハ農商工部大臣ハ其ノ貸付ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ土地ヲ抛下又ハ附與スルコトヲ得

第五條 貸付ヲ受ケタル者ハ農商工部大臣ニ出願シ許可ヲ受クヘシ

第六條 貸付ヲ受ケタル者ハ農商工部大臣ノ定ムル所ニ依リ貸付料ヲ納付スヘシ

農商工部大臣ハ公益其ノ他ノ事由ニヨリ必要ト認ムルトキ貸付料ヲ減免スルコトヲ得

第六條 貸付ヲ受ケタル者ハ農商工部大臣ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ其ノ權利ヲ賣買、讓與シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

貸付ヲ受ケタル者ノ權利ハ之ヲ相續スルコトヲ得

第七條 國有未墾地利用ノ方法公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ農商工部大臣ハ其ノ改良又ハ停止ヲ命スヘシ

第八條 農商工部大臣ハ左ノ場合ニ於テ貸付ノ許可ヲ取消スコトヲ得

- 一 詐偽又ハ錯誤ニ依リテ許可ヲ與ヘタルコトヲ發見シタルトキ
- 二 貸付ヲ受ケタル日ヨリ一箇年以内ニ事業ニ着手セザルトキ又ハ着手後相當ノ事由ナクシテ豫定ノ進行ヲ爲サザルトキ
- 三 前條ノ命令ニ從ハザルトキ
- 四 貸付ノ許可ノ條件ニ違背シタルトキ
- 五 法定又ハ指定ノ期間内ニ貸付料又ハ罰金ヲ納付

セザルトキ

第九條 本法ニ依リ拂下又ハ附與シタル土地ノ稅率ハ其翌年ヨリ五箇年間ハ其ノ土地所在ノ道ニ於ケル最下級ニ屬スル土地ノ負擔ノ三分ノ一トス

第十條 自己ノ便宜ニ依リ貸付ヲ受ケタル土地ヲ返還シタル場合又ハ第八條ノ規定ニ依リ貸付ノ許可ヲ取消シタル場合ニ於テ其ノ土地ニ存在スル構築物其ノ他ノ物件アルトキハ所有者ハ農商工部大臣ノ指定スル期間内ニ之ヲ除去セザルトキハ其ノ物件ハ國ノ所有ニ歸ス

第十一條 本法ノ規定ニ依ラスシテ國有未墾地ヲ利用シタル者ハ五百圓以上貳百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 本法ヲ施行スルニ必要ナル命令ハ農商工部大臣之ヲ定ム

第十三條 本法及施行細則ノ規定ニ依ル處分ハ統監ノ同意ヲ經ルヲ要ス

第十四條 三町步(九千坪)ヲ超ヘサル國有未墾地ノ利用ニ付テハ當分ノ開墾慣ニ依リ本法ノ規定ニ依ラサ

ルコトヲ得

附則

第十五條 本法發布前ニ國有未墾地ノ利用ノ許可ヲ受ケ其ノ効力尙存續スルモノニ付テハ本法施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ農商工部大臣ノ認證ヲ請フヘシ其ノ認證ヲ受タルトキハ第四條ノ許可ヲ受ケタルモノト見做ス

認證ヲ受ケタル者其ノ事業ヲ成功シタルトキハ農商工部大臣ハ其ノ認證ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ土地ヲ拂下ケ又ハ附與ス

第十六條 本法ニ牴觸スル法令ハ之ヲ廢止ス

第十七條 本法ハ光武十一年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

(九) 國有未墾地利用法施行細則

農商工部令第五十號
光武十一年七月六日

第一條 開墾、牧畜、植樹、製鹽、養魚等ノ事業ノ爲國有未墾地ノ貸付ヲ受ケタル者豫定ノ事業ヲ成功シタルトキハ農商工部大臣ハ其ノ貸付ヲ受ケタル者ニ對シ

其ノ土地ヲ附與ス其ノ一部ニ付テ成功シタルトキハ其ノ部分ニ限リ之ヲ附與スルコトアルヘシ

公共ノ利益トナルヘキ事業ノ爲貸付ヲ受ケタル者又ハ農民若ハ漁民ニシテ宅地トシテ貸付ヲ受ケタル者豫定ノ事業ヲ成功シタルトキ亦前ニ同シ

第二條 前條ニ該當セザル事業ノ爲國有未墾地ノ貸付ヲ受ケタル者豫定ノ事業ヲ成功シタルトキハ農商工部大臣ハ其ノ貸付ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ土地ヲ拂下ケ

第三條 國有未墾地ノ貸付ハ一出願ニ付百町步ヲ超ユルコトヲ得ス但シ土地ノ狀況其ノ他農商工部大臣ニ於テ相當ト認ムル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四條 貸付ヲ受ケムトスル者ハ願書ニ左ニ掲グル書類及圖面ヲ添ヘ差出スヘシ

- 一 出願地及隣接地ノ現況圖
- 二 出願地及隣接地ノ現形圖
- 三 事業計畫書
- 四 事業豫定圖
- 五 貸付面積百町步ヲ超ユルトキハ其ノ理由書

- 六 拂下ヲ受ケムトスルトキハ拂下價格並納付方法
- 第五條 出願地及隣接地ノ現況書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スヘシ
 - 一 出願地ノ所在
 - 二 出願地ノ種類、各種類ノ面積及總面積
 - 三 出願地及隣接地ノ狀況
- 第六條 出願地及隣接地ノ現形圖ニハ左ニ掲グル事項ヲ示スヘシ
 - 一 出願地ノ境界
 - 二 出願地ノ種類各種類ノ形狀
 - 三 出願地及隣接地ノ狀況
 - 四 道路、河川、池沼、堤塘、橋梁等
 - 五 水流ノ方向
 - 六 道、郡、面、洞、里ノ境界並其ノ名稱
 - 七 方位
- 第七條 事業計畫書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スヘシ
 - 一 利用ノ目的
 - 二 經營ノ方法
 - 三 事業ノ收支豫算

- 四 事業着手ノ時期
- 五 貸付ヲ受ケントスル期間
- 六 開墾、牧畜、植樹、製鹽、養魚等ノ爲貸付ヲ受ケントスルトキハ毎年事業ヲ成功スヘキ土地ノ種類及其ノ面積
- 七 開墾ノ爲貸付ヲ受ケントスルトキハ自作又ハ小作ノ別及小作開墾ナルトキハ小作人トノ主ナル權利義務ノ關係
- 第八條 事業豫定圖ニハ左ニ掲グル事項ヲ示スヘシ
 - 一 第六條第一號及第四號乃至第七號ノ事項
 - 二 計畫ノ土地ノ種類及形狀
 - 三 土地ノ一部カ小作開墾ナルトキハ其ノ部分
- 第九條 二人以上共同シテ貸付ヲ受ケントスル者又ハ之ヲ受ケタル者ハ代表者一人ヲ定メ農商工部大臣ニ届出ツヘシ
- 第十條 貸付ヲ受ケントスル者若ハ之ヲ受ケタル者又ハ其ノ代理人國內ニ住所ヲ有セザルトキハ假住所ヲ定メ農商工部大臣ニ届出ツヘシ
- 第十一條 農商工部大臣必要ト認ムルトキハ期間ヲ指

- 定シ出願地ノ實測圖ヲ差出サシムヘシ實測圖ニハ第六條各號ノ事項ヲ詳細ニ示スヘシ
- 第十二條 農商工部大臣貸付ヲ許可スルトキハ許可書ヲ下付ス
 - 前項許可書ニハ附與又ハ拂下ヲ爲スヘキ旨及拂下ニ在リテハ其ノ價格ヲ明記ス
- 第十三條 貸付ヲ受ケタル者ハ許可ヲ受ケタル日ヨリ二箇月以内ニ其ノ土地ノ境界ニ標識ヲ建ツヘシ
 - 前項標識ニハ許可ノ年月日及許可ヲ受ケタル者及代理人ノ氏名住所又ハ假住所ヲ記載スヘシ
- 第十四條 貸付料ハ一町步毎ニ一箇年五十錢トス一町步ニ滿タサル端數ハ一町步ト見做シテ之ヲ計算ス
 - 貸付料ハ毎年十二月翌年分ヲ前納スヘシ但シ許可ノ年ニ係ル貸付料ハ月割ヲ以テ即納スヘシ
 - 既納ノ貸付料ハ之ヲ還付セス
- 第十五條 貸付料ノ減免ヲ受ケントスル者ハ願書ニ減免ヲ受ケントスル土地ノ所在、金額、期間及理由ヲ記載シテ之ヲ差出スヘシ
- 第十六條 貸付ヲ受ケタル者其ノ權利ヲ賣買、讓與シ

- 又ハ擔保ニ供セムトスルトキハ買受人、讓受人又ハ債權者ト連署シ許可書ヲ添ヘ差出スヘシ
- 相續ノ届出ヲ爲ス者ハ届書ニ相續ヲ證スル書類及許可書ヲ添付スヘシ
- 第十七條 農商工部大臣貸付ノ許可ニ依リ從來其ノ土地ニ關シ利害關係ヲ有スル者ニ損害アリト認ムルトキハ貸付ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ損害ノ補償ヲ命スルコトアルヘシ補償金額ニ付當事者間ニ協議調ハサルトキハ農商工部大臣之ヲ裁定ス
- 第十八條 貸付ヲ受ケタル者事業ノ計畫ヲ變更セムトスルトキハ之ニ關スル事業計畫書、事業豫定圖及理由書ヲ差出シ農商工部大臣ノ許可ヲ受クヘシ
- 第十九條 貸付ヲ受ケタル者ハ毎年三月其ノ前年ニ於ケル事業ノ成績ヲ農商工部大臣ニ届出ツヘシ
- 第二十條 貸付ヲ受ケタル者其ノ事業ヲ成功シタルトキハ其ノ土地ノ所在、面積及事業成功ノ狀況ヲ記シ實測圖ヲ添付シテ農商工部大臣ニ附與又ハ拂下ヲ申請スヘシ
- 前項ノ實測圖ニハ第六條第一號乃至第七號ノ事項ヲ

示スヘシ

第二十一條 貸付ヲ受ケタル者取消其ノ他ノ事由ニ依

リ權利ヲ喪失シタルトキハ直ニ許可書ヲ返納スヘシ

第二十二條 本令ニ依ル願書、申請書、届書其ノ他ノ

書類及圖面ハ外國人ニ在リテハ統監府ヲ經由シ農商

工部大臣ニ差出スヘシ

第二十三條 第九條第十條第十三條第十九條及第二十

一條ノ規定ニ違背シタル者又ハ第十七條ニ基ク補償

ヲ爲ササル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ處分ハ農商工部大臣之ヲ行フ

附則

第二十四條 國有未墾地利用法第十五條ノ規定ニ依リ

認證ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ其ノ權原ヲ證スル

書類及第四條ニ掲グル書類圖面ヲ添ヘ差出スヘシ現

ニ事業ニ著手セルトキハ其ノ成功部分ノ狀況ヲ現況

書及現形圖ニ記載スヘシ

前項ノ認證ニ付テハ第十一條ノ規定ヲ準用ス

第二十五條 本令ハ國有未墾地利用法施行ノ日ヨリ之

ヲ施行ス

(十) 國有未墾地利用法ニ關スル注意

國有未墾地利用法ノ規定ハ大別シテ三ト爲スコトヲ得

(其ノ一) 本法ニ依リ許可ヲ受ケ利用セントスル者

ニ關スル規定

(其ノ二) 從來ノ慣習ニ依リ利用スル者ニ關スル規

定

(其ノ三) 本法發布前利用ノ許可ヲ得タル者ニ關ス

ル規定

第一 本法ニ依リ許可ヲ受ケ利用セント

スル者ニ關スル規定

一 國有未墾地

國有未墾地ノ範圍ハ本法第一條ニ規定セリ國有トハ

民有ニ非サルモノヲ云フトノ意ハ同條ノ明定スル所

ナレトモ各箇ノ出願ニ應シ十分之ヲ調査セントス

未墾地トハ原野、荒蕪地、草生地、沼澤地及干潟ヲ

謂フ

二 國有未墾地ノ處分

國有未墾地ハ之ヲ貸付ス貸付ニ二種アリ甲ハ貸付後

無償ニテ其ノ土地ヲ附與スルモノ、乙ハ貸付後有償

ニテ之ヲ拂下クルモノトス(本法第三條、細則第一條

及第二條)即チ左ノ如シ

甲 貸付後附與スルモノ

一 開墾、牧畜、植樹、製鹽、養魚其ノ他之ニ類似スル

事業ニ供スルモノ

二 公共ノ利益トナルヘキ事業ニ供スルモノ

三 農民又ハ漁民カ移住シテ其ノ宅地ニ供セントス

ルモノ

乙 貸付後拂下クルモノ

(甲)以外ノ事業ニ供スルモノ例ヘハ市街地、工場

敷地等トナスモノ

附與又ハ拂下ヲ受ケタルトキ其ノ土地ハ純然タル

私有地トナルト雖(本法第三條及第九條)貸付中ハ

貸付料ヲ納付セサル可ラス貸付料ハ一町步毎ニ一

箇年五十錢トス但左ノ場合ニハ貸付料ノ減少又ハ

免除ヲ出願スルコトヲ得ヘシ(本法第五條及同細

則第十四條第十五條)

一 公共ノ利益トナルヘキ事業ノ爲土地ヲ利用スル

トキ

二 土地ノ狀況ニ依リ其ノ利用困難ニシテ數多ノ資

本勞力ヲ要スルトキ其ノ他農商工部大臣ニ於テ

相當ト認ムル事由アルトキ

國有未墾地利用ニ關スル法令中一町步トハ日本度

量衡法ニ定ムル一町步ニ同シ

三 出願書

貸付ヲ受ケントスル者ハ農商工部大臣ニ出願シ許可

ヲ受ケサル可ラス願書(第一號雜形)ニハ左ノ書類ヲ

添付スヘシ(本法第四條、細則第四條乃至第八條)

甲 出願地及隣接地ノ現況書

此ノ書類ニ記載スヘキ事項ハ細則第五條ニ規定セ

リ左ニ一二注意スヘキ點ヲ掲ケン

一出願地ノ所在ハ出願地ノ道、郡、面、洞、里ヲ記シ

之ヲ示ス

二 出願地ノ種類トハ(一)國有未墾地中ニ記述セル

未墾地ノ種類ノ何レニ屬スルカ其ノ土地數種類

ニ屬スルトキハ各種類ヲ云フ

三 出願地及隣接地ノ狀況トハ其ノ土地カ現今如何

ニ利用セラレツツアリヤ未タ利用セラレサルト
キハ如何ナル狀況ニ在リヤ等細則第六條第三號
乃至第五號ノ事項ヲ云フ
乙 出願地及隣接地ノ現形圖

現形圖ハ細則第十一條第二十條ノ實測圖ト異リ精
密ナル測量ヲ要セサルモノニシテ見取圖ニテ可ナ
リ然レトモ細則第十一條ニ於テ許可書下付ノ前實
測圖ヲ提出セシムルコトアルヲ以テ豫メ實測圖ト
大差ナキ様注意スヘシ若シ甚シキ差異アリテ現形
圖ヲ基礎トシテ作成セル第七條ノ事業計畫書カ實
測圖ヲ基礎トセル計畫ト非常ノ懸隔ヲ生スルトキ
ハ直ニ貸付ノ許可ヲ受ケルコトヲ得サルヘシ
丙 事業計畫書

事業計畫書ハ細則第十八條ニ依リ之ヲ變更スルコ
トヲ得ルモ相當ノ事由ナキトキハ此ノ變更ハ許可
セラレサルヲ以テ出願ノ際慎重ナル考慮ノ上之ヲ
作成スヘシ單ニ出願ノ條件ヲ充タスノ目的ヲ以テ
不完全ナル計畫ヲ定ムルトキハ後日第十八條ノ變
更ノ許可ヲ得ス遂ニハ本法第八條ニ依リ貸付ノ許

可ヲ取消サルルコトアルヘシ本書ニ記載スヘキ事
項中注意スヘキモノ左ノ如シ
一 利用ノ目的

此ノ目的ハ細則第一條及第二條ニ依ル附與又ハ
拂下ノ分ルル點ナルヲ以テ第二條ニ該當スル目
的ニ供セントスルトキハ細則第四條第六號ニ揭
クル書類ヲ願書ニ添付スルノ必要アリ

二 事業着手ノ時期

本法第八條ニ「一箇年以内ニ事業ニ着手セサル
トキハ許可ヲ取消スルコトヲ得」トアルヲ以テ
許可後一箇年以内ニ着手ノ時期ヲ定ムヘシ但シ
第八條ニハ單ニ「取消スコトヲ得」トアリテ「取
消ス」トナキヲ以テ相當ノ事由アリテ一箇年以
内ニ着手ノ時期ヲ定ムコトヲ得サルトキハ之ヲ
明ニ爲シ置クコト必要ナリ

三 貸付ヲ受ケントスル期間

貸付ヲ受ケントスル期間トハ貸付期間ト同シ貸
付期間ハ十箇年ヲ超ユルコトヲ得ス(本法第二
條第二項)即チ貸付ノ最大面積タル百町歩ハ最

長期タル十箇年内ニ成功スルコトヲ必要トス故
ニ貸付ヲ受ケントスル者ハ其ノ貸付ヲ受ケント
スル土地ノ大小其ノ利用ノ難易ニ應シ十箇年ヲ
超ヘサル相當ノ期間内ニ成功スル様計畫ヲ定メ
貸付ヲ受ケサル可ラス

丁 事業豫定圖

第八條第二號ノ計畫ノ土地ノ種類トハ未墾地ヲ如
何ナル種類ノ土地ニ變シ利用スルヤヲ謂ヒ其形狀
トハ其種類ニ箇以上アルトキ各範圍ヲ表示スヘキ
ヲ謂フ

戊 貸付面積百町歩ヲ超ユルトキハ其ノ理由書

貸付面積ハ一出願毎ニ百町歩以下ナルコトヲ原則
トス(細則第三條)但百町歩以上ノ土地ト雖モ地形
ニ依リ其ノ一方ニ築堤工事ヲ爲シ漸次事業ヲ進行
スルノ必要アル等土地ノ狀況其ノ他相當ノ事由ア
ルトキハ一出願ニ百町歩ヲ超ユルモ差支ナシ
又一出願ニ付キ原則トシテ一町歩ヲ超ユルコトヲ
得サルニ止マルヲ以テ一人カ數出願ヲ爲シ百町歩
以上ノ土地ノ貸付ヲ受ケルコトヲ得ルハ勿論ナレ

トモ本法ハ一出願毎ニ事業計畫書ニ從ヒ着手進行
スルコトヲ貸付ノ條件ト看做シ之ニ違背スルトキ
ハ本法第八條ニ依リ許可ヲ取消スニ至ルヲ以テ二
箇以上ノ出願ヲ爲シ百町歩以上ノ貸付ヲ受ケント
スル者ハ各出願地毎ニ事業ニ着手進行スルノ必要
アルコトヲ注意スヘシ

己 拂下ヲ受ケントスルトキハ拂下價格並納付方法

貸付ヲ受ケル土地、細則第二條ニ該當スルトキハ
其ノ土地ハ後日拂下ケラルルヲ以テ貸付ヲ受ケン
トスル者ハ其ノ拂下代價ヲ記シ且一時即納又ハ年
賦分納スル等納付方法ヲモ記スヘシ

四 願書ヲ差出スヘキ場所

貸付ヲ受ケントスル者ハ農商工部大臣ノ許可ヲ受
クヘキモノナルモ外國人ニ在リテハ統監府ヲ經由
スルコトヲ要ス(細則第二十二條)

五 先願權

先願權ハ之ヲ認メス農商工部大臣ノ認定ニ依リ適
當ナル者ニ許可ス(本法第四條)

六 願書差出期

光武十一年九月十五日(明治四十年九月十五日)ヨリ
始マル(本法第十七條)

七 手數料

出願ニハ手數料ヲ要セス

八 差出方法

單ニ出願スルヲ以テ足ル必スシモ郵便ヲ以テスルコ
トヲ要セス

九 共同出願者

二人以上共同シテ出願スルトキハ内一人ヲ代表者ト
爲シ農商工部大臣ニ届出ツヘシ(細則第九條)

十 韓國内ニ住所ヲ有セサル者

出願者韓國内ニ住所ヲ有セサルトキハ假住所ヲ定メ
農商工部大臣ニ届出ツヘシ
共同出願者中代表者カ國內ニ住所ヲ有スルトキハ他
ノ共同出願者ハ之ヲ有セサルモ可ナリ代表者ニ非サ
ル共同出願者國內ニ住所ヲ有スルモ代表者之ヲ有セ
サルトキハ代表者ハ假住所ヲ定メ届出ツルコトヲ要
ス

出願者(共同出願者ニ在リテハ其ノ代表者)國內ニ住

所又ハ假住所ヲ有スル代理人ヲ定メタルトキハ前二
項ニ依リ假住所ヲ定メ届出ヲ爲スコトヲ要セス(細
則第十條)

十一 實測圖

願書ニ現形圖ヲ添付シ出願シタル後更ニ出願地ノ實
測圖ヲ差出スヘキコトヲ命セラルルコトアルヘシ實
測圖ハ現形圖ト異リ精細ニ測量シタルモノナルコト
ヲ要ス但差出期間ハ農商工部大臣之ヲ定メ命令書ニ
記スヘシ(細則第十一條)

十二 許可書

許可書ニハ細則第一條又ハ第二條ニ依リ附與シ又ハ
拂下クヘキコト及拂下價格ヲ明記シ豫約スヘシ(細
則第十二條)

十三 許可條件

農商工部大臣ハ箇々ノ出願ニ應シ特別ノ事情ニ依リ
國有未墾地利用法及其施行細則ノ原則ニ反セサル特
別ノ條件ヲ付スルコトアルヘク此ノ條件ニ違背スル
トキハ許可ヲ取消サルルコトアリ但此條件ハ合理ニ
シテ且公平ナル判斷ニ基クヘキハ當然ナリ(本法第

八條第四號)

十四 補償

許可ヲ受ケタル者ハ細則第十七條ノ規定ニ依リ損害
ノ補償ヲ命セラルルコトアルヘシ即チ從來其ノ土地
ニ關シ利害關係ヲ有スル者ニ對シ損害ヲ蒙ラシムル
モノト認ムルトキハ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ損害ノ
補償ヲ命セラルルコトアルヲ豫期スヘシ

・ 第二 從來ノ慣習ニ依リ利用スル者ニ

關スル規定

從來國有未墾地ノ利用ニ付キ本法ト異ナル慣習アルト
キハ此ノ慣習ニ依リ未墾地ヲ開墾其ノ他ノ事業ニ利用
スルコトヲ得但シ從來慣習ノ効力ハ面積三町歩以下ノ
土地ヲ利用スル場合ニ限り之ヲ認ム換言スレハ三町歩
以下ノ土地ハ慣習ニ依リ之ヲ利用シ本法ノ支配ヲ受ケ
サルコトヲ得然レトモ慣習ニ依ルト本法ニ依ルトハ利
用セントスル者ノ意志ニ任スルヲ以テ慣習ニ依ラス本
法ノ規定ニ依リ許可ヲ受クルコトヲ得ルハ勿論ニシテ
是蓋シ安全ノ方法ナルヘシ(本法第十四條)

第三 本法發布前利用ノ許可ヲ得タル

第十編 法規

者ニ關スル規定

本法發布前慣習ニ依リ土地ヲ利用セル者ハ本法第十四
條ノ規定ニ依リ其ノ効力ヲ認メラルヘキモ政府ノ許可
ヲ得テ利用セル者ニ在リテハ光武十一年九月十五日
(明治四十年九月十五日)ヨリ同年十二月十五日迄三箇
月間ニ其ノ許可ノ認證ヲ農商工部大臣ニ申請スヘシ
此ノ期間内ニ認證ヲ申請セス又ハ認證ヲ得サルトキハ
其ノ許可ノ効力ヲ失フ

(土) 家屋稅法

隆熙三年三月十三日法律第二號

第一條 市街地ニ在ル家屋ヲ所有スル者ニハ本法ニ依
リ家屋稅ヲ課ス

本法施行地域ニハ戶稅ヲ課セス

第一項市街地ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス

第二條 本法ニ於テ家屋ト稱スルハ永久使用ノ目的ヲ
以テ築造セル建物ヲ謂フ

第三條 家屋稅ハ一構毎ニ左ノ等級、課稅標準及稅率

ニ依リ毎年之ヲ賦課ス
等級 課税標準及税率

- 一等 三十間以上 甲種金八圓 乙種金五圓
- 二等 十間以上 甲種金四圓 乙種金二圓
- 三等 四間以上 甲種金一圓三十錢 乙種金五十錢
- 四等 四間未滿 甲種金四十錢 乙種金三十錢

甲種トハ石造、煉瓦造又ハ瓦葺ノ家屋ヲ謂ヒ乙種トハ甲種ニ屬セサル家屋ヲ謂フ

層上ノ間數ハ二間ヲ一間トシ計算ス
間ヲ以テ計算シ難キ構造ノ家屋ハ方六尺ヲ一間トシ計算ス

一間未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

第四條 左ニ掲グル家屋ニハ家屋稅ヲ課セス

- 一 帝室有家屋
- 二 官有家屋
- 三 道、郡、面、村、里、洞其ノ他公共團體ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スル家屋但シ家賃ヲ收ムル家屋ハ此ノ限ニ在ラス
- 四 收利ヲ目的トセス直接祭祀、宗教、慈善、教育又

ハ學藝ノ用ニ供スル家屋

第五條 家屋稅ハ毎年四月現在家屋ニ依リ之ヲ賦課ス
第六條 家屋稅ハ左ノ二期ニ分納スヘシ

第一期 五月三十一日限 稅額二分ノ一
第二期 十一月三十日限 稅額二分ノ一

第七條 左ノ場合ニ在リテハ家屋稅ヲ減免スルコトヲ得但シ既納ノ稅金ハ之ヲ還付セス

- 一 極貧ニシテ納稅ノ資力ナシト認メタルトキ
- 二 家屋ノ全部又ハ一部滅失シタルトキ

第八條 財務官吏ハ家屋稅ノ調査上必要アルトキハ納稅義務者ト認ムル者ニ對シ訊問ヲ爲シ又ハ家屋內ニ臨檢スルコトヲ得

第九條 家屋ノ構造若ハ間數ヲ變更シ又ハ家屋ヲ新築滅失シ若ハ讓受ケタルトキハ其ノ旨ヲ家屋所在地ヲ管轄スル財務署ニ申告スヘシ

第十條 前條ノ申告ヲ爲サス、虛偽ノ申告若ハ答辯ヲ爲シ又ハ財務官吏ノ職務執行ヲ拒ミ若ハ之ニ支障ヲ加ヘクル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ脫稅シタル者ハ其ノ脫稅金ヲ一時ニ徵收ス

(附則)本法ハ隆熙三年分ヨリ之ヲ施行ス

市街地ニ家屋ヲ所有スル者ハ隆熙三年三月三十一日迄ニ家屋ノ所在、構造及間數ヲ一構毎ニ家屋所在地ヲ管轄スル財務署ニ申告スヘシ

前項ノ申告ヲ怠リ又ハ虛偽ノ申告ヲ爲シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

(三)酒造稅法

同上法律第三號

第一條 酒類ヲ製造スル者ニハ本法ニ依リ酒稅ヲ課ス

第二條 本法ニ於テ酒類ト稱スルハ左ノ三類トス

第一類 釀成酒
清酒、藥酒、白酒、濁酒、過夏酒其ノ他釀造製成シタル酒類

第二類 蒸餾酒
燒酒其ノ他蒸餾製成シタル酒類

第三類 混成酒
釀成酒又ハ蒸餾酒ニ他物ヲ混和製成シタル酒類其ノ他釀成酒又ハ蒸餾酒ニ非サル酒精含有飲料

第三條 酒類ヲ製造セムトスル者ハ製造場一箇所毎ニ

政府ノ免許ヲ受ケヘシ其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

前項ニ依リ免許ヲ與ヘタル者ニハ證票ヲ交付ス

第四條 酒類製造者ハ製造場見易キ所ニ常ニ證票ヲ掲ケ置クヘシ

第五條 酒類製造者ハ毎年十一月末日迄ニ翌年ニ製造スヘキ酒類及造石數ヲ定メ製造場ヲ管轄スル財務署ニ申告スヘシ

第六條 酒稅ハ酒類製造場一箇所毎ニ造石額ニ應シ左ノ區別ニ從ヒ毎年之ヲ納付スヘシ

- 第一類 釀成酒
- 五石迄 金一圓
- 十石迄 金二圓
- 二十石迄 金四圓
- 五十石迄 金十圓
- 百石迄 金二十圓

百石ヲ超過スルモノハ五十石迄ヲ増ス毎ニ金十圓ヲ加フ

第二類 蒸餾酒

- 一石迄 金一圓
- 二石迄 金二圓
- 五石迄 金五圓
- 十石迄 金十圓
- 二十石迄 金二十圓
- 五十石迄 金五十圓
- 五十石ヲ超過スルモノハ三十石ヲ増ス毎ニ金三十圓ヲ加フ
- 第三類 混成酒
 - 二石迄 金六圓
 - 五石迄 金十五圓
 - 十石迄 金三十圓
 - 二十石迄 金六十圓
 - 五十石迄 金百五十圓
 - 五十石ヲ超過スルモノハ三十石ヲ増ス毎ニ金九十錢ヲ加フ
- 第七條 酒税ノ納期ヲ左ノ二期トス
 - 第一期 五月 税額二分ノ一
 - 第二期 十一月 税額二分ノ一

- 第八條 證票ヲ受クル者ハ證票料金十錢ヲ納付スヘシ
- 證票ノ再交付ヲ受クルトキ亦同シ
- 第九條 財務官吏ハ酒類製造者又ハ酒類販賣者ノ所持ニ係ル酒類、其ノ製造出入ニ關スル一切ノ帳簿書類及酒類製造又ハ販賣上必要ナル建築物、材料、器械其ノ他ノ物件ヲ検査シ、訊問ヲ爲シ又ハ逋税ノ虞アリト認メタルトキハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得
- 第十條 第三條ノ免許ヲ受ケスシテ酒類ヲ製造シタル者ハ二圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第十一條 酒類製造者カ其ノ製造石數ヲ詐ハリ其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ脱税シ若ハ脱税セムトシタルトキハ其ノ金額ノ二倍ニ相當スル罰金ニ處ス
- 第十二條 前二條ニ該當スル者ニ對シテハ脱税ニ係ル税金ハ納期ニ拘ラス即時徴收スルコトヲ得
- 第十三條 酒類製造者財務官吏ノ職務執行ヲ拒ミ又ハ忌避スルカ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタルトキハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス但シ其ノ刑法大全ニ正條アルモノハ該規定ニ依ル

附則

本法ハ隆熙三年分ヨリ之ヲ施行ス
本法施行前ヨリ繼續シテ酒類ヲ製造スル者ハ本法公布ノ日ヨリ九十日以内ニ於テ本法ニ依リ免許ヲ受クヘシ

(三) 煙草税法

同上法律第四號

- 第一條 煙草耕作者又ハ煙草販賣業者ハ政府ノ免許ヲ受クヘシ
- 其ノ耕作又ハ販賣業ヲ廢止セムトスルトキハ免許ノ取消ヲ求ムヘシ
- 第一項ニ依リ免許ヲ與ヘタル者ニハ證票ヲ交付ス
- 第二條 煙草税ヲ分チ煙草耕作税及煙草販賣税ノ二種トス
- 第三條 煙草耕作税ハ左ノ種別ニ從ヒ煙草耕作者ヨリ之ヲ徴收ス
 - 第一種耕作(植付根數九百以下ノ者)一箇年金五十錢
 - 第二種耕作(植付根數九百ヲ超過スルモノ)一箇年金二圓
- 第四條 煙草販賣税ハ左ノ種別ニ從ヒ煙草販賣業者ヨリ之ヲ徴收ス

第十編 法規

- 第一種販賣(卸賣スル者)一箇年金十圓
- 第二種販賣(小賣スル者)一箇年金二圓
- 第五條 煙草税ハ毎年左ノ納期ニ徴收ス
 - 一 煙草耕作税 十一月
 - 一 煙草販賣税 一月
- 第六條 證票ヲ受クル者ハ證票料金十錢ヲ納付スヘシ
- 證票ノ再交付ヲ受クルトキ亦同シ
- 第七條 證票ハ店前其他見易キ所ニ常ニ掲ケ置クヘシ
- 第八條 財務官吏ハ煙草耕作地又ハ煙草販賣業者ノ店舖ニ入り訊問又ハ検査ヲ爲スコトヲ得
- 第九條 免許ヲ受ケスシテ煙草ヲ耕作シ又ハ煙草ノ販賣ヲ爲シタル者ハ一圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第十條 煙草耕作者又ハ煙草販賣業者第三條又ハ第四條ノ種別ヲ詐ハリ其ノ不正ノ行爲ヲ以テ脱税シ若ハ脱税セムトシタルトキハ其ノ金額ノ二倍ニ相當スル罰金ニ處ス
- 第十一條 前二條ニ該當スル者ニ對シテハ脱税ニ係ル税金ハ納期ニ拘ラス即時徴收スルコトヲ得
- 第十二條 煙草耕作者又ハ煙草販賣業者財務官吏ノ職

務執行ヲ拒ミ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタルトキハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス但シ其ノ刑法大全ニ正條アルモノハ該規定ニ依ル

附則

本法ハ隆熙三年分ヨリ之ヲ施行ス但シ隆熙三年分煙草販賣稅ハ免許ノ際之ヲ徵收ス
本法施行前ヨリ繼續シテ煙草ヲ耕作シ又ハ販賣業ヲ營ム者ハ本法公布ノ日ヨリ九十日以内ニ本法ニ依リ免許ヲ受クヘシ

統監府告示第十三號

韓國政府ハ隆熙三年二月十八日度支部令第二號ヲ以テ家屋稅法施行細則ヲ、同令第三號ヲ以テ酒稅法施行細則ヲ、同令第四號ヲ以テ煙草稅法施行細則ヲ公布セリ其ノ譯文左ノ如シ
明治四十二年二月二十一日

統監代理

副統監 子爵曾禰克助

(四) 家屋稅法施行細則

第一條 家屋稅法第九條ニ依リ申告ヲ爲スヘキ者ハ家

屋ノ所在、構造、間數及變更滅失シタル事由ヲ記載シタル申告書ヲ即時所轄財務署ニ提出スヘシ但シ讓受ノ場合ニ在リテハ讓渡人ノ住所姓名及權利移轉ノ事由ヲ附記スヘシ

第二條 家屋稅法第七條ニ依リ家屋稅ノ減免ヲ得ムトスル者ハ其ノ事由ヲ記載シタル申告書ヲ所轄財務署ニ提出スヘシ
(附則) 本令ハ家屋稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(五) 酒稅法施行細則

第一條 酒類ヲ製造セムトスル者ハ其ノ住所、姓名、製造場ノ位置及製造スル酒類ノ種類ヲ記載シタル免許申請書ヲ所轄財務署ニ提出スヘシ其ノ免許ヲ受ケタル事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第二條 財務署長ハ酒類製造免許申請者ニシテ納稅ノ資力ナシト認メタルトキハ免許ヲ與ヘサルコトヲ得但シ相當ノ保證人又ハ擔保物ヲ提供シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
第三條 酒類製造ノ免許ヲ與ヘタルトキハ第一號書式

ノ證票ヲ交付ス

第四條 酒稅法第五條ニ依リ申告書ニハ酒類ノ製造法及製造期間ヲ併記スルコトヲ要ス

新ニ酒類ヲ製造セムトスル者ハ免許申請書ト共ニ酒類ノ造石數、酒類ノ製造方法及製造スル期間ヲ申告スルコトヲ要ス

第五條 酒類製造者廢業セムトスルトキハ所轄財務署ニ免許ヲ取消ヲ請求シ同時ニ證票ヲ返納スヘシ

第六條 證票ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ遲滞ナク之カ再交付ヲ所轄財務署ニ請求スヘシ

附則

第七條 酒稅法附則第二項ニ依リ免許ヲ受ケムトスル者ハ免許申請ト同時ニ隆熙三年ニ製造スヘキ酒類、製造ノ方法及期間並造石數ヲ申告スヘシ

第八條 本令ハ酒稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第一號書式

六寸	第一號
四寸	一 製造者住所姓名
	二 製造場位置
	三 酒類ノ種類
	右免許ス
寸	年・月・日
	何財務署
	財務署印
	(厚紙)

(六) 煙草稅法施行細則

第一條 煙草ヲ耕作スルカ又ハ煙草販賣ヲ營マムトスル者ハ其ノ住所姓名及煙草稅法第三條又ハ第四條ノ種別ヲ記載シタル免許申請書ヲ所轄財務署ニ提出スヘシ免許ヲ受ケタル事項ヲ變更セムトスル時亦同シ
第二條 前條ニ依リ免許ヲ與フルトキハ煙草耕作者ニハ第一號書式、煙草販賣業者ニハ第二號書式ノ證票ヲ交付ス

第三條 煙草ヲ耕作スルカ又ハ煙草販賣業ヲ營マムトスル者ハ免許申請書ト共ニ耕作場又ハ販賣場ノ位置及植付煙草ノ根數ヲ申告スヘシ其ノ申告シタル事項